



2026年2月26日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社  
代表取締役会長兼 CEO 龍 潤 生  
(コード番号：3856 東証スタンダード)  
問い合わせ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内 田 晋  
電 話：03-6810-3028 (代表)

### 検証委員会の検証報告書公表に関するお知らせ

当社は、2026年2月20日開示の「検証委員会の検証報告書受領に関するお知らせ」のとおり、同日に外部専門家で構成される検証委員会（以下、「本委員会」という。）による検証報告書を受領しました。本委員会では、2025年12月17日に当社が開示した「第三者委員会調査結果報告書」（「第三者委員会の調査結果報告書公表に関するお知らせ」を参照）全文に対する内容の検証及びその総括、コンプライアンス・ガバナンス強化に関する提言等の検証を行いました。

本日、本委員会において、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から部分的な非開示措置を施した「検証報告書（開示版）」を受領しましたので、別添のとおり公表いたします。

なお、当委員会の設置の目的には、取締役等各人の責任調査の実施、本件を受けての新経営陣の陣容、組織の在り方に対する提言も含まれていますが、こちらの報告については3月上旬頃の受領を予定しています。

#### 記

#### 1. 本委員会の検証結果について

本委員会の検証結果につきましては、添付の「検証報告書（開示版）」をご覧ください。なお、当該検証報告書につきましては、本委員会において、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から、部分的な非開示措置を施したうえで公表しております。

#### 2. 今後の対応について

##### (1) 新経営体制に関する決定

当社は、2025年12月17日に受領した第三者委員会の調査結果報告書及び本委員会より3月上旬頃に受領予定の新経営陣の陣容、組織の在り方に対する提言を受け、新経営体制構築へ向けた人選を進めます。新経営体制については、内定次第お知らせいたしますと共に、2026年4月10日開催の臨時株主総会の付議事項とし、同日の取締役会を以って最終決定といたします。

(2) 再発防止策について

当社は、第三者委員会の調査結果及び本委員会の検証結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策は、決定次第、改めて公表する予定です。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上

Abalance 株式会社 御中

検 証 報 告 書

2026 年 2 月 20 日

Abalance 株式会社検証委員会

委員長 郷 原 信 郎

委 員 大 下 良 仁

委 員 藤 井 寿

## 目 次

一 検証の概要 .....	4
第1 当委員会設置の経緯.....	4
第2 委員会の構成.....	4
第3 当委員会設置の目的.....	4
第4 本検証の期間及び方法.....	5
1 本検証の期間.....	5
2 本検証の方法.....	5
3 第三者委員会との関係（調査の限界） .....	5
二 2025年12月17日にAbalanceが開示した第三者委報告書の検証及びその総括（検証事項(1)） .....	7
第1 総論 .....	7
1 「第三者委員会報告書」としての特異性.....	7
2 「不正」の認定の根拠に関する問題点 .....	8
3 「第三者委報告書の検証」の構成.....	10
第2 「不正会計」に関する見解【第4,4・56頁】 .....	10
1 「不正」の定義からの検証.....	11
2 「会計上の慣行」についての実証的検証.....	14
3 不祥事調査と「不正の意図」の認定 .....	17
第3 有償支給取引の会計処理についての事実認定及び評価【第3・13頁】 .....	18
1 当委員会の調査結果.....	18
2 第三者委報告書の評価.....	23
3 小括 .....	27
第4 （監査等委員会報告書に基づき）誤謬であると公表をしたことについて【第4・52頁】 .....	28
1 第三者委員会による評価の概要 .....	28
2 当委員会の調査結果.....	29
3 監査等委員会報告書の評価過程・内容についての当委員会の評価.....	32
4 第三者委報告書の「監査等委員会報告書に対する指摘・批判」についての当委員会の評価.....	35
第5 【第5 金融機関からの融資に関する請求書の偽造等】について .....	37
1 項目名の「偽造」の文言に対応する本文の記載がないこと.....	37
2 監査等委員会報告書と第三者委報告書の認定の相違.....	38
第6 【第8 2025年3月期有価証券報告書に関連する会計処理等】について【第8・100頁】 .....	40

1	大和町太陽光発電所合同会社（以下「大和 GK」）の期限の利益喪失事由	41
2	適時開示の要否	41
第7	【第9 関連当事者取引について】について【第9・104頁】	42
第8	【第10 2025年4月の第三者割当増資等について】について【第10・115頁】	44
1	第三者委員会の指摘	44
2	当委員会における追加の事実調査	46
3	当委員会の評価	47
第9	総括	49
<b>三</b>	<b>当委員会の調査結果に基づく Abalance の組織のガバナンス、コンプライアンス上の問題点及び改善のための方策</b>	<b>52</b>
第1	コンプライアンス・ガバナンス上の問題点	52
1	適切な会計処理や、取引管理、適時開示を行うための体制が構築されていなかったこと	52
2	コンプライアンス・ガバナンス軽視の企業風土	53
3	Abalance 経営陣や WWB 経営陣のガバナンス・コンプライアンスの意識の欠如	54
5	監査等委員会の牽制機能の欠如	55
6	海外子会社に対する牽制・管理体制の不備について	56
第2	コンプライアンス・ガバナンス改善のための方策	56
1	経営陣及び監査等委員会の刷新	56
2	監査等委員会の監督機能の強化	56
3	上場企業としてあるべき体制の構築	57
4	海外子会社の取扱い	58

## 一 検証の概要

### 第1 当委員会設置の経緯

Abalance 株式会社（以下「Abalance」という。）は、2024年3月13日、監査等委員会による調査報告書（以下「監査等委員会報告書」という。）が提出され、これに基づき、2024年3月14日、第23期第1四半期（2022年6月期第1四半期）から第25期第1四半期（2024年6月期第1四半期）に係る有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書（以下単に「訂正報告書」という。）の提出を行った。そして、訂正等の原因となった不適切な会計処理がなされた経緯・理由等についてさらに疑義が生じたことから、改めて調査・検証をすべく、2025年9月2日、第三者委員会による調査が行われ、同年12月17日、調査結果報告書（以下「第三者委報告書」という。）が提出された。

Abalance は、第三者委報告書による再発防止策の提言に沿って再発防止策を策定、実行することとし、第三者委報告書の個別の案件を含め、詳細に検証を進めたうえで適切な再発防止策を講じる必要性を認識したことから、Abalance の経営の再構築及びステークホルダーの皆様からの信頼を取り戻すために必要な施策として、2025年12月25日、検証委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決議し、2026年1月8日、下記の体制にて当委員会を設置し、当委員会による検証（以下「本検証」という。）を実施することとした。

なお、本報告書において、第三者委報告書の該当部分を指摘する場合、項目や頁数を「【第●, ●・●頁】」、引用部分を《》などと表記する場合がある。

### 第2 委員会の構成

当委員会の体制は、以下のとおりである。

委員長：郷原 信郎（代表弁護士 郷原総合コンプライアンス法律事務所）

委員：大下 良仁（弁護士 善国寺坂法律事務所）

委員：藤井 寿（公認会計士・弁護士 リンクパートナーズ法律事務所）

当委員会の委員は、いずれも Abalance と利害関係を有していない独立した外部専門家である。

委員選定の経緯については、Abalance の取締役監査等委員（社外）の柳瀬重人から弁護士である郷原信郎に直接連絡があり、当委員会の委員長を打診されたのでこれを承諾するとともに、弁護士である大下良仁及び公認会計士・弁護士である藤井寿を Abalance に紹介し、3名の委員選定に至った。

### 第3 当委員会設置の目的

(1) 2025年12月17日に Abalance が開示した第三者委報告書全文に対する内容の検証及

びその総括

- (2) 取締役等各人の責任調査の実施
- (3) コンプライアンス・ガバナンス強化に関する提言
- (4) 本件を受けての新経営陣の陣容、組織の在り方に対する提言
- (5) その他上記に関連する業務

#### 第4 本検証の期間及び方法

##### 1 本検証の期間

当委員会は、2026年1月8日に設置され、2026年2月20日まで調査を実施した。

##### 2 本検証の方法

当委員会は、Abalance から、本検証に関連する可能性がある資料を収集し、その内容の精査・検討を行うとともに、Abalance 関係者に対するヒアリングを行った。

##### 3 第三者委員会との関係（調査の限界）

Abalance は、2025年12月17日、第三者委員会から第三者委報告書を受領したが、関係者が一部匿名化（記号化）されたものであり、本検証のためには記号化された者が誰であるかを把握する必要があった。また、第三者委報告書記載の事実認定及び会計に関する見解については、その根拠が示されていないものが多く、根拠資料を確認した上で検証を行う必要があった。

そこで、当委員会は、本検証のため、第三者委員会に対して第三者委報告書完成稿（実名版）並びに第三者委報告書記載の事実認定及び会計に関する見解についての根拠資料の提供を求めたものの、第三者委員会委員長である本澤順子弁護士から以下の理由により協力を拒絶された。

- ① 第三者委報告書の提出をもって、「第三者委員会委員長としての職務」は完了したものと認識していること
- ② 第三者委員会が実施したヒアリングについては、対象者から秘密保持の厳守を確約した上で協力を受けたものであること
- ③ 第三者委報告書において認定の根拠としたメールについては Abalance も保有していること

このうち①について、Abalance と第三者委員会の委託契約書には、第三者委報告書の提出をもって、「第三者委員会委員長としての職務」は完了とする旨の定めはない。第三者委員会は、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010

年7月15日公表・同年12月17日改訂。以下「日弁連ガイドライン」という。)に依拠して行われたものであるが、日弁連ガイドラインも第三者委報告書の提出後に一切の職務提供が不要となるとの指摘はない。

いうまでもなく、第三者委員会による調査は、組織の不祥事(犯罪行為、法令違反、不正・不適切な行為等)について、当該組織から独立した委員により構成され、専門家としての知見と経験に基づいて原因分析、再発防止策等の提言を行うことを目的として設置されるものであり、もってステークホルダーの利益を図ることを目的とするところ(日弁連ガイドライン第1部基本原則参照)、調査報告書提出後であっても、第三者委員会が当該目的達成のために行うべき業務は想定されるし、実務的にも第三者委員会が調査報告書提出後も業務を行うことは珍しくない。Abalanceの第三者委員会が、第三者委報告書の提出をもって「第三者委員会委員長としての職務」は完了したものと主張し、その後一切の対応をしないというのは、第三者委員会の設置の目的(委託契約の委託事項でもある。)、受任者の報告義務(民法645条)及び弁護士の報告義務(弁護士職務規程第36条、同第44条)に照らしても疑問である。

次に、②については、第三者委員会によるヒアリングは徹底的な守秘のもと行われるべきであること、ヒアリング対象者の意向を尊重すべきことはいうまでもないが、第三者委員会以外の者が一切検証不能な調査結果を報告したとしても無意味であり、このような調査結果を会社やステークホルダーが甘受することは困難であろう。例えば、ヒアリング対象者に対して、当委員会に対象者が誰であるか明かして良いか、ヒアリングの録音データやメモを渡して良いか確認することに何ら支障はないはずであるのに、このような対応を全く行わない第三者委員会の今般の対応は疑問であるというほかない。

さらに、Abalanceと第三者委員会の委託契約書には、調査報告書について「公表がなされる場合は、営業秘密に関する事項や、第三者のプライバシーに関する事項等については、第三者委員会の同意を得て、これらを匿名にし、又はマスキングしたものを作成して公表することができる。」と定めているものの、委託契約書には、第三者委員会がAbalanceに対して提出する調査報告書(委託契約書に基づく成果物である。)自体が匿名版のみで良いとする定めはなく、第三者委員会の委託業務が完全に履行されたともいい難い。一般論としても、第三者委員会の設置の目的は上記のとおりであって、企業が、関係者が匿名化(記号化)された調査報告書のみで上記目的を達することは困難であろう。

③について、当委員会は、第三者委報告書において認定の根拠として引用されたメールのうち、日時・送受信者が明確であるものについてはAbalanceから提供を受けたものの、第三者委報告書において日時や当事者が明確でないものについては発見に至らず、検証はできていない。

以上から、当委員会は、第三者委報告書の関係者の一部については不明のまま本検証を行うことになった。また、事実認定及び見解の根拠が不明なものについては、当委員会独自の調査に基づき、第三者委員会の認定の当否を検討した。

## 二 2025年12月17日にAbalanceが開示した第三者委報告書の検証及びその総括（検証事項(1)）

### 第1 総論

#### 1 「第三者委員会報告書」としての特異性

一、第4、3で指摘したとおり、第三者委員会は、組織の不祥事（犯罪行為、法令違反、不正・不適切な行為等）について、当該組織から独立した委員により構成され、専門家としての知見と経験に基づいて原因分析、再発防止策等の提言を行うことを目的として設置されるものであり、報告書においては、調査結果に基づいて、不祥事に関連する事実関係が客観的に記述された上で、法律的、コンプライアンス的観点からの評価が行われるのが通常である。

今回の「Abalance 株式会社第三者委員会」も、日弁連ガイドラインに準拠して設置されたことを明記しており、一般的な「第三者委員会」として設置されたものと解されるが、第三者委報告書の内容は、いくつかの面で、通常の第三者委員会の報告書とは大きく異なっている。

第一に、調査の対象とされた複数の問題について、客観的な事実記載においては不可欠な時系列の整理が適切に行われていない。報告書冒頭の第三者委員会の設置の経緯に関する記述においても、有償支給取引の会計処理に関する監査等委員会報告書の公表を受けて2024年3月14日に過年度決算訂正が行われた旨の記載に続いて、「この訂正等の原因となった不適切な会計処理がなされた経緯・理由等についてさらに疑義が生じたことから、改めて調査・検証をすべく、第三者委員会の設置が検討された。」とされ、「同年8月12日」に「第三者委員会の設置」が決定されたように記載されているが、正しくは第三者委員会の設置の決定は「2025年8月」である。単に、第三者委員会の設置時期が1年ズレているだけでなく、2024年3月14日の過年度決算訂正の時点からの約1年半の期間の経緯が完全に欠落している。

第二に、「誤謬ではなく不正会計（粉飾）」との結論が示されているが、この「不正」が、「誰」の「どのような行為」を指しているのかが判然としないことである。Abalanceの経営者の不正なのか、従業員の不正なのか、或いは、その子会社であるWWB株式会社（以下「WWB」という。）の経営者の不正なのかについての認定は全くなされていない。「不正」の認定について、「重過失＝不正と認定し得る」という考え方が示されているが、その「重過失」も、誰について、どのようなことを認識していたのに、どのような行為をおこなったことが「重過失」なのかが述べられていない。

また、企業不祥事にかかる第三者委員会の報告書では、公表について、氏名が公開されている上場企業の経営者については実名で記載し、それ以外の役職員は匿名化するのが一般的であるものの、第三者委員会を設置し調査を依頼した会社に対しては、実名版を提出するのが通常の方法だが、Abalanceの第三者委報告書は、同社に提出した調査報告書も含め、

すべて匿名化されたものであり、当委員会も、上記のとおり、第三者委員会委員長に「第三者委報告書完成稿（実名版）」の提供を求めたが拒絶された。すべての関係者名が匿名化されているため、報告書の記述について根拠が確認できないものも多数ある。結局のところ、Abalance の第三者委報告書は、同社に「不正」「粉飾」というレッテルを貼っているだけで、その根拠はほとんど示していないといわざるを得ない。

第三に、同社において第三者委員会の設置に先立って行われた監査等委員会の調査報告書との関係に関する問題である。第三者委報告書の記述内容は、調査対象事項についての「事実認定」とそれに基づく「評価」よりも、監査等委員会の調査報告書に対する「批判」を通して「誤謬ではなく不正」との結論を導くことに主眼が置かれている。しかも、その点に関する記述の多くは、監査等委員会側が当初から第三者委員会の設置を回避しようとしていたことなど、監査等委員会側の「意図」に関するものが中心である。

不適切会計についての第三者委員会であれば、当該会計処理の経緯、関係者の対応・判断の理由などの調査結果と、それらについての法的・会計的評価を客観的に記述するのが通常であるが、それとは大きく異なっている。しかも、第三者委報告書で、監査等委員会の調査は当初から「誤謬の結論ありき」で「誤った前提」で行われたとの批判の根拠とされているのは、「重過失＝不正と認定し得る」が「会計上の慣行」だとする見解であるが、第2で後述するとおり、当委員会が行った監査基準、過去の第三者委員会報告書の認定等の調査の結果からは、そのような「会計上の慣行」の根拠は全く見いだせない。第三者委報告書においては、上記のとおり、監査等委員会報告書の結論を否定する意図から、本件調査対象とされた有償支給取引の会計処理が「不正か誤謬か」という点が中心的な争点とされているが、後述するとおり、そもそも、第三者委員会の調査において、「不正か誤謬か」が論点とされること自体ほとんど例がなく、そのような立論自体に問題があるといわざるを得ない。

## 2 「不正」の認定の根拠に関する問題点

第三者委報告書では、メールのやり取りから、Abalance 経営陣が、意図的な不正会計（粉飾）の存在が顕在化することなどを恐れて、第三者委員会や特別調査委員会の設置を何としても回避しようとしていたことを、「不正の認識」の根拠であるかのように述べている（【第4,3《第三者委員会の発足を回避した経緯及び関係者のメール》・54頁】）。

そうであるとすれば、監査等委員会の調査によって過年度決算訂正を行い、問題は一応決着していたのに、その後、1年以上経過した後第三者委員会を設置するに至ったことには、Abalance 経営陣にそうせざるを得ない事情があったはずである。

この点について、2025年8月12日付けの第三者委員会設置の決定についてのリリースでは、「外部機関による指摘を受けたことから、下記項目について、第三者委員会を設置し、詳細に調査をするべきと判断いたしました。」などと記載されており、「外部機関からの指摘」が第三者委員会の設置の契機となったことが明記されている（Abalance 担当者に問い合わせ

せたところ、2025年5月27日に、本件有償支給取引の会計処理に関して証券取引等監視委員会開示検査課による立入検査が行われ、2025年8月6日からは、事情聴取が開始されたとのことである。）

しかしながら、第三者委報告書は、「訂正等の原因となった不適切な会計処理がなされた経緯・理由等についてさらに疑義が生じたことから」とだけ記載し、その間の経緯について具体的に記載しておらず、「外部機関からの指摘」についても全く言及していない。しかも、過年度決算の訂正から第三者委員会設置の決定までの期間が実際には1年半であったのに半年足らずであるように誤って記載している。そこには、Abalance 経営陣が過年度決算訂正後1年以上経過した後に第三者委員会設置を決定する契機となった「外部機関からの指摘」について言及を避けようとする意図が働いているように思える。

また、第三者委報告書は、監査等委員会による調査を行うことになった経緯について、《WWBが、A社と進めていた宮城県大和・大衡太陽光発電所プロジェクトにおいて、2023年末から2024年初にかけて追加工事費用の請求が発生したことを契機として、当該プロジェクトの取引内容の妥当性が社内外で問題視されるに至ったことが、調査開始の端緒となったとのことである。また、同時期にA社会長からアスカ監査法人等に提供された通報文書の存在が明らかになり、同文書には循環取引を疑わせる内容が含まれていたことから、WWBにおける不正取引やAbalanceのガバナンス体制、不正会計に対する懸念が社内外で顕在化していた》（「A社」とは、「大和町太陽光発電所・大衡村太陽光発電所」（以下「大和大衡」という。）案件におけるフルターンキー契約の受注施工業者である。）としており、それを受けて、内部調査委員会による調査、さらに監査等委員会による調査が行われたと述べている。

つまり、本件の一連の会計処理の問題の表面化の発端となったのは、「A社会長による通報」であり、そこで問題にされていた「不正」というのは、「循環取引」などだったのであり、それについて調査を行う過程で有償支給取引の会計処理の問題が把握されたものである。

そのため、内部調査委員会の調査から監査等委員会の調査への移行前後において、関係者間のやり取りで「不正」と表現されていたのは、有償支給取引についての「不正」のことではなく、循環取引とそれに関連して問題が指摘されていた契約書、請求書の偽造等の問題（第三者委報告書【第5 金融機関からの融資に関する請求書の偽造等】）を念頭に置いて発言していることも多く、監査等委員会の調査開始時における「不正か誤謬か」という論点設定における「不正」も同様であったと考えられる。

その後、監査等委員会の調査においては、循環取引などについては会計処理上の問題ではないことが確認され（上記の【第5】においても会計処理上の問題はないことが前提にされている。）、過年度決算訂正の対象となった有償支給取引の問題に焦点が絞られた。ところが、第三者委報告書では、監査等委員会の調査を開始するまでの間の関係者間のメール、発言などで循環取引や契約書、請求書の偽造等の問題を念頭に置いて使われていた「不正」という言葉を、本件の有償支給取引についての「不正の認識」を示す証拠として扱っており、

Abalance 経営陣や関係者に、有償支給取引の会計処理について「不正の認識」があったことを示す証拠であるかのように引用されている。

それに加え、「重過失＝不正と認定し得る」が「会計上の慣行」であるとの「独自の見解」を当然の前提として、有償支給取引の会計処理が「不正」であること、監査等委員会の調査が誤りであることの根拠としていることからすると、第三者委員会には、当初から「誤謬ではなく不正（粉飾）」の結論を導こうとする強い意図があったと考えざるを得ない。

### 3 「第三者委報告書の検証」の構成

第2以下で、第三者委報告書の個別の検証結果について述べる。

まず第2では、本件不適切会計の評価の前提とされた「重過失＝不正と認定し得る」が「会計上の慣行」であるとする見解について、収集した文献、資料に基づく検証結果を述べる。

続いて、第3では、有償支給取引の事実認定及び評価について、第4では、「（監査等委員会報告書に基づき）誤謬であると公表をしたこと」について、第5では、上記のとおり、いずれも「A社の告発」に関連する事項に関する記述である【第5 金融機関からの融資に関する請求書の偽造等】について、第6では【第8 2025年3月期有価証券報告書に関連する会計処理等】について、第7では【第9 関連当事者取引について】、第8では【第10 2025年4月の第三者割当増資等について】についての、当委員会の検証結果を述べる。

そして、第9で、以上の検証結果を総括する。

なお、本件検証は第三者委報告書全体について行ったが、【第6】及び【第7】については、特に問題はなかった。【第11「原因分析」・123頁】、【第12「再発防止策の提言」・130頁】については、前提となる認定事実が大きく異なるので、その内容については言及せず、当委員会としての調査結果に基づき、独自に原因分析と再発防止策の提言を行う。

### 第2 「不正会計」に関する見解【第4,4・56頁】

第三者委報告書では、以下のとおり、「重過失＝不正と認定し得る」との前提に立ち、監査等委員会報告書などの認定を否定し、本件会計処理を「不正」と認定している。

この認定の妥当性について、以下検証する。

#### 【第4,4,(3)・56頁】

財務諸表の虚偽記載に関する「不正」（粉飾）の判断は、

- ・ 「故意」に限られず、
- ・ 通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかかわらずこれを見逃したような「重過失」がある場合も、広義の「不正」に該当し得ることが会計上の慣行である。

#### 【第4,5,(3)・63-64頁】

監査等委員会及びアスカ監査法人においては、「故意」の明確な証拠がないことを特段重視し「不正（粉飾）はない」と判断する、という共通した認定の枠組みを採用していた。

その結果として、両者とも、財務報告における虚偽記載の不正が故意のみならず重過失をも含み得るといふ、会計上の慣行を十分に踏まえることができず、本件取引の性質に照らして本来検討すべきであった「不正（粉飾）」の方向性を最後まで導き出せなかったものと判断される。

## 1 「不正」の定義からの検証

### (1) 「不正」の定義

当委員会において改めて検証を行ったが、企業会計における「不正」の定義については、公認会計士が準拠すべき監査基準をはじめとして、下記のような様々な基準や公刊物において「意図的」であることを要素としていることは明らかであり、「重過失」の場合を同視する見解は一切確認できない。

#### 監査基準委員会報告書第 35 号（日本公認会計士協会）

##### 第 4 項

財務諸表の虚偽の表示は、不正又は誤謬から生ずる。不正と誤謬は、財務諸表の虚偽の表示の原因となる行為が、意図的であるか意図的でないかで区別する。

##### 第 6 項

不正とは、財務諸表の意図的な虚偽の表示であって、不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を含み、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。

##### 第 8 項

不正な財務報告とは、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な開示を行わないことを含む、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽の表示を行うことである。不正な財務報告は、次の方法により行われる場合がある。

- ・ 財務諸表の基礎となる会計記録や証憑書類の改ざん、偽造又は変造
- ・ 取引、会計事象又は重要な情報の財務諸表における不実表示や意図的な除外
- ・ 金額、分類、表示又は開示に関する意図的な会計基準の不適切な適用

#### 監査基準委員会報告書 240（日本公認会計士協会）

##### 第 2 項

財務諸表の虚偽表示は、不正又は誤謬から生ずる。不正と誤謬は、財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が、意図的であるか否かにより区別する。

##### 第 10 項 (1)

「不正」－不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。

#### 適用指針 A1

不正な財務報告とは、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な注記を行わないことを含んでいる。

#### 不正リスク対応基準（企業会計審議会）

◎不正リスク対応基準の基本的な考え方

「不正」とは、不当又は違法な利益を得る等のために、他者を欺く行為を伴う、経営者、従業員等又は第三者による意図的な行為をいう

#### 金融庁金融研究センター「不正会計の早期発見に関する海外調査・研究報告書」

◎企業が関連する不正行為について、公認不正検査士協会（ACFE）では大きく以下の3つに分類している。（ACFE, 2012）

- (1) 「資産の横領・不正流用」：従業員が会社の資産を盗んだり、費用を水増しして会社に請求したりするケース。
- (2) 「汚職」：個人的な利益を獲得するために、取引上への影響の行使やその乱用。
- (3) 「不正会計」：意図的に会社の決算書の記述を間違えたり計上しなかったりすること。

#### COSO 不正リスク管理ガイド（COSO フレームワークを補足するガイド）日本語翻訳版

◎不正とは、他人を欺くことを目的とした意図的な作為または不作為であり、結果として、損失を被る被害者が発生し、かつ（または）不正実行犯が利得を得るものである

#### (2) 「誤謬」の定義との関係

上記の理解のもと、会計上の「虚偽表示」は「誤謬」又は「不正」により発生するものとされ、両者は明確に区別され、前記の監査基準委員会報告書 240 などに記載のとおり、意図的なものが「不正」とされる一方、監査基準委員会報告書第 35 号に記載のとおり、意図的でないものが「誤謬」とされている。

#### 監査基準委員会報告書 450（日本公認会計士協会）

##### 第 3 項 (1)

「虚偽表示」－報告される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項との間の差異をいう。虚偽表示は、誤謬又は不正から発生する可能性がある。監査人が、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されているかどうかに関して意見表明する場合、虚偽表示には、監査人の判断において、財務諸表がすべての重

要な点において適正に表示されるために必要となる、金額、分類、表示又は注記事項の修正も含まれる。

#### 監査基準委員会報告書第 35 号（日本公認会計士協会）

##### 第 5 項

誤謬とは、財務諸表の意図的でない虚偽の表示であって、金額又は開示の脱漏を含み、次のようなものをいう

- ・ 財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り
- ・ 事実の見落としや誤解から生ずる会計上の見積りの誤り
- ・ 認識、測定、分類、表示又は開示に関する会計基準の適用の誤り

こうした理解に対し、下記の企業会計基準第 24 号（いわゆる過年度遡及会計基準）などに記載のとおり、監査上の「誤謬」の概念とは別に、会計上の「誤謬」については、意図的なものも「誤謬」と定義され、不正と誤謬を明確に区別しないこととされている。こうしたことを理由に会計上の「不正」も、上記監査基準とは別意に解する必要があるか問題となる。

しかし会計上「誤謬」を別意に解しているのは、それは、監査上の「不正」も「誤謬」も、財務諸表上の虚偽の表示に結びつく結果については変わりがなく、会計上の効果に違いがないため、会計処理の文脈では、その誤りが「なぜ」生じたか（意図か過失か）よりも、その誤りに対し「どのように対応するか」（過去の財務諸表の遡及適用や修正再表示の要否等）が主な関心事となるため、「誤謬」については、それが意図的であるか否かにより、その取扱いを区別する必要性はないと考えたためであり、会計上の「誤謬」を広く解することは、同様に「不正」を広く解すべきことを意味するものではないし、実際、会計上「不正」を広義に解釈する基準は存在しない。

監査基準委員会報告書 450 や 240 等の定義に明記されている通り、定義上、会計上の「虚偽表示」は、意図的かどうかで「不正」か「誤謬」かを判断すべきものである。

#### 企業会計基準第 24 号（企業会計基準委員会）

##### 第 4 項 (8)

◎「誤謬」とは、原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる、次のような誤りをいう。

- ① 財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り
- ② 事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り
- ③ 会計方針の適用の誤り又は表示方法の誤り

##### 第 42 項

会計上、誤謬については、それが意図的であるか否かにより、その取扱いを区別する必

要性はないと考えられるため、本会計基準では国際的な会計基準と同様に、誤謬を不正に起因するものも含めて定義することとした

### 監査・保証実務委員会研究報告第 25 号（日本公認会計士協会）

本研究報告では、不適切な会計処理の定義を会計上の誤謬の定義と同様、「意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤り」とした。これは、不適切な会計処理の原因が意図的であるか否かにかかわらず、虚偽表示の状態にある財務諸表について監査人は一定の対応を行う必要があると考えられるためである。

もっとも、監査上、不適切な会計処理が意図的であるか、意図的でないか、虚偽表示が経営者によるものか、従業員によるものか、虚偽表示において外部又は内部者の共謀があるかどうかといった不適切な会計処理の原因、内容の検討は、不適切な会計処理を特定するための監査上の対応の判断を行うに当たって重要である。

## 2 「会計上の慣行」についての実証的検証

### (1) 検証方法

「不正」「誤謬」の定義については 1 で述べたとおりであるが、第三者委報告書は、「通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかかわらずこれを見逃したような「重過失」がある場合も、広義の「不正」に該当し得ることが会計上の慣行である」と述べており、ここでのいうところの「会計上の慣行」が、定義とは別個に、実務上定着しているという趣旨である可能性がある。

そこで、当委員会は、第三者委員会に対して上記「会計上の慣行」に関する根拠の提示を求めたが、上記一、第 4、3 のとおり第三者委員会から回答を得ることはできなかったため、上場企業の企業不祥事において、会計上の「不正」がどのように考えられているかどうかを検証することにより、上記のような「会計上の慣行」が存在するのかを、過去の同種事例に基づいて検討することとした。

具体的には、第三者委報告書の公表された 2025 年、および監査等委員会報告書の公表された 2024 年について、上場企業が適時開示を行ったすべての企業不祥事を対象（企業不祥事は複雑で多面的なものが多く、会計不正に関連する事象かどうかは容易に判断できるものではないため）にして、公表された社内調査報告書、第三者委報告書等をすべて収集、確認したが、「不正」や「誤謬」について明確に定義をしている報告書はほとんど確認できなかった。そこで、会計上の問題を詳述する報告書を中心に、意図、認識や過失との関係で、不正や誤謬についてどのように検討しているかどうかを具体的に確認し、「通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかかわらずこれを見逃したような「重過失」がある場合も、広義の「不正」に該当し得る」と同様な認定をしていると読み取ることができる記述がある

かどうか、詳細に検討を行った。

さらに、2023年以前についても念のため、第三者委員会ドットコム (<http://www.daisan-shaiinkai.com/>) の収集する、2012年以降に適時開示のあった報告書について、「重過失」、「重大な過失」、「著しい注意義務違反」、「故意と同視すべき」等々、「重過失」と同義語のキーワード検索を行い、抽出した報告書について、会計上の重過失を会計上の不正の有無と関連付けて述べている部分は存在しないか、概括的に検証を行った。ただし、この方法は、検索上の限界（企業によっては報告書をテキストデータではなく画像データとして開示し、検索を困難にしている事例が散見される他、PDFに付与されたテキストデータが文字化けしており、正しく検索できない事例も存在する）や、リンク切れの有無を確認できていない等の制約がある。

## (2) 検証結果

### ア 上記の監査基準等の定義に沿う報告書

まず、2025年の適時開示案件52件、2024年の84件（いずれの年度も、報告書の公表日ではなく、当該不祥事の最初の開示が行われた日付を基準としている。また件数は、社内調査委員会後に第三者委員会を設置するなど、事案としては重複するといえる件数を除外していないし、他方で、追加調査などでひとつの開示に対し複数の報告書が公開されている場合も1件とカウントしている。さらに、社内調査や、最近開示された不祥事などについては、報告書は未公表で確認できない事案があるが、これも除外していない。）について全件検討したところ、「不正」を明確に定義した報告書は、ブックオフグループホールディングス株式会社の事案につき2024年10月15日に公表された報告書のみであったが、この報告書では、前記の監査基準委員会報告書240に記載の、意図的な場合を「不正」とする定義を明記していた。

また、「不正」と「誤謬」を区別して判断している報告書は全部で4件しかなく、このうち、西川ゴム工業株式会社（2024年8月16日公表）は、意図的でないために誤謬と認定しているし、株式会社トーシンホールディングス（2025年9月4日公表）やアライドアーキテクツ株式会社（2025年3月7日公表）は、行為ごとに意図的かどうかで不正と誤謬の認定を違えているように読め、また、京都機械工具株式会社（2025年6月30日公表）は、社内調査が、単に会計知識の不足による誤謬で在庫評価を誤ったとして誤謬と判断したことに対し、真実は仕掛品等を意図的に過大計上する不正行為が行われていたと強く批判しており、いずれの報告書も、意図的がどうかにより、不正と誤謬を区別しているものと思われる。

### イ 意図的な場合に「不正」と判断していると評価し得る報告書

その他の報告書では、「不正」を当然の前提としていたり、社内調査で詳細な記載がなか

ったりと、意図や認識に踏み込んで認定する報告書は必ずしも多くはないが、それら意図や認識の有無を認定している報告書のうち、意図があるから「不正」と認定している、意図がないから「不正」と認定していない（「不適切」等の記載にとどめる）、もしくは意図の有無により行為や行為者ごとに「不正」、「不正関与者」かそうでないかを認定している、と評価できる報告書は、2025年で5件、2024年で14件（当社の監査等委員会報告書を除く）の合計19件存在した（別表参照）。

#### ウ 重過失があっても「不正」とは判断していないと思われる報告書

また、これら19件の報告書のうち、「重過失」に明示的に言及しているのは、ダイワ通信株式会社（2025年8月1日公表（不適切な不動産取引））の1件のみであり、この件でも、当事者の弁解を前提とした場合に、「公認会計士でありながら会計基準を読み間違えたまま内容虚偽の有価証券報告書を提出したということであって、重大な過失があったと認められる。」と述べているが、当該重過失があった場合についても、会計上の不正であることの認定はしていない。他に、一定の過失があることは明らかで、その過失が重過失と認定できると解される事例においても、その重過失によって不正と判断されている事例はない。

上記19件以外の意図や認識の有無を認定している報告書は、意図や認識があると認定しつつ、「不正」とは認定せずに「不適切」との表現にとどめるものである。また、不正の意図や認識を認定せずに重過失のみで不正を認定する報告書は1件も確認されなかった。

さらに、前述の通り、2023年以前についてキーワード検索によって報告書を抽出し、確認したが、会計上、「重過失=不正と認定し得る」と評価している報告書は存在しなかった。

### (3) 結論

以上のとおり、上場企業の企業不祥事において、会計上の「不正」がどのように考えられているかを、2025年と2024年については詳細に、2023年以前は概括的に検証することにより、第三者委員会の主張する「会計上の慣行」の有無を検討したが、会計上、重過失があるからといって「不正」と評価している報告書は皆無であった。

一方で、監査基準における定義の通り、意図的かどうかで不正と誤謬を判断する報告書は、定義を明記するものが1件、定義に沿っていると評価できる報告書が4件存在したが、「不正か誤謬か」という点について明示的に認定している報告書はなかった。また、不正と関連付けて意図や認識の有無を認定していると評価できる報告書は19件あるが、重過失（少なくとも明らかな過失）があったと認められる場合でも、それをもって「不正」と判断している例はなかった。

さらに、そもそも「不正」の定義については、公認会計士が準拠すべき監査基準をはじめとして、様々な基準や公刊物において「意図的」であることを要素としていることは明らかであり、「重過失」の場合を「不正」と同視する見解は一切確認できない。

以上により、当委員会としては、《通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかか

わらずこれを見逃したような「重過失」がある場合も、広義の「不正」に該当し得ることが会計上の慣行である》との第三者委報告書の見解は誤りであると結論付ける。

### 3 不祥事調査と「不正の意図」の認定

以上のとおり、第三者委報告書が示すように「『重過失』から『不正』を認定すること」は、「定義」からも「会計上の慣行」からも根拠は見出し難い。しかし、「意図的な不正」には、犯罪の成否についての判断と同様に、「未必の故意」に近い概念、つまりは財務諸表の虚偽表示を認識・認容する場合も含まれるものと解するのが一般的であり、その「未必の故意」について、直接的な証拠（メール、音声データ、本人の供述など）がない場合であっても、間接証拠（状況証拠）を積み上げ、合理的かつ客観的に事実を認定することは可能である。「故意」の明確な証拠がないことだけで、「不正（粉飾）はない」と判断できるものではない。

第三者委報告書は、「経営陣や営業部門が不正を直接指示したと認められる証拠は得られなかったこと」を理由に「不正」を否定する監査等委員会報告書に対して、《意図的な不正とは、狭義の「故意」に限らない》として批判している。ここでの「狭義の『故意』」が、財務諸表の虚偽表示を確実に認識し、かつそれを積極的に意図する、いわゆる「確定的故意」を意味するのであれば、それ自体は誤りではない。

しかし、「未必の故意」を含む「不正の意図」についての証拠収集と事実認定が求められる程度は、調査の性格、実施主体、事案の内容等によって異なる。

企業不祥事の実態解明については、社内調査、外部弁護士調査、第三者委員会調査、関係当局の行政調査、犯則調査、捜査機関による犯罪捜査など、様々なものがあり、それぞれ目的、手段が異なる。「未必の故意」を含む「不正の意図」の有無が重要となるのは刑事事件についての証拠収集手続である反則調査、捜査であり、それ以外の調査は、「不正の意図」の有無を明らかにすることを主たる目的とするものではない。

循環取引、架空経費の計上等のように、その行為自体に強度の違法性が認められる場合であれば、それらへの関与自体が「不正」と認定される可能性が高く、調査自体が「不正」の認定を意識したものにならざるを得ないが、一般的な「会計処理上の問題」である場合には、当初から「不正の意図」の有無が調査の主題となるわけではない。

第三者委報告書は、監査等委員会報告書において「不正」の可能性に関する検証が十分に行われなかったことを問題視しているが、上記のとおり、本来、会計不祥事についての社内調査、外部者調査において、一般的な会計処理上の問題であれば、「不正」に該当するかどうかの主たる論点になるものではない。少なくとも、有償支給取引の会計処理の問題を前提にすれば、それについて「不正」に関する検証が不十分であったことが批判の対象になるものではない。

監査等委員会報告書において、「意図的な不正（粉飾）によるものではなく誤謬」と述べて、

敢えて「誤謬」と結論づけているが、それは、監査等委員会の調査開始時においては、「A社の告発」等により、循環取引等の「不正」の疑いが問題となっており、そのような「不正」が意識されたために、「不正ではなく誤謬」という表現が行われたものと考えられる。そのような監査等委員会報告書の結論を覆すために、第三者委報告書が、有償支給取引という一般的な会計処理上の問題について「不正か誤謬か」という論点設定を行ったこと自体が適切とはいえず、それが第1で述べた、第三者委員会の調査としての特異性につながったものと考えられる。

### 第3 有償支給取引の会計処理についての事実認定及び評価【第3・13頁】

第2で詳述したように、第三者委報告書が前提とする「重過失＝不正と認定し得る」という見解は、「定義」からも「会計上の慣行」からも根拠が見出し難く、第三者委報告書が、かかる見解を前提に、過年度決算訂正に関する有償支給取引の会計処理を「不正（粉飾）」と結論づけていることは、誤りであると評価せざるを得ない。

では、過年度決算訂正に至った Abalance における有償支給取引の会計処理の問題について、Abalance 経営陣、経理部門、事業主体である WWB 側の対応にどのような問題があったのか。この点について、当委員会として独自にヒアリング等の調査を行い、その結果に基づき、これらの点についての第三者委報告書における記述を検証した。

#### 1 当委員会の調査結果

当委員会が認定した、有償支給取引に関する会計処理のプロセス、及び Abalance の連結財務諸表作成時に有償支給取引の消去がなされなかった理由は以下のとおりである。

##### (1) 前提事実

「有償支給取引」とは、企業が、対価と交換に原材料等（以下「支給品」という。）を外部（以下「支給先」という。）に譲渡し、支給先における加工後、当該支給先から当該支給品（加工された製品に組み込まれている場合を含む）を購入する場合の、これら一連の取引をいう<sup>1</sup>。

Abalance の子会社 WWB においては、太陽光発電設備の建設請負工事において、発注先に太陽光発電設備の部材である太陽光モジュール、アルミ架台、パワーコンディショナー、キュービクル、監視システム、外注フェンス等の有償支給取引を行うことが定められた契約が複数存在していた。

また、WWB の会計処理については、WWB 内に経理を担当する部署があるわけではなく、Abalance の経理部において、部員がそれぞれグループ企業のいくつかを担当していたが、

---

<sup>1</sup> 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項

WWB の担当者が WWB から送られた資料を基に経理処理を行い、それを基に Abalance 経理部副部長が、必要な消去などを行って連結財務諸表を作成することとなっていた。

## (2) 有償支給取引についての不適切会計処理の背景

### ア WWB 単体で有償支給取引を売上計上することとされた経緯

2021 年 2 月頃、角田・花畑案件において有償支給取引が存在することが判明し、当時の経理部長であった国本亮一氏（以下、「国本氏」という。）、副部長であった■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）らと監査法人とで、会計処理方法についての議論を行った。

本来は WWB 単体でも売上計上をしないことが、上記適用指針や実現主義に基づく原則的な会計処理であるものの、WWB 側では、単体で売上計上することに対して WWB 代表取締役の増田裕一郎氏（以下、「増田氏」という。）の意向が強かった。Abalance グループ内におけるプレゼンスや金融機関からの融資を受ける上でのメリットなどから、増田氏らは、工事請負契約上、建設業者側に一切の資材の調達等に関する独占的裁量権が規定されていて、建設業者が競合他社との価格競争のうで太陽光パネルを WWB が廉価で提供することになること、WWB が建設業者に販売した太陽光パネル等が WWB の開発する案件だけに使用されるわけではないことなど、WWB の太陽光パネル等の販売は、独立性を有する売買であるから、売上と利益を計上してよいと考えていた。

監査法人と Abalance が協議を重ねた結果、WWB 単体の財務諸表は開示されず、連結財務諸表の作成時に売上消去するのであれば、連結財務諸表の適正さが確保できることから、いわば「妥協の産物」として、有償支給取引については、「Abalance の連結では売上消去する。WWB 単体での売上計上については会社の判断に委ねる。」ということで決着した。

これを受け、角田・花畑案件の有償支給取引については、2021 年 6 月期決算で、WWB 単体では売上計上され、期末の連結決算で消去された。

上記協議の過程で、連結でも消去しない方針を聞いた増田氏は、国本氏に対して「売上消去、税金のみ負担という最悪の事態にはならない、売上計上、税負担ありということですね」とメール送信を行っている。

Abalance と WWB は完全親子会社であったため、連結納税を行っており、連結納税においては各社の個別の決算書を合算したものをベースに課税所得を計算する。WWB 単体で有償支給取引を売上計上する場合は Abalance の課税対象となり、それに基づく法人税を納付することとされていた。上記メールで増田氏が「最悪の事態」と表現しているのは、「WWB 単体で売上計上し、Abalance の連結決算では売上消去することで、WWB の法人税の納税分がトータルで損失となること」だと考えられる。このような認識が、連結決算において有償支給取引の売上が消去されることを出来る限り避けたいと考える要因となった可能性もある。

## イ WWB と Abalance 経理部門の関係

このような角田・花畑案件についての監査法人との協議も踏まえた決着の後、WWB では有償支給取引について会計上の判断をせず、有償支給取引も形式的には売上であるとして、Abalance 経理担当者に共有される売上リストには、有償支給取引に該当する可能性がある工事業者への建設資材の販売等も含めすべての売上取引について売上計上をしていた。

この点について、第三者委員会は、《WWB の有償支給取引について「支給時に収益認識は不可」であること、そしてかかる処理を実施する前提として少なくとも連結財務諸表の段階で Abalance 経理部が消去できるように WWB において有償支給取引である取引を明示することが必要な点については、WWB 等（少なくとも WWB の社長である L 氏及び Abalance 経理部）として実際に認識していた》【第 3, 3, (1)・17 頁】とするが、どのように明示することになっていたかという点については認定されてない。そこで、当委員会で改めてヒアリングを行ったが、WWB も Abalance 管理部門も「WWB 側が明示する責任を負い、具体的に明示することになっていた」という認識はなく、役割分担として WWB 側が明示することにはなっておらず、実際に、WWB 側は、Abalance 経理部門に対し、「これは有償支給取引である」との明示は行っていない。

その結果、有償支給取引について、そもそも有償支給取引に該当するかの確認及び売上から除外すべきかどうかの判断は、連結財務諸表作成の時点で、Abalance の経理担当者において行うことになっていた。

しかしながら、当時の増田氏は、Abalance グループ内でも強い発言力を持っており、WWB 事業部の立場と Abalance 経理担当者との間では大きな力の差があったことから、有償支給取引の指摘は行いにくい状況だった。月次決算や日々の会計処理において、増田氏から経理担当者に対して、度々、売上計上等に関する質問等（増田氏が想定していたよりも計上された売上が少ないことを踏まえての質問等）をしていた事実が認められたほか、本来は、子会社である WWB が関与することなく Abalance のみで行うはずである連結財務諸表等の作成についても、WWB 代表取締役が承諾をしないと連結決算手続の完了が認められないなど、決算開示の期限直前まで「事実上の影響力」を行使され、同人の承諾なくして連結決算業務を完了することができない状況に置かれていた。

このように、Abalance 経理担当者と WWB のいびつなパワーバランスが存在しており、常時 WWB のプレッシャーを受け続けていた Abalance 経理担当者としては、ともかく無難に会計処理を行い、決算業務を完了させることが第一の目標とされ、適切な会計処理を行うことへの意識を持つことすらまななかつた。

この状況に至っていた背景に、Abalance 経理部長と WWB 側との力関係の問題もあった。

2021 年 6 月期までは、Abalance の経理部長だった国本氏は、経理業務の経験が長く会計知識もあり、WWB 側に対しても経理処理に関して相応に発言を行い得る立場であったため、上記の通り連結決算での売上消去をすることができた。ところが、2022 年 6 月期以降は、経理部長に会計知識が乏しい人物が就き、しかも、頻繁に交代したため、Abalance 経理担

当者側の WWB 側に対する発言権が著しく低下し、Abalance 経理担当者が WWB 事業部に、個別の取引について有償支給取引であるか否かを確認することは行いきにくい状況であった。そのような「力関係の格差」は、関係者の供述やメール履歴等からも窺われる。

#### ウ Abalance 経理部門の体制が極めて脆弱だったこと

さらに、WWB の個別の取引で有償支給取引の可能性があるものについて、連結売上消去を検討しようとするれば、WWB の増田氏が知った時点で反発を招き、前記のとおり、売上計上のできることについての「それなりの理屈」をもって反論されることが当然想定され、議論に多くの労力・時間を費やすことになることは避けられなかった。Abalance には当時約 20 の連結対象子会社があり、子会社の日常の会計処理はすべて Abalance 経理部門の担当者が実施していたが、子会社の会計処理を担当する従業員はわずか 3 名程度で、連結財務諸表作成に関する経理担当者の業務量は膨大で多忙を極めており、そのような議論に時間を費やす余裕などなく、その結果、Abalance 経理担当者は、有償支給取引に該当する可能性のある取引があったとしても、個別に検討することはなく、ましてや、その確証もなかったため、粗利表に有償支給であることを明記することもなかった。

### (3) 2022 年 6 月期以降の Abalance の連結財務諸表作成時の有償支給取引への対応

#### ア 2022 年 6 月期について

2022 年 6 月期以降、上記のとおり Abalance 経理担当者が WWB 事業担当者に対し、各売上取引が有償支給取引であるかどうかを確認することが困難な状況の下で、WWB 事業担当者から Abalance 経理担当者に対して、有償支給取引に該当するかどうかの情報が共有されないまま、Abalance 経理担当者は売上明細から粗利表を作成していた。

また、Abalance 経理担当者が部材等の販売等と発電所の案件とが紐づいていることを認識し、WWB 事業担当者に「有償支給取引なのでは」と質問しても、「別案件である」すなわち有償支給取引ではない旨回答されることは目に見えているので、粗利表には有償支給取引の対象であるか否かに関する記載がなされなかった。

2022 年 6 月期における Abalance の連結財務諸表作成時においても、有償支給取引の対象である売上を特定して消去をする余裕がなく、結果として有償支給取引の消去がなされなかった。

事業部の担当者や経理担当者が有償支給取引の存在を抽象的に認識していたことは否定できないが、上記のような状況において、その認識を個別の案件について有償支給取引の売上消去の判断に結び付けることはできない状況であった。

監査法人は、粗利表から金額が大きい売上取引の内容の確認を行うなどの監査手続を実施していたが、2021 年 6 月期において、花畑・角田案件の有償支給取引の消去が適切になされていたことから、有償支給取引の消去について特段フォーカスした監査手続を実施し

ていなかった。そして、監査法人に提供された粗利表には有償支給取引であることが明記されておらず、案件名が都道府県名での抽象的な記載であったこと、Abalance 経理担当者から有償支給取引であることの情報伝達を受けなかったことなどから、結果として有償支給取引の消去がなされていないことを看過することとなった。

#### イ 2023年6月期について

2023年6月期においては、同年6月末をもって Abalance 経理部副部長の■■■■氏と WWB の単体の会計処理を担当していた■■■■氏が同時に退職し、しかも有償支給取引の引き継ぎが十分になされていなかったため、そもそも有償支給取引の消去が必要であるという認識すら Abalance 経理担当者が持つことはなく、当然のように有償支給取引の消去は行われなかった。監査法人が有償支給取引の消去がなされなかったことを検出することができなかった理由は、2022年6月期と同様である。

なお、2023年6月末をもって経理部副部長及び経理担当者が同時に退職した原因としては、平時より増田氏から売上計上等に関する諸々の圧迫を受けていたこと、監査法人との調整や決算時の事務負担に疲弊していたことに加えて、以下の事情が考えられる。

2022年から2023年にかけて、それまで固定資産として計上されていた風力発電所等を売却する際、WWB の増田氏が、固定資産売却損益として特別損益に計上するのではなく、固定資産から販売用不動産に振り替えた上で売上計上することを強く主張し、2023年6月期の第2四半期の決算をめぐる、増田氏と Abalance 経理部門との間で対立が生じたことがあった。

この風力発電用の固定資産の売却について売上計上することの承認を監査法人から得るため、風力発電所の棚卸資産勘定への振替について、2022年9月20日付の WWB の取締役会議事録が2023年2月頃にバックデートで作成されたが、その取締役会議事録をもってしても監査法人から振替は認められていない。なお、風力発電用の固定資産の売却に関する Abalance 経理部と監査法人とのメールのやりとりが行われる最中、監査法人から、Abalance 経理の決算作業が大幅に遅延しており、このままでは四半期レビュー報告書の提出を遅延せざるを得ないこと、その様な状況で、可能性の低い風力発電用の固定資産の売却の売上計上を議論している余裕はないのではないかと疑義が呈されており、このようなやりとりからも経理部門の疲弊状況が窺われる。

監査法人の意見は「9月20日の保有目的の変更の決議から契約の文言の交渉までの期間が45日程度と短く、9月20日の時点においては、相当程度販売に向けた交渉が進んでいる時点での保有目的の変更と考えられることなどから、恣意的な変更該当する」というものであり、本件で固定資産を販売用不動産に振り替えることが認められなかったのは、風力発電の保有目的の変更時点において、WWB 取締役会等によって承認された風力発電所の販売についての具体的かつ確実な事業計画が存在しなかったこと、及び保有目的の変更理由に経済的合理性があるか否かが検討されていなかったことにあると考えられる。

増田氏は、販売用不動産に振替えて売却しようとした時点で WWB 取締役会決議が必要だったのであれば、(WWB の総務関係業務も担当している) Abalance 側が行うべきだったと主張している。

すなわち、固定資産を販売用不動産に振り替えることが認められなかった原因は、風力発電所の売却前に Abalance 経理部が監査法人との協議等を行わなかった不作為、Abalance 経理部門側で WWB の取締役会決議の議事録作成の手配などを行わなかった不作為によるとされ、当時の経理部長であった小野公久氏も増田氏に同調し、むしろ Abalance 経理部門を非難するような言動を取り、Abalance 経理部門がこの責任を一方的に負う形となっている。そして、■■■■氏及び■■■■氏は、2023年6月頃、この出来事を直接的な契機として Abalance を退職するに至った。

この際の、増田氏からの、風力発電所の売却代金を売上計上することについての執拗な要求は、WWB の社長であった増田氏が売上に強くこだわっていたことを示すものであるとともに、その要求の執拗さに対して経理部門が疲弊していたことを窺わせるものである。

## 2 第三者委報告書の評価

上記1で述べた当委員会の独自の調査結果を踏まえ、《当該会計処理は、単なる誤謬ではなく、認識可能であった不適切性を看過した結果として行われた意図的な虚偽の表示、すなわち不正な会計処理（粉飾）であると評価すべきである。》と結論づけた第三者委報告書について、その当否を検討する。

### (1) 「不正」と結論づけた根拠

第三者委報告書においては、【第3,3 WWB 等における有償支給取引に関する認識】において、《Abalance 経理担当者のみならず、WWB 側においても、有償支給取引を連結処理で消去すべきであることを認識していたこと》を前提に、《経理部副部長(当時)、担当者において、WWB から提出のあった上記売上明細 Excel 等において、有償支給取引に該当するとの疑義がある売上の存在を認識したことがあると述べていること》に加え、過年度の有価証券報告書等の訂正対象となった案件について、概ね以下のような事実に基づいて、Abalance 経理担当者及び WWB 等の経営陣において、本件過年度決算訂正の対象案件について、有償支給取引であることを認識し、或いは認識し得た（重過失）として、不正会計（粉飾）であると結論付けている。

- ① 売上明細 Excel や粗利表 Excel において、付番ルール、販売先、金額、案件名等の各記載から、有償支給取引とそうでない他の品目との違いが一見して明らかとなるよう表示がなされており、WWB 等において、少なくとも WWB による部材等販売が有償支給取引に該当することを認識し得る状況にあったと評価されること（本各案件共通）
- ② 取引内容や付番体系が他の取引と比較して明らかに異質であるものが多数を占めてい

たこと【43頁】

- ③ Abalance 経理担当者が、WWB 営業部門からの報告を受け何らかの確認作業を行った結果、一見しただけでは太陽光発電事業における売上とは分からない形式等で粗利表上の案件名の記載をするに至ったことすら窺えること【44頁】
- ④ Abalance 経理担当者は、部材等の販売等と発電所の案件とを紐づいていることを認識していながら、これをあえて紐づかないものとして処理した（あるいはせざるを得なかった）と認めざるを得ないこと【45頁】

## (2) 第三者委報告書の「根本的な誤謬」

第1及び第2で述べたとおり、「重過失＝不正と認定し得る」の根拠となる「会計上の慣行」は存在せず、第三者委報告書は、その前提が誤っているだけでなく、「不正」を根拠づけるとする「重過失」についても、適切な会計処理に関して、職務上のいかなる義務を負う立場の者が、どのような行為を行ったこと、或いは行わなかったことが「重過失」なのかが述べられていない。

本件は、上場企業である Abalance の過年度の有価証券報告書の記載に誤りがあり、決算訂正が行われた事案であり、仮に、それが「不正」によるものだったというのであれば、有価証券報告書の作成に関わった Abalance 経営陣及び担当部門において、虚偽記載を認識した上で、「不正の意図」をもって有価証券報告書を作成提出した事実が認定されなければならない。

(既述のとおり、「重過失＝不正と認定し得る」とする「会計上の慣行」は認められないが、) 敢えて「重過失」を問題とするのであれば、その重過失が、Abalance の有価証券報告書の会計報告の虚偽の記載にどのようにつながったのかが示されなければならない。

上記の第三者委員会の事実の指摘・認定及び「重過失」の評価は、その主体及び有価証券報告書の虚偽記載との関係が不明確なまま、漠然と Abalance 経理担当者及び WWB 経営陣の「重過失」を認定し「不正」と結論づけているに過ぎない。

また、第三者委報告書は、《この問題の本質は、連結修正仕訳の有無だけではなく、WWB 単体決算における有償支給取引の会計処理自体が不適切な点にもあった。》【第3,7・47頁】と述べて、WWB 単体において有償支給取引を売上から除外していなかったことを問題視している。それは、本件のような建設工事の受注施工業者に対する使用資材の販売が有償支給取引に該当することが明白であり、売上除外しないことが「明白な不適切会計」であることを前提にしている。

しかし、この点については、前記のとおり、WWB の増田氏などは、工事請負業者への部材販売の有償支給の会計処理が問題になった際にも、工事請負契約上、建設業者側に一切の資材の調達等に関する独占的裁量権が規定されていて、競合他社との価格競争があること、WWB が建設業者に販売した太陽光パネル等が WWB の開発する案件だけに使用されるわけではないことなど、WWB の太陽光パネル等の販売は、独立性を有する売買であるとの「有償支

給取引に該当しないとの理屈」を主張したことがあり、監査等委員会のヒアリングにおいても、そのような主張をしていたことが監査等委員会報告書に記載されている。少なくとも非上場企業においては、そのような部材販売についても売上計上が行われているのが実態であることに照らせば、増田氏の側では売上消去しないことが「不適切会計」であることが明白と認識していたとまではいえない。

WWB 側の売上計上の「不適切会計処理の明白性」を前提に、それを認識し、或いは認識すべきであったとして「重過失」「不正」と結論づける第三者委報告書には、疑問がある。

### (3) WWB 経営陣及び Abalance 経理担当者の認識

第三者委報告書は、《当時の WWB においても、当時の社長であった L 氏が、2021 年 2 月 11 日、B 氏から売上計上できないとのアスカ監査法人の考えについて報告を受け、「有償支給や将来発電事業・将来分譲販売事業の先取りとなるパネル販売事業は、会社として（＝経理部長）責任をもって連結処理で消去し、それに関連するエビデンスを監査宛て提出する」と、今後の運用を明示しており、「支給時に収益認識は不可」という点について認識していたことが証拠上看取できる》【第 3, 3, (1), イ・17 頁】としている。

しかしながら、上記の当委員会の調査によれば、WWB 経営陣の側は、有償支給取引に該当する場合には売上計上不可であるという会計原則を抽象的には認識していても、前記のとおり、WWB 側は、太陽光発電所の建設工事業者に太陽光パネル等を販売した場合にも、すべてが有償支給取引として売上除外の対象にはなるものではなく、売上計上できるものもあることについて「それなりの理屈」を有しており、WWB 単体では有償支給取引の売上計上が容認されていたこともあって、連結決算においても工事請負業者への資材販売がすべて売上消去されることに納得しているわけではなかったし、WWB 側が有償支給取引であることの明示をするという運用にはなっていなかった。そして、連結消去はあくまで「Abalance 経理部門の仕事」であり、WWB 側は基本的に関知するところではないとの認識だった。

他方、連結財務諸表を作成する Abalance 経理担当者の側には、WWB 側との力関係や期末決算時期の繁忙度等の事情から、有償支給取引を連結売上から消去しなければならないこと、WWB の取引には有償支給取引に該当する取引が存在する可能性があることを抽象的には認識しつつも、それを個別の取引において指摘することは困難な事情があり、しかも、結果的に過年度決算訂正の対象取引の多くを連結処理の対象となった 2023 年 6 月期には担当副部長と担当者が同時に退職したこともあって、期末連結決算における WWB の有償支給取引についての適切な会計処理は一層困難となっていた。

### (4) 有償支給取引の認識と不適切会計の関係

本件不適切会計について問題となるのは、Abalance の連結決算において有償支給取引の消去が行われなかったために誤った会計報告を含む有価証券報告書が作成提出されたことであり、直接的には Abalance の経理部門と経営陣の問題であり、それに関連して、WWB 経

営陣の意向が不適切な会計処理にどのような影響を及ぼしたかが問題になるに過ぎない。

上記のとおり、WWB 側は、個別の取引が有償支給取引に該当し得ると認識していても、WWB 側が有償支給取引であることの明示をするという運用にはなっておらず、連結消去はあくまで「Abalance 経理部門の仕事」であり、関知するところではなかった。一方の Abalance 経理担当者は、有償支給取引に該当する取引が含まれていることを抽象的に認識していても、個別の取引について WWB 側にそれを指摘し、確認することが困難な事情があった。このような WWB 側と Abalance 経理部門の関係が、有償支給取引に対する適切な会計処理を妨げていたのであり、そのような組織体制自体に問題があった。

なお、当委員会として強調したいのは、少なくとも、増田氏は、2021 年 6 月期の有償支給取引についても、固定資産である風力発電所売却についても売上計上にこだわり、Abalance 経理部門を疲弊させた張本人ではあるものの、最終的には売上計上を断念し、不適切会計を主張した訳ではないという点である。2022 年 6 月期及び 2023 年 6 月期の有償支給取引についても、経理部門から指摘を受け、連結消去することを告げられた場合、同じように「それなりの理屈」を持って強固に抵抗したであろうが、それでも最終的な判断には従ったものと思われ、隠蔽などして売上計上をさせようとする意図までは持っていなかったはずである。ただし、有償支給取引として連結消去されるか否か結論はどうなるにせよ、本来は WWB 側の責任で工事業者に対する販売（有償支給取引に該当する可能性がある販売）であることを明示すべきであった。連結財務諸表において工事業者に対する販売が消去されていないことに気づくべきであったし、それを指摘しなければならなかった。増田氏が、個別案件について有償支給取引が連結消去されていないことについてどの程度認識していたかについて確証はないが、WWB 側が工事業者に対する販売であることを明示しなかったこと、連結財務諸表において有償支給取引が消去されていない事実を指摘しなかったことについて増田氏の WWB 経営者としての過失が大きかったことは間違いない。さらにはこのような状態を生じさせたことについては、有償支給取引の適切な会計処理を行うことに関する Abalance 経営陣の側の過失が大きかったことはいうまでもない。結局のところ、会社として連結売上消去を行うに至らなかった主たる原因は、当時の Abalance の適切な会計処理及び会計報告を行うための体制の構築の懈怠によるというべきものである。

第三者委報告書は、上記①～④の事実から、WWB 側、Abalance 経理担当者側が有償支給取引と認識していた、或いは認識すべきであった事情として指摘しているが、それらが事実であっても実際に有償支給取引として連結売上から消去されることにならなかったのは、WWB 単体では、有償支給取引に該当するとして連結消去される取引を含め、すべての売上計上が容認されていたこと、Abalance 経理担当者の側に、WWB 経営陣との間の大きな発言力の差があったこと、決算業務の極端な繁忙など、上場企業としての Abalance の適正な会計処理を妨げていたことに原因があった。

第三者委報告書は、そのような組織体制上の問題には全く目を向けることなく、WWB 側、Abalance 経理担当者側が有償支給取引を連結処理で消去すべきであることを認識していた

こと、個別の取引について有償支給取引に該当すると認識していたことに関する外形的事実から「重過失」を認定しているが、それらによって本件の有償支給取引の不適切会計に至った事実解明及び原因究明が十分に行われたとはいえない。

当委員会のヒアリング調査においては、有償支給取引を連結処理で消去する適切な会計処理が行えなかった事情等に関し、Abalance 経理部門の業務の実情、WWB 側との関係等について、退職者も含め、経理部長、経理担当者らから、率直な供述を得ることができたため、前記のような認定に至ったものである。

この点、監査等委員会の調査では、後述するとおり、調査の発端となった「A 社の告発」が「循環取引」に関するものであり、その点の判断に主眼が置かれ、有償支給取引についても、「知識不足による誤謬」という認定が当初から想定されており、Abalance 経理担当者側にもそのような想定に沿った供述を行うことが事実上、求められていた（ただし、この点について、Abalance 経営陣や WWB 経営陣から明確な指示があった訳ではない。）。また、第三者委員会の調査においては、監査等委員会に対する批判に主眼が置かれ、不適切会計処理の実態に関するヒアリング調査は十分に行われていなかった。そのため、いずれの調査においても、当委員会の調査で把握したような事情は明らかにならなかった。

### 3 小括

以上のとおり、Abalance 経理担当者と WWB のいびつなパワーバランスによって常時 WWB のプレッシャーを受けていた Abalance 経理担当者としては、無難に会計処理を行って決算業務を完了させることで精いっぱいであって、適切な会計処理を行うという意識を持つ余裕すらなかった。Abalance 経理部門の体制が極めて脆弱であったことも、有償支給取引について不適切な会計処理が生じた大きな要因だったといえる。

第三者委報告書は、「通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかかわらずこれを見逃したような「重過失」がある場合も、広義の「不正」に該当し得る」《通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかかわらずこれを見逃したような「重過失」がある場合も、広義の「不正」に該当し得ることが会計上の慣行である。》との前提に基づき、Abalance 経理担当者及び WWB 経営陣において、本件過年度決算訂正の対象案件について、有償支給取引であることを認識し、或いは認識し得たことを「重過失」と認定し、不正（粉飾）と結論づけているが、その前提が誤っているばかりでなく、「重過失」を認定した根拠も、各案件に関する外形的事実の指摘が大部分であり、営業部門や経理処理の実態に関する記述はほとんどない。本件について第三者委員会として行うべきであったことは、過年度決算訂正に至った不適切会計の事案として、それに至った経緯についてヒアリング等に基づく事実解明を行い、組織的問題も含めて原因を究明し、再発防止策を提示することだったが、それらが十分に行われたとはいえない。

## 第4 (監査等委員会報告書に基づき) 誤謬であると公表をしたことについて【第4・52頁】

### 1 第三者委員会による評価の概要

第三者委員会は、監査等委員会報告書において、有価証券報告書の訂正の対象となった不適切な記載は《意図的な不正(粉飾)によるものではなく誤謬》に起因すると記載され、これに基づいて、誤謬であったとの適時開示及び2024年3月14日付けで、第23期第1四半期(2022年6月期第1四半期)から第25期第1四半期(2024年6月期第1四半期)に係る有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出している(以下、同訂正報告書による訂正内容を、第三者委調査報告書の定義に従って「本件訂正」という。)

第三者委員会では、《監査等委員会による調査過程において、Abalanceは有価証券報告書の訂正となった対象において不正な会計処理(粉飾)がなされたと把握していたにもかかわらず、誤謬であったとの内容虚偽の適時開示を公表し、本件訂正を行ったのではないか》という観点から調査を行い、監査等委員会による調査過程及び訂正報告書の提出に至る経緯【第4・52頁】について、事実関係及び関係者供述等の結果を総合して、以下のとおり評価し、結論付ける。

- ・ 有償支給取引の会計処理が不正(粉飾)に該当する可能性を、経理部門のみならず WWB 及び Abalance 双方の経営陣が早期から認識していたか、認識できる環境にあったこと
- ・ 経理部門の知識不足や案件名設定による紐づけ困難性などを理由として誤謬であると整理する方向性が、Abalance 内部において組織的に形成されていたこと
- ・ 監査等委員会の調査は、不正(粉飾)の定義を「故意」に限ると狭く解釈し、また調査手法にも限界があったため、不正の可能性に関する検証が十分に行われなかったこと
- ・ その結果、監査等委員会報告書では「誤謬」であるとの結論が採用され、その内容に基づき訂正報告書及び2024年3月14日の適時開示が作成されたこと
- ・ 上記を総合的に勘案した結果、監査等委員会による調査等を通じて、Abalance として本件が意図的な「不正」(粉飾)であることを把握していたにもかかわらず、これを「誤謬」であると説明する方向性を維持し、その前提のもとで内容虚偽の適時開示を公表し、本件訂正を行ったものと結論づける。かかる行為は、証券取引市場において風説の流布を行ったとして、「虚偽の風説の流布」(金融商品取引法第158条)を行ったと見られる可能性があること

第1, 1で詳述したとおり、第三者委員会による、監査等委員会の調査報告書に対する「批判」の姿勢及びその内容が特異であること、第2で詳述したとおり、第三者委員会が、監査等委員会の調査報告書に対する「批判」の前提である「重過失=不正と認定し得る」という見解は誤りであることを指摘せざるを得ない。

そこで、監査等委員会による調査過程及び訂正報告書の提出に至る経緯について、改めて当委員会として独自にヒアリング等の調査を行い、その結果に基づき、これらの点について

の第三者委報告書における記述を検証した。

## 2 当委員会の調査結果

当委員会が認定した、監査等委員会による調査過程及び訂正報告書の提出に至る経緯は、以下のとおりである。

### (1) 監査等委員会による調査開始の経緯

監査等委員会による調査開始の経緯は、第三者委員会の調査結果と概ね相違ない。

すなわち、WWB が、A 社と進めていた大和大衡案件における取引について、A 社会長からアスカ監査法人等に提供された通報文書などが契機となり、内容の妥当性が社内外で問題視されるに至ったことが、調査開始の端緒となったとのことである。

こうした状況を受け、Abalance は 2024 年 1 月 17 日に内部調査委員会を設置し、その後、2024 年 1 月 22 日、内部調査委員会の検証内容を引き継ぐ形で監査等委員会が正式に調査を開始した。なお、監査等委員会による調査に当たって、アスカ監査法人から、有償支給取引の不適切会計の原因が「不正」か「誤謬」かについて、監査等委員会としての見解が必要であるとの指摘がなされた。

監査等委員会による調査の過程で、海外出張中であった国本氏は、代表取締役会長龍潤生氏（以下、「龍氏」という。）から直接指示を受けて急遽帰国し、本件の「早期収束」を求められたとのことである。それまで、調査対応は徳本氏が主担当となっていたが、国本氏が代わって調査対応の主担当となった。

国本氏によれば、同人が主担当となる段階で、有償支給取引に関する不適切会計の原因は、経理部門の知識不足や案件名設定による紐づけ困難性などを理由として誤謬であると整理する方向性が示されていたこと、国本氏は、有償支給取引に関する不適切会計について、2021 年 6 月期以前の経理部長としての経験（有償支給取引の売上計上を巡る Abalance 経理部門と WWB 経営陣の交渉経緯）や、WWB と Abalance のパワーバランス、Abalance 経理部門の体制の問題（部長を含む人材の入れ替わり、人員不足、知識及び力量のある部長の不在）から、WWB 事業部による意図的な不正があったのではないかと懸念をいだいたものの、国本氏は、調査に当たる監査等委員会に対してその懸念を説明しなかった。

### (2) 監査等委員会による調査開始当時の社内関係者らの認識及びメールなどのやりとり

内部調査から監査等委員会に調査が引き継がれる過程において、また、監査等委員会による調査において、監査等委員会による調査開始当時の社内関係者らの中には、WWB のガバナンス体制の脆弱性、融資を引き出すための行為に関する問題点、及び不正会計の可能性について指摘する者もあり、これらの者は監査等委員会に対してもこれらの問題意識を伝えていた。

しかしながら、これらの者の中に、有償支給取引が連結消去されなかった経緯・原因について、正確に把握していた者は皆無だった。第3のとおり、有償支給取引が連結消去されなかった直接的な要因は、Abalance 経理部門の体制にあるが、このことを知るのは Abalance 経理担当者（■■■氏・■■■氏）であるところ、同人らは、国本氏、内部調査委員会、監査等委員会、さらには第三者委員会に対しても、経緯の詳細を説明しなかったとのことである。なお、■■■氏等は、経緯の詳細を説明しなかった理由は、第三者委員会のヒアリングにおいて、連結消去をしなかった経緯について詳しく質問はされなかったからであり、Abalance や WWB 経営陣から虚偽説明をするように求められた事実はないと明言する。

第1, 2のとおり、内部調査委員会の調査から監査等委員会の調査への移行前後において、関係者間のやり取りで「不正」と表現されていたのは、有償支給取引についての「不正」のことではなく、循環取引とそれに関連して問題が指摘されていた契約書、請求書の偽造等の問題（第三者委報告書の【第5・71頁】及び【第7・92頁】の問題）を念頭に置いた発言も多いことに加え、そもそも「不正」の主体が誰であるか（Abalance 経営陣であるのか、WWB 経営陣・担当者であるのか、Abalance 経理担当者であるのか）や「不正」の手法（上からの明示的な指示命令であるのか、WWB 経営陣側からのプレッシャーであるのか、はたまた Abalance 経理担当者の主体的な判断であるのか）を正確に理解して「不正」と表現したものは皆無であった。

また、有償支給取引に関する「不正」に言及するものであっても、有償支給取引が連結消去されなかった経緯、原因を正確に把握した上での言及でないものも多い。

例えば、監査等委員会の調査開始後、国本氏、徳本氏及び■■■■氏（以下、「■■■氏」という。）で行われた会話において、国本氏が、有償支給取引の関する不適切会計について、WWB 事業部よる意図的な不正ではないかと述べた発言を取り上げているが、あくまで 2021 年 6 月期以前の経理部長としての経験（有償支給取引の売上計上を巡る Abalance 経理部門と WWB 経営陣の交渉経緯）や、WWB と Abalance のパワーバランス、Abalance 経理部門の体制の問題（部長を含む人材の入れ替わり、人員不足、知識及び力量のある部長の不在）から、WWB 事業部の姿勢が不適切会計処理につながったとの推測から「不正」という表現を用いているに過ぎず、国本氏自身は、本件不適切会計処理に直接関与しておらず、また、関与した内部調査においても有償支給取引に関する不適切会計の原因について把握したわけでもない。かかる発言は、国本氏が、調査に当たる監査等委員会に対して国本氏自身の見解として説明したものではない。

また、第三者委員会も指摘するとおり、監査等委員会の調査が行われていた時期に、複数の社内関係者が、WWB のガバナンス体制の脆弱性、融資を引き出すための行為に関する問題点及び不正会計の可能性を指摘し、第三者委員会の発足を憂慮し、回避の方策を模索する内容のメールが複数存在する【第4, 3・54頁】。しかしながら、これらのメールも上記(2)と同様であり、有償支給取引が連結消去されなかった経緯・原因について正確に把握した上でのメールではない。

### (3) 監査等委員会による調査

監査等委員会による調査は、調査補助者を加えず監査等委員のみで行われたこと、監査等委員には公認会計士はいなかったこと、資料は会社にて選定・提供された資料のみであったこと、デジタル・フォレンジック調査などによる網羅的な情報収集が行われていないこと、監査等委員には調査のための報酬が支払われないこと、といった状況の中で、決算延期を回避したい Abalance 経営陣の要望もあり、2024 年 6 月期決算前の厳しい時間的制約の中で調査が行われた。

監査等委員会は、公認会計士が不在であったことから、必要な会計上の知識についてはアスカ監査法人から教示を受けながら、関係者に対するヒアリングなどを行い、主に、経営陣等による明示的な「指示」があったか否かという視点で調査が行われた。この点について、監査等委員らとアスカ監査法人は頻繁に協議を行い、調査すべき事項について協議し、適宜指摘しながら調査を行った。

上記第 2 のとおり、2022 年 6 月期以降の Abalance の連結財務諸表作成時に有償支給取引の連結消去がなされなかった原因は、WWB 側の有償支給取引の会計処理に対する姿勢、Abalance 経理担当者と WWB との不適切なパワーバランスの存在、WWB 事業担当者から Abalance 経理担当者への情報伝達が適切に行われなかったこと、Abalance 経理の体制が極めて脆弱であったことが挙げられるが、監査等委員会はこれらの点について深掘りをした調査は行われなかった。

監査等委員会は、独立した立場で一定の猜疑心を持ってヒアリングなどに臨んではいたようであるものの、経営陣等による明示的な「指示」があったか否かという点に主眼がおかれ、真の原因について追及する姿勢に乏しかった。

### (4) 監査等委員会報告書の提出・本件訂正について

上記の経緯で、監査等委員会報告書では、有償支給取引に関する会計処理が誤っていたこと自体は明確であるものの、経営陣や営業部門が不正を直接指示したと認められる証拠は得られなかったこと、WWB の増田氏及び■■■■氏は、有償支給取引自体を十分に理解しておらず、経理部門に対して誤った会計処理を維持するよう指示した事実は認められなかったこと、経理部門は決算遅延等により多忙を極めており、訂正報告書の対象となった各案件について、有償支給取引であることに気付かなかったこと、その背景として、案件名の設定が取引の紐づけを困難にする状態となっていたこと、以上から「誤謬」であると結論付けられた。

そして、監査等委員会調査報告書の内容に基づき本件訂正が行われるに至った。

### (5) 監査等委員会報告書提出後の事情

第三者委員会は、監査等委員会報告書提出後の事情として、社外取締役（監査等委員）の日下部笑美子氏（以下、「日下部氏」という。）の言動について言及する。

すなわち、第三者委員会は、《日下部氏が2024年9月19日に「AL氏」に対して「監査等委員会が提出した報告書では、弁護士のお立場から、会社の立場が悪くならないよう WWB のトップが知って行っていた（当委員会注：下線部は当委員会作成。）有償支給取引ではないという路線から徹底的に弁護をされた報告書を提出し、第三者委員会が入り決算がさらに2か月遅れることが無いようにしましたので、総会当日のご出席は今後も弁護士として生きていかれるには難しいところがありなのかもしれません。》と発言した》とし、当該発言について《監査等委員会による調査が中立公正に行われたものではないことを自認するものといわざるを得ない。また、WWB社長のL氏が有償支給取引の不適切な会計処理を認識していた上で関与していたことを、監査等委員会自身が認識していた旨を端的に示すものである。》と糾弾する。

当委員会の調査においても、日下部氏の上記発言を内容とするメールが「AL氏」である■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）に送信されていることが確認できたが、有償支給取引に関する不適切会計に際し、決算延期を防ぐため、監査等委員会が自ら調査を行い、WWB経営陣による意図的な不正行為ではなかったという認定を行ったことを発言するものに過ぎず、直ちに《監査等委員会による調査が中立公正に行われたものではないことを自認する》ものとはいえないし、《WWB社長のL氏が有償支給取引の不適切な会計処理を認識していた上で関与していたことを、監査等委員会自身が認識していた旨を端的に示す》ものとはいえず、論理の飛躍があるというべきである。なお、当委員会は、社外取締役（監査等委員）の六川浩明氏にも確認したが、同人が2024年9月の株主総会を欠席したのは所用のためであり、監査等委員会報告書とは関係が無い。

さらに、日下部氏によれば、第三者委員会から上記発言の存否やその趣旨について質問を受けたこともないとのことであり、発言者に対して発言の存否や趣旨について質問することもなく、監査等委員会の不正の認識の根拠としているとすれば不適切というほかない。

そして、当委員会において、日下部氏及び■■■■氏に対してヒアリング及び事実確認を行ったが、両名とも上記発言について記憶がないと述べており、当委員会としてもそのメールの趣旨については不明と言わざるを得ないが、いずれにせよ、日下部氏のメールでの記載内容から直ちに第三者委員会が指摘するような評価をすることができないことは上述したとおりである。

### 3 監査等委員会報告書の評価過程・内容についての当委員会の評価

#### (1) 「誤謬」の判断の根拠

監査等委員会は、監査等委員会報告書においては、本件を不正（粉飾）ではなく「誤謬」と結論づけ、その理由として、主に以下の点が挙げられている。【第4,4,(1)・55頁】

- ① 有償支給取引に関する会計処理が誤っていたこと自体は明確であるものの、経営陣や営業部門が不正を直接指示したと認められる証拠は得られなかったこと。

- ② 「当監査等委員会によるインタビューによれば、WWB の増田社長及び■■■■部長は、「有償支給取引」に係る処理方法を知らなかった。」、両名は有償支給取引自体を十分に理解しておらず、経理部門に対して誤った会計処理を維持するよう指示した事実は認められなかったこと。
- ③ 経理部門は決算遅延等により多忙を極めており、訂正報告書の対象となった各案件について、有償支給取引であることに気付かなかったこと。その背景として、案件名の設定が取引の紐づけを困難にする状態となっていたこと。

## (2) 同判断の問題点

監査等委員会報告書が本件を「不正ではなく誤謬」と結論づけた根拠のうち、①について、当委員会としては、第 1 のとおり、会計における「不正」とは財務諸表の意図的な虚偽の表示をいい、意図的でないもの（重過失を含む。）は「不正」ではないと考えており、第三者委員会が《監査等委員会の調査は、不正（粉飾）の定義を「故意」に限ると狭く解釈し》たと指摘していることには賛同できない。

しかしながら、そもそも、不適切会計は、明示的な指示行為がなくても、企業に内在的に存在する様々な要素から意図的に行われる場合もあるのであり、監査等委員会報告書が明示的な指示行為がある場合を「不正」とし、そうでない場合を「誤謬」とし、この二者択一の問題として事実調査を行っていることは適切であったとはいえない（このような二者択一の問題設定は、その監査等委員会の結論を覆そうとする第三者委員会も同様である）。

さらに、不正か誤謬かを探究するに当たっては、「不正」の主体が誰であるか（Abalance 経営陣であるのか、WWB 経営陣・事業担当者であるのか、Abalance 経理担当者であるのか）や「不正」の手法（上からの明示的な指示命令であるのか、WWB 経営陣側からのプレッシャーであるのか、はたまた Abalance 経理担当者の主体的な判断であるのか）を調査対象とすべきであるのに、これらの事項が不明確にされたまま、「不正」「誤謬」との評価が行われていることも適切とはいえない。

監査等委員会は、経営陣から独立した立場で、業務執行取締役らの職務執行を監査・監督する役割を担うのであり、法律、会計、税務など専門的知見に基づき、健全な猜疑心を持って職務に当たる必要がある。会社の会計処理に疑義が生じ、これに対して監査等委員会がこの調査にあたる場合、経営陣側の説明を踏まえつつも、これに囚われず、独立した立場から、健全な猜疑心を持って調査を行い、その真の原因を探究すべき立場にある。Abalance を取り巻く状況から、リソースが限られ、厳しい時間的制約があったことについて、調査期間を長引かせることによって決算遅延を生じさせるおそれがあったことは否めないものの、仮に時間的制約やリソースの問題があるのであれば、この問題こそ除去すべきであり（人員が足りないのであれば会社負担による補助者の選任、時間的制約があるのであればためらわず決算の延期を主張すべきだった。）、それをせずに調査の制約を甘受し、その結果、当委員会が第 3 で認定した事実の解明に至らず、客観的事実に反する調査結果に至ったこと

は、監査等委員の職責に適うものであったかという点について疑問を呈さざるを得ない。

②については、監査等委員会の調査結果は重大な事実誤認である。すなわち、第3, 1, (2)のとおり、2021年2月頃、角田・花畑案件において有償支給取引が存在することが判明し、当時の経理部長であった国本氏、副部長であった■氏がと監査法人とで、会計処理方法についての議論が行われ、WWB側では単体での売上計上にこだわり、監査法人とAbalanceが協議を重ねた結果、WWB単体の財務諸表は開示されず、連結財務諸表の作成時に売上消去するのであれば、有償支給取引については、「Abalanceの連結では売上消去する。WWB単体での売上計上については会社の判断に委ねる。」ということで決着した。

このような経緯から、増田氏や■氏が、少なくとも、アスカ監査法人・Abalance経理部門としては有償支給取引については、Abalanceの連結財務諸表において売上計上が認められないことは十分に認識していたことについて疑いはない。当委員会のヒアリングにおいても、増田氏は、有償支給取引については、Abalanceの連結財務諸表において売上計上が認められないことは十分に認識していたと述べている。

上記のような2021年6月期における有償支給取引を巡る経緯に照らして、「WWBの増田社長及び■部長が「有償支給取引」に係る処理方法を知らなかった。」との事実認定はあり得ず、このような認定に至った監査等委員会の調査については、ヒアリングが十分になされたのか疑問を呈さざるを得ない。

③についても、Abalance経理部門が、有償支給取引であることに気付かず、その背景として、案件名の設定が取引の紐づけを困難にする状態となっていたとの認定も誤っており、問題の根源について深掘りはできていない。

そして、上記2のとおり、内部調査や、監査等委員会による調査が本格的に開始される前から、調査結果の方向性が協議され、整えられていたこと、調査を主導した国本氏の上記(1)の不正の可能性についての具体的な懸念（経理部長としての経験（有償支給取引の売上計上を巡るAbalance経理部門とWWB経営陣の交渉経緯）や、WWBとAbalanceのパワーバランス、Abalance経理部門の体制の問題（部長を含む人材の入れ替わり、人員不足、知識及び力量のある部長の不在）から、WWB事業部による意図的な不正であるとの懸念）が監査等委員会に共有されなかったは重大な問題である。

しかしながら、内部調査段階でも、監査等委員会の調査段階でも、有償支給取引が連結消去されなかった経緯・理由について共有されるには至っておらず、Abalance経営陣等が、不適切会計の経緯を把握した上で、当該経緯が発覚しないように殊更に隠滅を諮ったという事実は認められず（当時のAbalance経理担当者らも、Abalance経営陣から供述の方向性について示唆を受けたことはないと言明していた。）、監査等委員会が、結論ありきでこれに反する供述や資料をあえて看過した等、監査等委員会調査において不正が隠蔽されたという事情は認められない。

### (3) 第三者委員会設置回避の意図の問題

第三者委員会は、Abalance や監査等委員会が、第三者委員会の設置を回避しようとした点を問題視するが、一般に、第三者委員会や、外部専門家のみで組成する特別調査委員会による調査には多額の費用（昨今、数億円から十数億円に上る例さえみられる。）及び長期の調査期間（通常でも数か月を要する場合はほとんどである。）を要するのが一般的であり、社内関係者として第三者委員会等の設置に懸念を示し、できる限り設置をせずに社内リソースだけで調査を完了し、決算の訂正を行うことを志向することは非難されることではない。まして、当時、Abalance は2024年6月期の決算が迫っており、これに間に合わせるために、外部者ではなく、社内に精通し、かつ経営陣からは独立している監査等委員会による調査を選択・引き受けたことについて、直ちに、監査等委員会を含む当社役員におけるコンプライアンス意識の低さを示すものとはいえず、取締役としての善管注意義務に反するものともいえない。

#### **(4) 評価の総括**

上記より、監査等委員会の調査は、本件不適切会計について社外役員による中立的・客観的立場からの事実解明、再発防止を行うことを目的とする調査として不十分であったといわざるを得ず、監査等委員会報告書を全体として評価することはできない。

とりわけ、当初から、「不正か誤謬か」を主たる論点として調査が行われたことは、有償支給取引に関する本件不適切会計処理についての過年度決算訂正についての検討という本来の目的からすると不適切な論点設定であったといわざるを得ず、それが、その後、本件をめぐるさらなる混乱につながったことは否定できない。

もっとも、監査等委員会による調査開始時において、上記のような論点設定が行われたこととの背景には、同調査が、A社の会長による「循環取引」、「偽造」等の「不正」を告発する文書が監査法人、東証等に提出されたことを発端とするものであり、上記のとおり、監査法人からの要請に加え、当時のAbalance代表取締役社長の光行康明氏（以下、「光行氏」という。）が、監査等委員会に対する調査の要請に当たって、調査の目的を「不正か誤謬かを明らかにすること」としていたこと、当初の調査はそれを否定することに主眼が置かれ、循環取引などの、その事実があれば明白な「不正」に該当する事項と、一般的な不適切会計処理の問題とが渾然一体となって調査が行われたことなどからすると、監査等委員会報告書における上記の不適切な論点設定にやむを得ない面もあったと考えられる。

#### **4 第三者委報告書の「監査等委員会報告書に対する指摘・批判」についての当委員会の評価**

当委員会による監査等委員会による調査過程及び訂正報告書の提出に至る経緯に関する評価は上記3のとおりであり、不適切会計処理についての調査報告書として不十分な面があり、論点設定にも問題があったといわざるを得ないが、一方で、監査等委員会報告書に対

して第三者委報告書が行った指摘及び批判には不適切な点が多々あり、その内容には重大な問題があるといわざるを得ない。

第三者委報告書は、監査等委員会報告書について、経理部門のみならず WWB 及び Abalance 双方の経営陣が早期から「不正」を認識していたと指摘し、監査等委員会の調査が不正（粉飾）の定義を「故意」に限ると狭く解釈した結果、「誤謬」であるとの結論を採用したこと、監査等委員会の調査が「第三者委員会設置を回避する目的」であったことなどを批判し、関係者間のメールで「不正」の認識を認めていることなどから、本件を「誤謬ではなく不正」だとして監査等委員会報告書は誤りと結論づけているが、関係者のメール、発言における「不正」の認識については、上記のとおり、その「不正」という言葉が本件過年度決算訂正にかかる有償支給取引についての「不正」を意味しているとは限らず、また、引用するメール発言等の前提にも誤りがある。また、「誤謬ではなく不正」との結論は「重過失＝不正と認定し得る」との独自の見解に基づくもので、適切とはいえない。

さらに、第三者委員会は、認定した事実を総合的に勘案した結果、《監査等委員会による調査等を通じて、Abalance として本件が意図的な「不正」（粉飾）であることを把握していたにもかかわらず、これを「誤謬」であると説明する方向性を維持し、その前提のもとで内容虚偽の適時開示を公表し、本件訂正を行ったもの》と結論づける。そして、第三者委員会は、《かかる行為は、証券取引市場において風説の流布を行ったとして、「虚偽の風説の流布」（金融商品取引法第 158 条）を行ったと言い得る可能性がある》【第 4,6・65 頁】という指摘までする。

いうまでもなく、上場会社である Abalance が設置した第三者委員会は、Abalance 及び Abalance を取り巻く多数のステークホルダー並びに市場に対して多大な影響力を有するものであり、このような立場にある第三者委員会が、経営陣等による犯罪行為の可能性を指摘することは、その重責に照らして極めて慎重になされるべきである。

「虚偽の風説の流布」（金融商品取引法第 158 条）とは、「有価証券の募集、売出し、売買その他の取引やデリバティブ取引等のため」、または「有価証券等の相場の変動を図る目的」で、合理的根拠のない虚偽の情報を流すことをいい、虚偽か否かは、客観的に判断すべきであると解する見解と、行為者の主観を基準に判断すべき見解があり、後者が有力とされる。また、「有価証券の・・・売買その他の取引・・・のため」とは、有価証券上の権利の得喪、変更をもたらす一切の取引上の行為が含まれると解され、より具体的には、有価証券の売買や交換はもとより、公開買付、新株予約権の行使（あるいは行使に伴う会社による株式の交付）、取得請求権付株式の取得請求権の行使（あるいは行使に伴う会社による取得対価の交付）なども含まれと解されている。次に、「有価証券等の相場の変動を図る目的」とは、相場を高騰させ、もしくは下落させる意図のことをいい、放っておけば下落する相場を上昇させようとする、あるいは放っておけば上昇する相場を下落させようとする意図、すなわち、

相場を固定する意図も含むものと解されている<sup>2</sup>。

まず、繰り返し述べるとおり、Abalance の経営陣が会計不正を早期から認識しながら、これを隠蔽するために調査の方向性を決定づけて、Abalance 経理部門や WWB 事業部に指示するなどして虚偽の供述をさせたり、監査等委員に虚偽の説明をしたり、虚偽の調査結果を出すように指示をしたり誘導した事実は認められないことから、Abalance 経営陣が合理的根拠のない虚偽の情報を流したとは認められない。

そもそも、第三者委員会の上記評価は、第三者委員会が自ら、本件は「重過失」による「不正」であると認定しながら、Abalance 経営陣が「意図的な『不正』(粉飾) であることを把握していた」との認定に基づくものとなっており、この点は明らかな矛盾であるというほかない。

さらに、第三者委報告書には、Abalance 経営陣が「有価証券の・・・売買その他の取引・・・のため」、または「有価証券等の相場の変動を図る目的」について、いかなる意図をもって適時開示を公表したと考えているかの指摘はなく、第三者委員会が「虚偽の風説の流布」の構成要件該当性に関してどのような見解を有しているのか定かではない。

第三者委員会が担う重責や社会的影響に照らせば、事実認定やそれに基づく法的評価、特に、犯罪行為への言及については慎重に行われるべきであるところ、第三者委員会の上記言及は慎重さを欠くものといわざるを得ず、Abalance のステークホルダーや市場に対して大きな誤解を与えかねないものであり、Abalance の企業価値を大きく損なうおそれがある。

当委員会としては、第三者委員会による、「虚偽の風説の流布」(金融商品取引法第 158 条)を行ったといい得る可能性があるとの指摘については重大な懸念を指摘せざるを得ない。

## 第 5 【第 5 金融機関からの融資に関する請求書の偽造等】について

### 1 項目名の「偽造」の文言に対応する本文の記載がないこと

ここで取り上げられているのは、WWB が、A 社に対して発注した発電所「大和大衡案件」に関して、2021 年 7 月 30 日に、WWB から A 社に対して 617,820,300 円、A 社から WWB に対して 517,827,870 円の支払がなされていることについて、「金融機関から融資を受けるために実態と異なる内容の請求書を作成・提出し、支払実績を偽装した疑い」である。

まず指摘すべきは、この項のタイトルが「偽造等」とされているのに、本文中に「偽造」の文言も、それに関する記述も全くないことである。「偽造」とは、通常、作成名義を偽って他人名義の文書を勝手に作成することをいう。上場企業である Abalance の第三者委報告書において「金融機関をめぐる問題」に関して「偽造」という言葉が出てくれば、取引先の金融機関としても、Abalance との融資取引を継続するか否かの判断を迫られることになる。

---

<sup>2</sup> 「虚偽の風説の流布」の意味について、岸田雅雄「注釈金融商品取引法【改訂版】〔第 4 版〕不公正取引規制」(2020 年、金融財政事情研究会、2020 年) 13 頁-19 頁 [久保田安彦]

ここで問題にされている 617,820,300 円の支払についての請求書も、517,827,870 円が返還されることの原因となった 1 億円の請求書も、いずれも A 社名義のものであり、同社が自ら作成して WWB に提出された真正なものであり、「偽造」という言葉が出てきた理由は全く不明である。

なお、Abalance の本件不適切会計の問題は、WWB が 2020 年から 2023 年にかけて、大和大衡案件について建設工事契約を締結した A 社の会長が 2023 年 12 月 20 日、22 日、29 日の 3 回にわたり、アスカ監査法人の通報窓口に対して大和大衡に関する「循環取引」等についての通報文書を提供したことに端を発する問題であり（その後、A 社会長は東証にも同趣旨の通報文書を提出）、監査等委員会の調査でも、当初は、A 社との間の循環取引が主たる調査対象とされ、その調査の過程で、WWB が 2022 年に行った A 社への太陽光パネルの販売が有償支給取引に当たる可能性が指摘され、その点も同委員会の調査の対象とされるようになり、監査等委員会の調査報告書のドラフトの 8thDraft 以降は、有償支給取引の方が中心的な論点となっていった。

A 社会長が「循環取引」として問題にしたのは、上記の 617,820,300 円の請求書に基づく A 社への支払の後に、1 億円の請求書が提出されて 517,827,870 円が WWB に返還されことであり、上記の「偽造」という文言も、A 社の告発文書の中で使われていたものと推測される。

## 2 監査等委員会報告書と第三者委報告書の認定の相違

上記のとおり、A 社から金額の異なる二つの請求書が提出された経緯について、監査等委員会報告書では、「WWB は 2021 年 6 月 24 日に、請求金額 617,829,300 円の同日付け請求書を受領後、A 社との間で請求金額を 1 億円に減額する合意をし、同年 7 月 29 日に、同日付けの請求金額 100,000,000 円の請求書を A 社から受領したものの、WWB 及び Abalance 社内で 100,000,000 円の請求書の共有が行われておらず、誤って 617,829,300 円の請求書に基づく支払が実行されてしまったことから、事後的に A 社に依頼して 517,827,870 円の返金を受けた」とされている。

第三者委報告書では、「2023 年 12 月頃から、Abalance は、東証から本件入出金に係る問合せを受けていた。この点、Abalance は、2024 年 1 月 12 日付け回答書では、いったんバローズ等から A 社に対して振り込みを行ったものの、バローズ等の運転資金に充当するため、A 社の協力のもと、バローズ等に資金を戻してもらったものである旨回答している」《監査等委員会報告書のドラフトにおいても、2024 年 1 月 29 日付け 7thDraft までは、本件入出金に係る事実関係について、東証への上記回答の内容に沿うものであると記載されており、監査等委員会による調査においても、上記東証への回答記載のとおり的事实関係であったことの確認がなされている》《上記東証への回答は、その後同年 2 月 5 日付けの回答においては、目的は「プロジェクト資金のため」と訂正されている》【第 5, 3, (1)・74 頁】とされており、1 月 12 日付け回答（以下、「当初回答」という。）が 2 月 5 日付け回答で訂正

され（以下、「訂正後回答」という。）、訂正後の回答内容が、上記の監査等委員会報告書の訂正後の記述と同様である旨述べている。

すなわち、「請求金額 617,829,300 円の請求書に基づく A 社への支払」について、「当初回答」と監査等委員会報告書の当初のドラフトでは、「バローズ等の運転資金に充当するため、A 社の協力のもと、バローズ等に資金を戻してもらった」と説明されていたのに対して、「訂正後回答」と監査等委員会報告書の訂正後の記述では、「A 社との間で請求金額を 1 億円に減額する合意をし、請求金額 100,000,000 円の請求書を A 社から受領したものの、誤って 617,829,300 円の請求書に基づく支払が実行されてしまった」とされており、両者には大きな相違がある。

この点について、第三者委員会は、「関係者ヒアリング等において、東証への回答内容の変更の経緯や理由につき、明確かつ合理的な説明は確認できなかった。」とする一方、「当初の東証に対する回答内容は信用性があると判断する。」【第 5, 3, (1)・74-75 頁】として、東証への回答は、「当初回答」が信用できると評価することで、監査等委員会報告書の記載に基づく「訂正後回答」の信用性を否定している。

その根拠について、以下の①～③の事情と《本調査における複数名のヒアリングにおいて、資金繰りのために A 社との間の同日での入出金や請求書の金額の調整を行っていたと認識している旨の供述を得られたこと》を挙げている。

- ① 2021 年 6 月 24 日付け 617,829,300 円の請求に係る出来高調書は作成されておらず、WWB において出来高の確認を行っていないこと
- ② A 社は 321,872,570 円の請求を行ったものの、バローズ等からの依頼に基づき金額、支払期日等の内容を修正した請求書を発行し、バローズ等はこれを G 金融機関に提出したと考えられること
- ③ 2021 年 7 月の入出金概要（実績）によれば、前記の G 金融機関からの借入金調達 1,600,000,000 円を加算した上で月末残高 1,168,000,000 円となっており、当該借入金調達 1,600,000,000 円がなければ資金ショートしていたと考えられ、資金繰りのために金融機関から早期に多額の融資を引き出そうとする動機があったこと

2026 年 1 月 30 日付けの【特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求:Abalance(株)】と題する日本取引所グループのリリースで、「日本取引所自主規制法人の照会に対して虚偽の回答を行っている」とされているが、これは、第三者委報告書が、Abalance の東証への「当初回答」の信用性を認め、「訂正後回答」の信用性を否定したことを踏まえ、「訂正後回答」が「虚偽の回答」だとしているものである。

しかしながら、上記のような「当初回答」の信用性を認め「訂正後回答」の信用性を否定している第三者委報告書の認定に十分な根拠があるかを問えば、甚だ薄弱といわざるを得ない。

- ①については、「訂正後回答」においても、A 社との間で請求金額を 1 億円に減額する合

意を行ったのは、出来高が1億円程度でしかなかったことが理由にされているのであり、出来高調書は作成されておらず、WWBにおいて出来高の確認を行っていないことは、「当初回答」、「訂正後回答」のいずれとも整合するものである。

②については、WWBの■■■■氏に聞かなければわからない事項であるが、同氏は第三者委員会のヒアリングも拒否していたとのことであり、321,872,570円の請求書が存在したとしても、それがいかなる目的で作成されたものか不明であり、出来高を超えた請求に結び付けるのは憶測に過ぎない。

③については、16億円の事業資金融資が、Abalanceの運転資金に流用されていたことが前提とされているが、そのような事実はない、当時のAbalanceグループの資金繰りについての資料を確認した限りでは、当時、資金繰りがひっ迫していた事実も認められない。

そして、①～③以外に、第三者委報告書が、「当初回答」が信用できる根拠としているのは、監査等委員会報告書の7thDraftまでは「当初回答」の内容に沿うものであったこと、監査等委員会報告書に調査結果が「当初回答」記載のとおりとの記載があることだけである。

しかしながら、監査等委員会報告書の最終版は、関係者のヒアリング等の相応の調査の結果に基づいて記載されているものの、調査開始当初のドラフトの記載については、誰の、いかなる調査の結果に基づいて、誰によって作成されたものなのかが、当委員会が監査等委員会の関係者多数からヒアリングを行った結果からも判然としない。第三者委員会において、その点のヒアリングが行われた形跡もない。

一方で、「訂正後回答」及びそれに沿う監査等委員会報告書（最終版）の記載についても、「誤って617,829,300円の請求書に基づく支払が実行された」ことは不可解であり、それが真実であるとの確証はつかめない。

結局のところ、この問題については、「当初回答」、「訂正後回答」のいずれが正しいのかを認定できる根拠は得られなかった。しかし、少なくとも、第三者委員会が、「当初回答」が信用できるとする根拠はほとんどないにもかかわらず、「当初回答」には信用性があるとの判断を示したことにより、「訂正後回答」は虚偽との判断が示され、それが、上記のとおり、日本取引所から「虚偽の回答」を行ったとされる原因となったことは否定できない。

この結果、Abalanceの企業価値に与えた影響は甚大であって、第三者委員会の根拠のない信用性判断には重大な問題があるといわざるを得ない。

## 第6 【第8 2025年3月期有価証券報告書に関連する会計処理等】について【第8・100頁】

第三者委報告書では、【第8 2025年3月期有価証券報告書に関連する会計処理等】【第8・100頁】において、Abalanceの2025年3月期有価証券報告書に関連する会計処理等に関して以下のとおり認定している。

## 1 大和町太陽光発電所合同会社（以下「大和 GK」）の期限の利益喪失事由

第三者委報告書では、《2024年10月23日付けでFITが失効したことにより、大和 GK は本割賦契約に定める期限の利益の喪失事由に該当した。大和 GK は、H 金融機関の期限の利益の喪失に係る請求により一括返済を求められてしまう状況であり、H 金融機関からその請求をしない旨の明確な同意を得ている状況にはなかった。》と認定されている。【第 8, 2・100 頁】

しかしながら、Abalance によれば、H 金融機関と 2024 年 12 月 13 日付けで覚書を締結し 2025 年 7 月 15 日まで一括弁済（期限の利益喪失の運用）を猶予となっていたとのことであり、期限の利益喪失は治癒されていたのであって、《H 金融機関からその請求をしない旨の明確な同意を得ている状況にはなかった。》【第 8, 2・100 頁】との第三者委報告書の認定は誤りである。この点について、Abalance は、第三者委員会に対して上記の経緯を説明したとのことであるが、覚書自体は共有しておらず、第三者委員会からも追加の質問を受けなかったとのことである。

## 2 適時開示の要否

上記 1 の認定を踏まえ、第三者委報告書では、以下の事項を適時開示義務の趣旨に照らし、適切性を欠いていたと指摘する。【第 8, 2・100-101 頁】

- ① H 金融機関からは 2025 年 7 月 15 日までに返済するよう要請されていたので、2025 年 3 月期末時点において、本割賦債務全額 2,363 百万円を短期債務として計上すべきであった。
- ② 2025 年 3 月期において、2024 年 10 月 23 日から期末日までの遅延損害金 130 百万円（概算）及び弁済手数料 361 百万円（概算）についても、発生主義に基づき、費用計上すべきであった。
- ③ 本割賦契約について期限の利益を喪失した場合、他の借入れにおいても財務制限条項に抵触することを鑑みると、本割賦債務の存在は Abalance の利害関係者にとって重要な情報と位置付けられ、Abalance は、有価証券報告書上、期限の利益の喪失事由が発生している債務があることを開示すべきだった。
- ④ ③の際には、期限の利益の喪失事由の原因となった本件失効の事実についても、2024 年 10 月時点で適時開示を実施しないとしても、この時点で併せて開示をすべきであった。
- ⑤ Abalance は 2025 年 7 月 15 日に本割賦債務について返済を行う旨の意思決定をし、損失を計上し、2025 年 7 月 15 日「連結子会社の固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上及び特別損失の計上に関するお知らせ」にて開示しているが、当該 IR で開示されていない本割賦債務返済に伴う特別損失 579 百万円は、大和 GK における本件失効に伴う本割賦契約の期限の利益喪失による損失等であり、本譲渡（大和町太陽光発電所以外の固定資産の譲渡）とは本来関係がなく、別途開示すべきであった。

前提として、Abalance によれば、H 金融機関と 2024 年 12 月 13 日付けで覚書を締結し 2025 年 7 月 15 日まで一括弁済（期限の利益喪失の運用）を猶予となっていたとのことであり、期限の利益喪失は治癒されていたのであって、これに反する第三者委報告書の認定は誤りである。

そして、Abalance によれば、FIT 失効発生についてはメインバンクに対して、発生前含め状況については逐次報告し、2024 年 10 月時点においては■■■■と覚書を締結する前提での交渉を行っていたこと、交渉段階での期限の利益喪失の運用は行わない前提であったことなどから、■■■■以外の金融機関を含めた開示を幅広には行わなかったこと、また、FIT 失効の時点においては、既に覚書を締結していたことにより、一旦原契約における期限の利益喪失には該当したものの、覚書において新たな返済期限が設定されており、新たに期限の利益喪失に関する条項が付されていることなどから開示の必要性はないと考えていたとのことである。

そうすると、上記①②については開示すべきであったと考えられるが、③～⑤については、第三者委員会の《2024 年 10 月 23 日付けで FIT が失効したことにより、大和 GK は本割賦契約に定める期限の利益の喪失事由に該当した。大和 GK は、H 金融機関の期限の利益の喪失に係る請求により一括返済を求められてしまう状況であり、H 金融機関からその請求をしない旨の明確な同意を得ている状況にはなかった。》との認定を前提とするものであり、適時開示すべきであったとはいえない。

## 第 7 【第 9 関連当事者取引について】について【第 9・104 頁】

第三者委報告書では、【第 9 関連当事者取引について】【第 9・104-112 頁】において、Abalance の関連当事者取引に関して以下のとおり認定している。

- ・ 2019 年 5 月に FUJISOLAR が、ベトナム自然エネルギー、ベトナム先端技術、Rice Investment（以下「ベトナム関連 3 社」という。）との間で、VSUN 株式を譲渡し、金銭消費貸借取引を締結した取引（以下「対象取引①」という。）及び 2021 年 12 月に WWB が、VSUNP から FUJI SOLAR 株式を譲受するとともに、2021 年 12 月、2022 年（月は不明）に WWB は、VSUNP 株式を■■■■氏へ譲渡し、金銭消費貸借取引を締結した取引（以下「対象取引②」という）について、有価証券報告書において関連当事者取引の注記が必要であるのに、注記されていないこと
- ・ 対象取引①及び対象取引②について、契約当事者となる各社において取締役会における承認がなされた形跡がなかったり、Abalance 及び WWB の取締役会等で報告された形跡もなく、契約目的が不明であったり、譲渡価格などの契約条件の決定方法が不明瞭であること、議事録上、利益相反等については特段触れられておらず、検討がなされた形跡は見当たらないこと

- ・ Abalance においては、「関連当事者に関する確認書（アンケート）」の記載の重要性が周知されておらず、一部の役員は確認書の重要性を理解せずに回答を拒否したり、経理部が確認書を記入したり、経理部内でも情報共有がなされておらず記載が漏れる事象などの不備があったこと
- ・ 監査法人も、対象取引に関する注記があるかどうかについて長期にわたり十分な検証をしていなかったこと
- ・ 龍氏、光行氏に対する第三者割当増資や、龍氏からの借入についても関連当事者取引注記が必要であるのに、注記されていないこと

第三者委報告書では上記認定を踏まえて、Abalance の関連当事者取引について以下の問題点を指摘している。

- ・ 関連当事者取引の実行にあたり、事前に、取引の妥当性・合理性の検討、利益相反の可能性の検討、及びその回避のための適切な手続きの検証などが実施された形跡が認められない状況は、経営陣において関連当事者取引に対する重要性の理解・認識が欠如していたことを示すこと
- ・ 利益相反の可能性が高い取引について、取締役会や監査等委員会等による適法性や取引の妥当性に関する監督機能が有効に機能していなかったこと
- ・ Abalance の関連当事者取引の把握・管理体制には不備が見られること
- ・ 重要な海外取引に関しては、龍会長、          でなければ詳細を把握できない状況が長期間にわたり継続しており、親会社として海外子会社を牽制するためのアクセス権限や実効的な管理体制を構築できておらず、海外子会社に対するガバナンス体制が脆弱であると評価せざるを得ないこと
- ・ 海外事業に関する情報の特定人物への集中、海外子会社の管理体制の不備が、結果として、Abalance グループ全体の内部統制及びガバナンス体制に深刻な影響を及ぼしていたものと評価されること

当委員会として、第三者委員会による Abalance の関連当事者取引に関する事実認定及びこれを踏まえた問題点の指摘について、賛同できるものである。

下記第 8 で指摘するとおり、Abalance においては、龍氏による WWB からの借入について、関連当事者取引として把握することもできておらず、Abalance における関連当事者取引の把握・管理体制には重大な不備があるというほかない。

また、当委員会としても、Abalance において海外子会社の管理をどのように行っているのか把握することはできず、売上の大半を占める海外子会社の管理に関する第三者委員会の懸念は的を射たものである。

## 第8 【第10 2025年4月の第三者割当増資等について】について【第10・115頁】

### 1 第三者委員会の指摘

#### (1) 事実認定

第三者委報告書では、【第10 2025年4月の第三者割当増資等について】【第10・115頁】において、WWBは龍氏に対して2億9000万円の貸付けを実施していること（以下「2025年4月9日貸付け」という。）に関して、以下のとおり認定している。

- ・ 龍氏は、本件増資における払込期日より前の2025年4月9日、WWBから2億9000万円の貸付けを受けており（以下「2025年4月9日貸付け」という。）、その額は龍氏がAbalanceに払込みを行った額よりも大きい状況であったこと
- ・ それにもかかわらず、2025年3月期有価証券報告書においては、重要な後発事象として龍氏に対する第三者割当増資については記載があるものの、2025年4月9日貸付けについては記載がなく、株主の利益を保護する観点における検討及び適切な開示がなされていたとはいえないこと
- ・ WWBと龍氏との間の2025年4月9日貸付けは、関連当事者取引に当たるにもかかわらず、WWB取締役会において、取引の合理性及び条件の妥当性の検証はなされておらず、そもそも、取締役会決議は形式的に議事録を用意したものにすぎず、取締役会は開催されていないこと
- ・ 龍氏は2025年4月9日貸付けについて弁済期限までに完済できなかったところ、契約変更の可否等について、本来は再度の取締役会等で議論がされるべきであったが、取締役会においては、龍氏の返済状況について把握していた形跡は窺われず、当然に利息や遅延損害金の請求を行うかについても議論された様子はなく、実際に、WWBは利息及び遅延損害金を請求していないこと
- ・ WWBと龍氏との間の2025年4月9日貸付けは、利益相反取引に当たるにもかかわらず、会社法上の必要な手続も履践されていないこと

さらに、第三者委員会は、2025年4月の第三者割当増資等に関して、以下のとおり認定している。

- ・ Abalanceにおいては、2025年4月10日、龍氏等に対するに第三者割当増資を実施する旨を同日付有価証券届出書及びIR「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」（以下「第三者割当増資に関するIR」という。）において公表し、同年4月28日、龍氏から150,009,000円の払込みを受けたこと（以下「本件増資」という。）。
- ・ 龍氏は、Abalanceへの払込前に、2025年4月9日貸付けにおいてWWBから払込金額よりも大きい2億9000万円の融資を受けており、外形上、当該融資を払込原資として、払込みを行ったようにも見えること
- ・ 2025年4月10日付有価証券届出書及び本件増資に関するIRにおいては、

「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」として「龍氏については、2025年3月25日付け銀行預金残高証明書を受領し、十分な資金が確保されていることを確認しております。」と記載されているが、2025年4月9日貸付けは言及されていないこと

- ・ 外形上、当該融資を払込原資として、払込みを行ったようにも見えるにもかかわらず、Abalance においては2025年3月25日付け銀行預金残高証明書の受領をもって、十分な資金が確保されていると評価し、有価証券届出書のドラフトでは、銀行預金残高で「不足する資金については、借入れで調達する旨を金銭消費貸借承諾書にて確認」している旨を記載していたこと
- ・ Abalance においては、払込原資の一部であっても、2025年4月9日貸付けにより調達する部分があるのであれば、金銭消費貸借契約の内容について検証し、また有価証券届出書及び本件増資に関する IR においても公表すべきであったにもかかわらず、実際には2025年3月25日付け銀行預金残高証明書の受領をもって、自己資金があるのみ評価し、払込期日前に龍氏がグループ会社から借入れを行うにあっても、WWB も含め、龍氏からその背景や理由等について聴取せず、有価証券届出書における記載要否についても検討された様子はないこと
- ・ 2025年4月9日貸付けが Abalance グループの財政状態及びキャッシュ・フローに及ぼす影響は質的にも、金額的にも小さくなく、Abalance は、2025年3月期有価証券報告書において、第三者割当による新株式の発行について記載する際に、合わせて、2025年4月9日貸付けについても記載することが適切であったと考えられること

## (2) 評価

第三者委員会は、上記(1)の認定に基づき、2025年4月9日貸付け及び《本件増資に関しては、2025年4月9日貸付けにおけるガバナンスの有効性、本件増資に関する有価証券届出書記載事項の適切性及び有価証券報告書における後発事象の開示の妥当性の各観点から、いずれも不十分であった》【第10,6・120頁】と結論付ける。

特に本件増資は龍氏を含む取引であり、かつ、2025年4月9日貸付けは WWB から龍氏に対する金銭の流出を伴う取引であることから、投資家保護の観点から株主には適時適切に開示をするべきであったと評価し、一連の経緯を踏まえれば、Abalance は、《株主の利益を保護する観点から重要となる上場グループ会社における関連当事者等との取引について、子会社において、これを認識させ、また牽制させる仕組みを講じておらず、親会社及び上場会社としての子会社管理が不十分と評価せざるを得ない》とする。

また、上場会社グループである Abalance において龍氏の個人的な事情によりその金銭を利用することは基本的に予定されていないというべきであること、2025年4月9日貸付けに係る WWB による意思決定においては、龍氏の借入目的や背景について聴取しない等、取締役会による主体的な意思決定が行われた様子が全く見受けられず、重要な業務執行の意思

決定機関としての取締役会は機能しておらず、かかる状況であることを利用して、龍氏がほしいままに WWB、ひいては Abalance グループの金銭を利用しているともいえること、また、龍氏は返済期限に遅れつつも WWB に対して結果的に全額の返済はしているものの、返済期限の管理は WWB でなされておらず、また利息及び遅延損害金については清算が済んでいないのであるから、上場会社である Abalance やそのグループ会社としての取締役を牽制するためのガバナンス体制が一切機能していないと指摘せざるを得ないと評価する。

また、《Abalance グループにおいては、監査等委員会報告書において、経営陣におけるガバナンス体制の強化を掲げており、リスク・コンプライアンス委員会や内部統制委員会を新たに設置する等してコンプライアンス意識の徹底を含むコーポレート・ガバナンス強化や内部統制委員会の設置による信頼性のある財務報告を実現するための体制を整備している旨を 2025 年 3 月期有価証券報告書においても述べている》が、《本件増資等については、Abalance によるガバナンス強化後に生じた事象であるが、新たな委員会の設置等による Abalance の自主的なガバナンス機能が、依然として十分に改善・回復していないことが窺われ、Abalance における根本的なガバナンスに対する意識の欠如が浮き彫りとなっている》と指摘している。

## 2 当委員会における追加の事実調査

上記 1(1)のとおり、第三者委員会は、龍氏は Abalance への払込前に、2025 年 4 月 9 日貸付けにおいて WWB から払込金額よりも大きい 2 億 9000 万円の融資を受けており、外形上、当該融資を払込原資として、2025 年 4 月 17 日の払込みを行ったように見えると指摘するに留まり、2025 年 4 月 9 日貸付けが払込原資に充てられたかについて明らかにしていない。

そこで、当委員会として改めてこの点について事実調査を実施した。

当委員会は、龍氏に対して 2025 年 4 月 9 日貸付けの目的や、借入金の用途について質問したところ、龍氏から以下の回答があった。

- ・ 本件増資は、当初 2025 年 2 月 7 日頃に払込みが予定されていたが、4 月頃にずれ込んだこと
- ・ 当初、払込みを 2 月 7 日又は同日 25 日の予定で資金計画を立てていたが、払込日が何度も変更されたことで個人的な資金計画が乱れたこと
- ・ Abalance の株価の急激な変動によって証券会社に対して一部資金の返済義務が生じたこと
- ・ 急な資金需要に際して、別法人（Abalance グループ外）から借り入れすることの合意を得ていたが、WWB 取締役副会長であった藤澤元晴氏（以下、「藤澤氏」という。）と相談したところ、短期であれば WWB より貸し出すことは可能との説明を受けたため、WWB から一時的に資金を借り入れることにしたこと

- ・ 本件増資担当者に対して預金 155,714,912 円の資金証明書を提出していたが、2025 年 4 月 17 日の Abalance 口座への支払までの間に、別件で約 1.65 億円の資金ニーズが生じてしまい、WWB より一時的に 2.9 億円を借り入れたこと
- ・ 2025 年 4 月 9 日貸付けについては、藤澤氏に事情を説明し、借入等のために必要な手続を依頼した認識であり、自分は海外出張中であったが、WWB 取締役会の承認が得られていて、必要手続は終えていると認識していたこと
- ・ 結果的に、2025 年 4 月 9 日貸付けによる資金を原資として本件増資の払込みを行ったこと

龍氏の回答を踏まえれば、龍氏は、2025 年 4 月 9 日貸付けによって得た資金を払込原資として本件増資の払込みを行ったと優に認められる。

しかしながら、龍氏によれば、2025 年 4 月 9 日貸付けについては、藤澤氏に事情を説明し、借入等のために必要な手続を依頼した認識であったとのことであるが、藤澤氏から借入れの事実を共有された Abalance 管理部門も、2025 年 4 月 9 日貸付けと、本件増資を結びつけて考えられておらず、本件増資に関する諸手続を行っていた担当者や有価証券届出書や適時開示を主管する IR 担当者に対して 2025 年 4 月 9 日貸付けを伝えなかった。

そのため、IR 担当者は、2025 年 4 月 9 日貸付けの存在を把握することなく、第三者割当増資に関する IR に至った。

また、藤澤氏及び藤澤氏から借入れの事実を共有された Abalance 管理部門も 2025 年 4 月 9 日貸付けが関連当事者取引として注記が必要となる認識はなく、利益相反取引として会社法上の手続を行う必要があるとの認識も持っていなかった。龍氏も、借入等のために必要な手続をいわば丸投げしたにすぎず、関連当事者取引や利益相反取引の手続や注記の問題、さらに、第三者割当増資の原資とすることの問題点について何ら気づいていなかった。

### 3 当委員会の評価

当委員会としても、第三者委員会の指摘するとおり、2025 年 4 月 9 日貸付け及び第三者割当増資に関しては、2025 年 4 月 9 日貸付けについては、関連当事者取引及び利益相反取引に該当するところ、取引の妥当性や合理性が検証されておらず、会社法上の手続も十分履践されておらず、上場会社である Abalance やそのグループ会社としての取締役を牽制するためのガバナンス体制が機能していないと指摘せざるを得ないと評価する。

また、第三者委員会においては確定的な認定はなく評価に至っていないが、龍氏が、一時的とはいえ、払込みのための資金が足りなかったことにより、WWB からの 2025 年 4 月 9 日貸付けによって得た資金を払込原資として本件増資の払込みを行ったことは、より根本的かつ深刻な問題である。

この点、新株等の払込みについて、いわゆる「見せ金」による払込みは無効とされている。

引受人が借入れ等により調達した資金を用いて出資をすること自体は問題が生じるわけではないものの、会社自身が払込資金を提供して株式引受人による払込みが仮装される「見せ金」の場合がある。会社資金により払込みがなされた場合において、例えば、引受人が会社から融資を受けて払込みをしたが、引受人が会社に対して負う当該借入金債務を弁済することになっているような場合には、ただちに「見せ金」ということになるわけではない。実質的に会社資金による払込みがなされた場合であって当該引受人による払込みによりその分会社の資産が増加していないような場合には資本充実の要請を充たしておらず、「見せ金」による払込みとして、引受人による実質的に有効な払込みがなされたとはいえないと解される。

この点、龍氏は、WWB から借入をして払い込みをしているが、当然、Abalance に現実に金銭の払込みをしているし、WWB に対しては当該借入金債務を負っているため、払い込みとしては有効である。しかしながら、いうまでもなく、第三者割当増資の引受先が、会社やその完全子会社からの借入金を原資として第三者割当増資の払込みをすることは、払込仮装などの疑義を生じさせ、ガバナンスに対する重大な問題を惹起させるものであり、厳に控えるべきものであるし、少なくとも適時開示においては記載すべきである事柄である。ただし、実際には、会社やその完全子会社からの借入金を払込原資に充てるなどということが許容されるはずもなく、そのような開示も許容されるはずがなく、会社やその完全子会社からの借入金を払込原資に充てて第三者割当増資を行うことなどおよそ想定されない。

そうであるにもかかわらず、龍氏も Abalance 管理部門も、第三者割当増資の原資を Abalance グループからの借入金で賄うことなど通常は許容されないこと、借り入れるにしても有価証券届出書や適時開示において記載する必要があることを正解せず、本件増資の有価証券届出書や適時開示を主管する IR 担当者に対して 2025 年 4 月 9 日貸付けを伝えなかったことにより、内容虚偽の第三者割当増資に関する IR に至った。

龍氏や Abalance 管理部門、IR 担当者は、意図的に内容虚偽の第三者割当増資に関する IR を開示したのではないものの、2025 年 4 月 9 日貸付けが重大かつ深刻な問題を惹起することについて何ら正解していないことは、根本的なガバナンス・コンプライアンスに対する意識の欠落を指摘せざるを得ない。

なお、この点に関し、第三者委報告書では、《実態としては、2025 年 4 月時点においてもなお、第 10 に述べるとおり、A 氏が取締役会のルールを遵守せずに WWB から借入れを行って Abalance への増資に充てていることが窺われる。》【第 11, 2, (1), ア・124 頁】と述べて、龍氏が WWB からの借入れを本件増資に充てたことを前提に龍氏の姿勢を批判しているが、WWB からの借入れが実際に龍氏増資払込み資金に充てられたのか否かについての事実解明は行われておらず、上記のとおり、当委員会の追加調査により、龍氏が、2025 年 4 月 9 日貸付けによって得た資金を原資として本件増資の払込みを行ったことが明らかになったものである。

《上場会社の代表者として当然求められるべき、ステークホルダーへの適切な情報開示

と透明性ある経営姿勢を欠いていた》【第 11, 2, (1), ア・124 頁】などと龍氏を厳しく批判する第三者委員会にとって、上記の点は、その批判の根拠として重要だったと思えるが、それ程困難だったとは思えない上記の点の事実調査すら行っていない。調査によって事実を認定し、それに基づいて問題を指摘するという第三者委員会としての基本的姿勢に疑問を抱かざるを得ない。

## 第9 総括

企業不祥事に関して設置される第三者委員会の目的は、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為によって失墜してしまった社会的信頼を回復することにある。日弁連の企業不祥事ガイドラインでも、第三者委員会は、「徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言する」とされている。犯罪行為、法令違反についての制裁を科すことや処罰を目的とするものではない。

Abalance の第三者委員会も、設置のリリースで、上記ガイドラインに準拠した第三者委員会委員会であること、今後の当社の持続的な経営活動に資することを目的とすることが明記されている。

そこでは、調査の目的として、「監査等委員会による 2024 年 3 月 13 日付調査報告書に関する再調査」が掲げられているが、同調査報告書は、有償支給取引についての不適切会計処理を指摘して、過年度決算訂正に至ったものであり、その「再調査」というのも、その過年度決算訂正に至った会計不祥事について、改めて事実解明、原因究明を行い、再発防止に向けての提言を行うことが求められていたはずである。

Abalance の第三者委員会は、監査等委員会の「不正ではなく誤謬」との結論自体を再検討し、「重過失＝不正と認定し得る」との独自の見解を前提に、監査等委員会報告書などの認定を覆して「誤謬ではなく不正（粉飾）」と結論づけており、そこで、「不正の認識」の根拠とされた関係者のメール、発言等について、「不正」の言葉には A 社社長の告発が対象としていた「循環取引」等が含まれていることを看過するなど、極めて粗雑な認定である。それにもかかわらず、監査等委員会による調査等を通じて、Abalance として「不正」を認識していたのに「誤謬」との前提で内容虚偽の適時開示を公表し本件訂正を行ったとして、「虚偽の風説の流布」を行ったといい得るとまで述べている。

本件のような建設請負業者との間の使用資材の売買の会計処理については、買い戻し特約付きの売買等と異なり、資材販売が工事請負契約と不可分一体の取引か、それとも独立した売買取引かなどに「会計上の判断」を必要とする場合もあり、「循環取引」「架空取引」のように、それを認識して行えば「不正」と単純にいえるものではない。まさに典型的な「不適切会計処理」の問題であり、むしろ、売買の対象物件、契約内容等に応じて、有償支給取引への該当性を適切に判断することが求められる。それについて適切な会計上の判断を行

い得る社内体制が構築されていなかった問題に着目し、その点についての原因分析、再発防止策の提言をすべきであった。ところが、第三者委報告書は、これを「不正か誤謬か」という問題に単純化して「不正」との結論を出したものであり、調査報告書として、あまりに粗雑である。少なくとも、【第3】及び【第4】の有償支給取引及び監査等委員会報告書に関する記述については、企業不祥事の第三者委員会報告書として適切とはいえず、虚偽の風説の流布の可能性の指摘など、許容範囲を逸脱した記述まで行っていることは看過できないものであり、全く評価できない。

このように、「不正」の結論ありきとも思える姿勢には、当該不適切会計について過年度決算訂正の1年半後に第三者委員会が設置された経緯が関係していると思われるが、それに関しても、過年度決算訂正から第三者委員会の設置までの経緯について、期間を実際より1年短く記載し、「外部機関の指摘」があったことを記載しないなど、明らかに不自然な記載が行われている。

また【第5】についても、「金融機関をめぐる問題」に関して、本文中で全く述べていない「偽造」という文言を項目名で用いていることは、第三者委員会としてあまりに無神経であり、また、自主規制法人に対する「当初回答」が信用できるとする根拠はほとんどないにもかかわらず、「当初回答」の方に信用性があるとの判断を示したことにより、「訂正後回答」は虚偽との判断が示され、それが、上記のとおり、日本取引所からAbalanceが「虚偽の回答」を行ったとされる原因になっていることなど、第三者委報告書の内容の粗雑さにより、Abalanceに対して多大な悪影響が生じているといわざるを得ない。【第6】～【第10】については、【第8,2】において事実誤認が見られるものの、重要な証憑である覚書が提出されていないなどAbalance側の対応にも不備があるほか、重大な事実誤認や評価として指摘すべきところではないものの、【第10】については、龍氏のWWBからの借入れが増資の資金に充てられたか否かについて事実確認をせず「充てられたと窺われる」として批判していることにも典型的に表れているように、第三者委報告書は、全体として、外形的事実、メール等の記載及びそれらから一方的に推認した事実を法令上、会計上の評価を行うことによる批判に終始し、ヒアリング等による調査で事実解明が行われた形跡は乏しい。このような姿勢が、第三者委報告書が当事者にとって受け入れ難いものとなった原因といえる。

当委員会は、第三者委報告書に根本的かつ重大な問題があることを指摘するものであり、同報告書公表後、報告書の結論等に基づいて行われてきたAbalance及び関係機関、関係者の対応は全面的に見直されるべきと思料するものである。

なお付言すると、上記第4,3のとおり、本検証に当たって第三者委員会から、何ら協力を得ることができなかった。この点に関連して、第三者委員会は、【第4,6,(1),ウ・66-67頁】において、龍氏から第三者委員会の委員3名宛てに「仮に結論が意図的な不正であれば、私は決して納得できません。」などとの調査結果に不満を述べるメールを送ったことについて、「当委員会の独立性や調査への心理的影響の観点からも看過し得ない事象である。」と指摘する。また、当委員会としても、龍氏等が第三者委員会による調査実施中や、第三者委報

告書提出後に、上記「外部機関」とも接触を図っていた事実を把握しており、これらが第三者委員会の認定の方向性等に影響を及ぼすことを意図した行為であることは否定できず、龍氏のガバナンス・コンプライアンスを軽視した行為に対する第三者委員会側の反発につながった可能性もある。

しかしながら、第三者委員会は、組織の不祥事において、原因分析、再発防止策等の提言を行い、ときに調査対象者である役員等の責任についても厳しく言及する。原則として第三者委員会の調査にはやり直しはなく（上訴審は存在しない。）、調査結果を受けて、役員は辞任・解任に追い込まれて経営権を失い、さらに役員責任を問われ多額の損害賠償請求を受けたり、上場維持のために株式も手放さざるを得なくなるなど、まさに人生を揺るがすような事態が容易に想定される。そうであるからこそ、調査対象者は、自らが非難され責任を追及されることについては抵抗し、自らの真実を主張するし、第三者委員会は、それを所与のものとして、誠実に訴えを聴き取り、事実調査の基礎としなければならない。日弁連ガイドラインは「依頼企業等からの独立性を貫き断固たる姿勢をもって厳正な調査を実施するための「盾」」（前文）として、第三者委員会の独立性、中立性定め（第1部第2）、独立性・中立性確保のため、起案権の専属（第2,1）、調査報告書の記載内容（第2,2）、調査報告書の事前非開示（第2,3）、資料等の処分権（第2,4）などの権限を定めているが、これらは第三者委員会に不可侵の「聖域」を与えることを意味しない。この点について、今般の第三者委員会の対応が、日弁連ガイドラインで求められる職責を果たしていたものであったか、当委員会としては厳しく指摘せざるを得ない。

### 三 当委員会の調査結果に基づく Abalance の組織のガバナンス、コンプライアンス上の問題点及び改善のための方策

当委員会としては、第三者委報告書を検証した結果、企業不祥事についての当事者企業が設置した第三者委員会の調査報告書として不十分かつ不適切なものと判断せざるを得ず、本来、第三者委員会として果たすべきであった不祥事の実事解明、原因究明等の設置目的が果たされていないことに鑑み、当委員会の独自の調査の結果に基づき、本件不適切会計の原因及びその背景となった Abalance の組織のガバナンス、コンプライアンス上の問題点を指摘し、その改善・強化の方向性を示すこととする。

なお、当委員会の設置の目的には、取締役等各人の責任調査の実施、本件を受けての新経営陣の陣容、組織の在り方に対する提言も含まれているが、上記のとおり、当委員会としては、第三者委報告書の結論等に基づいて行われてきた Abalance 及び関係機関、関係者の対応は全面的に見直されるべきと思料するものであり、かかる当委員会の検証結果を受けての Abalance 及び関係機関、関係者の対応を見極めた上でなければ、上記各事項について適切な判断を行うことは困難と思われるので、上記各事項については、本報告書公表後の状況を踏まえ、別途検討結果を報告書として取りまとめる予定である。

#### 第 1 コンプライアンス・ガバナンス上の問題点

##### 1 適切な会計処理や、取引管理、適時開示を行うための体制が構築されていなかったこと

有償支給取引に関する不適切会計の主要原因は、Abalance 経理部門と WWB の間のいびつなパワーバランスと Abalance 経理部門の体制が著しく脆弱であったことにある。

Abalance 経理部門は、多数ある連結子会社（海外子会社を含む。）を含む Abalance グループの連結決算を組むことに苦慮し、部員全員が疲弊していた。また、過年度決算訂正の対象となった時期の経理部長は頻繁に交代し、歴代の経理部長はいずれも経理知識や力量に乏しく、部員の疲弊を緩和することはできなかった。このような体制で、有償支給取引の可能性について 1 件 1 件精査し、WWB に対し、有償支給取引ではないかと確認し、有償支給取引であった場合に連結消去の必要性について、監査法人や増田氏と議論する余裕など全くない状況であった。Abalance 管理部門は、WWB やその他の子会社から、経理だけでなく、WWB の取締役会議事録作成などの事務も負担しており、要するに手続関係は全て「丸投げ」されている状態にあった。

Abalance 経理部門の疲弊について、社内関係者は全員が認識していたにもかかわらず、改善されることはなく、却って拍車をかけるような状況であった。Abalance の経理部の慢性的な人的リソースの不足は、経理部長を含む離職者の多さに主要な原因があり、有償支給取引や、固定資産であった風力発電所売却の問題において、経理部が無理を押しつけられてさらに疲弊し、経理部長も部員を守らない、という有様であった。

会計面のみならず、役員に関連当事者取引や利益相反取引、これらを原因とする適時開示など、上場企業であれば当然に慎重に検討されなければならない事柄についての対応も、極めて杜撰であった。

関連当事者取引や利益相反取引について、取引の妥当性・合理性の検討が行われていないことは問題外であるが、取引を行うための諸手続や把握体制についても、Abalance 経営陣は自ら理解を深めて対応するという一切せず、全て管理部門に「丸投げ」し、責任を押し付けている状態であった。

特に、WWB と龍氏との間の 2025 年 4 月 9 日貸付けについては、そもそも上場企業グループが、代表取締役の個人的な資金ニーズのために貸付けること自体が問題であるが、代表取締役が増資の払込金を同グループ企業から借り入れて行うなど、言語道断であるというほかない。このような問題意識は、龍氏はもちろん、借入れの事実を把握していた役員や幹部層にもなかったようである。

このような状況は、Abalance グループ全体において、子会社は、事業推進に専念できるよう、営業や現場業務に特化した体制とされ、管理部門は、子会社から切り離されて親会社の Abalance の社内に入れられ、しかも事業部門の業務量と比較して十分な要員が配置されていないという特異な組織体制によるところが大きい。

本来、会社組織は、エンジンとしての事業の推進と、ブレーキとしての管理部門の両方を備えていて初めて健全な事業運営が可能になるのであり、ブレーキとしての管理部門を持たない企業組織は、事業拡大にのみ意識が集中し、適切な会計や適時開示などのコンプライアンス、業務の適正という視点が欠落した状態になることは必然と言える。Abalance グループでは、適切な会計処理や、取引管理、適時開示を行うための体制を欠いていたものといわざるをえない。

## 2 コンプライアンス・ガバナンス軽視の企業風土

本件において、WWB 経営陣は、建設工事の受注施工業者に対する使用資材の販売が有償支給取引に該当することを抽象的には認識しつつも、個別の案件について連結消去されるべきとの認識をもって対応していたとはいえない。それは、そもそも、事業子会社側は、適切な会計処理は Abalance 側で考えるべきことであり「自分事」ではない、と考えていたところに起因する。かかる意味では、前記のとおり、エンジンとしての事業とブレーキとしての管理業務が切り離され、しかも、管理部門が著しく貧弱で、適切な会計処理や適時開示がされるための体制が構築されていなかったところに根本的な原因がある。

このような Abalance グループの組織体制は、会長であり大株主である龍氏の意向・方針によるものと考えられ、第三者委報告書の《A 氏に反する言動をとりにくい、あるいは会社にとって不都合と考えられる指摘はできない、といった、A 氏への付度と委縮の心理が広く浸透していた点である。また、役職員が A 氏と異なる意見、異論を述べにくい環境が醸成さ

れた結果、牽制的な意見が抑制され、関係者が組織全体として問題の顕在化を避ける方向に流されていく風土が形成されていった状況が認められる。そして、こうした状況こそが、「意見しても会社は良くなる、意見すると自分の立場も危うくなる」として意見せず、問題から目を背けようとする、役職員の「思考停止」を生じさせる要因になっていたと評価される。》【第 11, 3, (1)・126 頁】との記述は、その前提としての調査結果の当否は別として、関係者ヒアリング、メールの記載等から得た印象としては、的を射たものといえよう。

そして、そのような「龍氏への忖度と委縮の心理」を助長したのが、Abalance 経営陣や監査等委員会などが企業組織の健全性の確保に責任ある対応を果たしておらず、「事なかれ」主義的な対応に終始していたことである。本件に関して言えば、A 社会長による監査法人、東証等への告発で問題が表面化した際、社長の光行氏が、結果的に的外れであった「循環取引」等の「不正」の指摘と、それに関連して把握された有償支給取引に関する「不適切会計」の問題とが混然一体となった状況で、「不正か誤謬か」という問題設定をして監査等委員会に調査を依頼したこと、その当時、内部監査室長が経理部長を兼務しているという異常な組織体制に対して何ら対策を講じなかったことなどの対応に、端的に表れているというべきである。

また、第三者割当増資と会社からの借入れの問題も、上記のような Abalance の組織風土の問題の典型例といえる。健全なガバナンス・コンプライアンスの意識を持つ役員陣が経営する上場企業であれば、役員が子会社から個人的な資金ニーズのために借入をすることも、これを許容することもあり得ない。龍氏が、一時的とはいえ、払込みのための資金が足りなかったことにより、WWB からの 2025 年 4 月 9 日貸付けによって得た資金を払込原資として本件増資の払込みをしたことはおよそ許容されないが、そうでなくても、増資の引受先の資力などは適時開示事項であるところ、増資の直前に、Abalance グループから貸付けをすることで生じる種々の問題に気づけていないことも、役職員の「思考停止」の顕著な兆候である。

### 3 Abalance 経営陣や WWB 経営陣のガバナンス・コンプライアンスの意識の欠如

そして、上記 1, 2 の問題と密接に関わるのが、龍氏を始めとした Abalance 経営陣や WWB 経営陣のガバナンス・コンプライアンスに対する理解・意識の欠如である。

増田氏は、有償支給取引の連結消去は Abalance 経理部門が対応すべき問題であり、今般の連結消去漏れは Abalance 経営部門の確認ミスであると述べ、その原因について、Abalance 経理部門の人員不足などを挙げる。しかしながら、いうまでもなく、適切な会計処理は、経理部門に限らず全社・全部門の責任であって、特に有償支給取引であることを明示し、適切な会計処理を行わせることは、WWB 側の、そしてその最高責任者である増田氏の責任である。増田氏の責任を他者に転嫁する意識は、風力発電所売却の問題にも表れている。

そして、増田氏のこのような意識は、増田氏だけではなく、龍氏や、その他の役員陣も同

様であり、Abalance 経理部門の疲弊は、社内関係者の多くが認識していたにもかかわらず、長期間に亘って改善されることはなかった。それは、コンプライアンス・ガバナンスに対する意識の低さ、コンプライアンス・ガバナンスの問題意識を有する者らへの風当たりの強さ、冷遇が、経理部門に限らず、管理部門全般に蔓延していたことによると考えられる。

有償支給取引や固定資産であった風力発電所売却の問題などにおいて経理部門が無理を押しつけられて疲弊することで職員らが退職に追い込まれ、それが慢性的な人的リソースの不足や更なる繁忙につながり、経営陣や事業部からのプレッシャーも加わってこれに耐えかねた経理部長を含む離職者の多さにつながっていった。

そして、関連当事者取引や利益相反取引について、取引の妥当性・合理性の検討が行われていなかったのも、関連当事者取引や利益相反取引を行うための諸手続や把握体制について Abalance 経営陣が自ら理解を深めて対応するという一切しなかったことによるものであり、龍氏を始めとして、Abalance 経営陣や WWB 経営陣のガバナンス・コンプライアンスに対する理解・意識の欠如にあるというほかない。経理部門が疲弊するまで有償支給取引の売上計上にこだわったり、固定資産売却のための取締役会議事録のバックデートを余儀なくさせるような事態にまで追い込んだり、これを経営陣らが許容することもあり得ないというほかない。経理部門の人的リソースの不足は、単に人を雇えば解決するものではなく、健全な職場環境を整備することが重要であり、許容される範囲を逸脱した著しい心理的・物理的負荷を与えたり、これを許容することは、健全なガバナンス・コンプライアンスの仕組みの構築を著しく困難にするものである。

龍氏を始めとして、Abalance 経営陣や WWB 経営陣が、不正を意図してこれを指示したり、黙示的に強制したり、有償支給取引に関する不適切会計の問題が発覚後、不正の詳細を把握しながら、これを意図的に隠蔽したような事実は認められない。しかしながら、社会の公器である上場企業の役員として求められるガバナンス・コンプライアンスに対する理解・意識は著しく欠如しているというほかなく、この状況は、今日まで変わっていないというほかない。

このような経営陣の下において、上場企業に求められるガバナンス・コンプライアンスを遵守できるための体制が構築されることはおよそ想定し難い。

## 5 監査等委員会の牽制機能の欠如

監査等委員会は、経営陣から独立した立場から、健全な猜疑心をもって、業務執行取締役らの職務執行を監査・監督する役割を担うのであり、業務執行取締役に対する牽制機能を果たす必要があるが、今般の監査等委員会による調査の過程や調査報告書の内容をみるに、監査等委員会がその職責を果たしたとはおよそいえない。

監査等委員会報告書でも、一応、経理部門の体制不備の問題は指摘されているが、その後、当該問題をどのように解決し、管理部門全体の改善を果たしていくかは重大な課題であっ

たはずである。監査等委員会としては管理部門の機能改善を厳しく監視監督し、改善が進んでいないのであれば、厳しく指摘すべきであるにもかかわらず、このような職務を果たしている様子はいかがわれない。

## 6 海外子会社に対する牽制・管理体制の不備について

第三者委員会は、関係者ヒアリング等から海外事業に関する情報の特定人物への集中、海外子会社の管理体制の不備を、Abalance グループのコンプライアンス・ガバナンス上の問題点として指摘している。

当委員会が確認したところでも、Abalance グループの売上の9割超を占める海外子会社に対する牽制や、管理体制には不備があるといわざるを得ない。そのような状況が続いているのも、Abalance 経営陣や WWB 経営陣のガバナンス・コンプライアンスに対する理解・意識の欠如や、龍氏への忖度と委縮の心理による「思考停止」が原因であると考えられる。

## 第2 コンプライアンス・ガバナンス改善のための方策

### 1 経営陣及び監査等委員会の刷新

龍氏を始めとする現経営陣のコンプライアンス・ガバナンスに対する意識及び役職員の龍氏への忖度と委縮の心理が広く浸透している状況では、適切な会計処理や適時開示を行うための体制を構築することは不可能である。また、監査等委員会による牽制機能もおよそ果たされていない。

このような状況を変化させ、株主価値を向上させ、ガバナンス・コンプライアンスを含めた上場会社としての社会的な責任を果たすためには、事業上のリスクにあわせて経営・管理ができる優秀な人材を組織内部に備える必要がある。Abalance においては、経営陣及び監査等委員会を刷新し、早急に経営体制の見直しを図ることが必要である。

なお、第三者委員会は《Abalance としては、第三者による株式買取や、増資等、A氏の株主としての影響力を低減・排除するための方策を検討する必要がある。》【第12, 2・130頁】と指摘するところ、当委員会としては、龍氏の影響力除去のための施策として、Abalanceの株主構成については検討されるべきものとする。(ただし、龍氏の資産である同人保有のAbalanceの株式について意見する立場にないものと思料する。)

### 2 監査等委員会の監督機能の強化

取締役会は、会計処理の適切性や、役員や主要株主との間の関連当事者取引や利益相反の管理体制に対する監視を強化し、そのための規程を整備・運用する必要がある。

また、かかる改善の取組みに対する監視監督も行われる必要がある。

このような取組みを早急かつ実効的に行わせるためには、監査等委員会による監視監督

は必須であり、監査等委員会の監督機能の強化は必須である。そのため、会社に常駐し、リアルタイムで監視監督機能を果たすことができる常勤の監査等委員の選任は必須である。また、業務執行取締役との関係がなく、不適切な業務執行に対して強い態度で牽制することができる経験豊かな社外役員、特に会計基準や不正事例などに精通する公認会計士や弁護士などの財務会計法務の専門家を登用するなど、取締役会構成の見直しを積極的に行うべきである。

### 3 上場企業としてあるべき体制の構築

Abalance は、本来、上場企業として当然備えておくべき、適切な会計処理や、取引管理、適時開示を行うための体制を欠いている。

関連当事者取引や利益相反取引に関する規程、上場規程・ガイドラインや会社法上の手続をはじめ、上場企業として遵守しなければならない手続は数多くあり、どのような場面において何が必要になるかについて、適切に社内規程やマニュアル等に落とし込み、業務フローを確立し、これを実践する体制が求められることはいままでもない。また、事業部、経理部、内部監査室など各部門が互いに情報共有を適切に行い、相互に牽制できるような仕組みも必要となる。また、内部通報制度など、不正や違法行為の兆候を早期に発見できる仕組みの整備改善も必要となる。

上場企業として、適切な会計処理や、取引管理、適時開示を行うために整備すべき規程や体制は数多くあり、枚挙に暇がないため、当委員会として一々列挙しないが、Abalance として、必要に応じて外部専門家の知見も取り入れながら、これらの体制の構築を迅速に行うべきである。

なお、管理部門の人的リソースの不足については、経営陣の刷新等により、ガバナンス・コンプライアンス軽視の企業風土が見直され、職場環境が整備されることによって一定程度改善されるものであると思料するが、そもそも、上場企業の管理部門については恒常的な人材不足であり（今日の我が国における労働力の不足は管理部門に限られない課題である。）、管理部門の体制が十二分に整備される保証はない。そして、このような場合に、Abalance の子会社や事業を整理せずに拡大を続ければ、管理部門の疲弊と不適切会計のリスクなどの懸念は解消することはできないばかりか、一層大きくなることが想定される。

企業において、事業部門と管理部門は両輪であり、どちらも軽視・重視されてはならず、事業部門が重視拡大され、管理部門が軽んじられれば、今般のような重大な経営上の問題を再び引き起こすことになる。つまり、管理部門の体制に見合った事業を行うことも、上場企業としてあるべき姿であり、事業機会があるからといって、自社の管理部門の体制に鑑みない経営判断を選択することは許されないことを肝に銘じ、管理部門の現状を踏まえた事業や子会社の整理を実施すべきである。当施策には、当然、子会社の数を減らすことも含まれる。

また、各部門の部門長には、当該部門の専門的な知識を有するとともに、経営陣や他部門に対しても物怖じせず毅然と対応できる、力量ある人材が登用されるべきであり、経営陣は各部門長を重用し、各部門が適切に業務に当たれるための取組みや提言を軽んじず、事業部門・管理部門について、軽視も重視もせずに公平に取り扱うことが求められる。

#### 4 海外子会社の取扱い

当委員会は、海外子会社に対する牽制・管理体制の不備を指摘したが、この牽制・管理体制の改善への道のりは極めて険しいものである。

そもそも、海外子会社の事業、取引、職務権限やキーマン、予算・決算やキャッシュ・フロー、投資計画、各国の法令や規制、国際取引に係る各種リスクの所在、内部統制、監査など、海外子会社に対する牽制・管理体制に必要な情報は多岐に亘るが、Abalance においてこれらの情報を把握している者は龍氏以外におらず、他の役職員にとってブラックボックスとなっている。

Abalance は、2026 年 1 月 30 日、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき、株式会社東京証券取引所によって特別注意銘柄に指定され、その理由として「グループの売上の大半を海外グループ会社が占めているにもかかわらず、純粋持株会社として海外グループ会社をはじめとするグループ会社における取引について事実関係を十分に把握できる体制を構築できておらず、グループガバナンスに対する意識が不足していること」が挙げられており、海外子会社に対する牽制・管理体制は、Abalance の上場維持のためにも解決が必須の事項である。特別注意銘柄に指定された上場企業は、原則として、当該指定から 1 年経過後の審査までに内部管理体制等を適切に整備・運用することが求められるところ、1 年という限られた期間において、Abalance が、海外子会社の上記情報を完全に把握して海外子会社に対する十分な牽制・管理体制を構築することは極めて難しいものと考えざるを得ない。

もちろん、Abalance の海外子会社に対する内部管理体制等の整備・運用の取組みは、同社の責任と判断によってなされるべきであるが、当委員会としては、海外子会社の経営に関する事項を龍氏以外に知り得ない状況が上場企業として看過できないことに鑑み、かかる状況の解消が見込めないのであれば、Abalance と海外子会社との関係を抜本的に見直すことも検討すべきではないかと思料する。

以 上

証券コード 上場市場	会社名	会計監査人 (第三者委員会設置前)	不祥事に関する適時開示	第三者委員会等の調査報告書の適時開示	第三者委員会、社内調査委員会等の目的	第三者委員会等の委員長	事案ないし調査の概要	行為者の故意過失や、意図に関連する記載事項	評価
			日付	日付					
6081 東証グロース	アライドアーキテクト株式会社	PwC Japan	2024/12/24 2025/1/31 2025/2/28	2025/3/7	<調査委員会> (1)本事業に関する事実関係(同種又は類似事案の存否を含む)の確認 (2)本事業による当社の連結財務諸表及び財務諸表への影響の検討 (3)本事業が発生した原因の究明と再発防止策の提言 (4)その他、本委員会が必要と認めた事項	委員長:(当社社外取締役(監査等委員)) 小副川 俊朗	クロスバウンド事業(クロスボーダーカンパニー)にて従事する従業員による、売上計上の適否等に関する疑義。案件間の費用の付け替えや期間帰属の操作が行われていた疑義	多くの事案を、クロスボーダーカンパニーのカンパニー長であるA氏が関与した不正会計処理事案であると認定。A氏に明確な記憶がない事案についても、立場・時期・手口等からすれば、A氏が何らかに関与したものと判断。ただし、売上の前倒計上が実施されていた事案をすべて不正としているのではなく、例えば「2020年9月度事案」の一部(6件)については、A氏が関与を否定し、これを覆す証拠もないなどの理由で、「A氏の指示その他の関与は確認できず、本調査で確認可能な他の資料等を踏まえても、不正の意図を裏付けることは著しく困難である。」として不正と認定していない。 また、調査においては、他のカンパニーでも不適切な会計処理が確認されたが、「カンパニー長の積極的又は意図的な関与が確認されておらず、かつ、カンパニー長が容認していた形跡も認められない」として不正とは認定していない模様(A氏の関与が明らかに認められない不適切な会計処理も認められたが、それらは会計処理の誤謬、知識不足等によるものであり、明らかにA氏が関与したものと異なるものである」と評されている。	意図の有無により不正と誤謬を区別していると思われる
9444 東証スタンダード	株式会社トーションホールディングス	東海会計社	2024/12/13 2024/12/20	2025/2/14	(1)社内調査により判明した本事業にかかる事実関係調査 (2)本件に類似する事象の有無の調査 (3)再発防止策の検討・提言 (4)その他、第三者委員会が必要と認めた事項	委員長:(弁護士法人オールスター 弁護士) 中畑 章生	キャッシュバックの未払金が存在し、決算担当取締役が意図的に隠蔽しているという疑義	キャッシュバックの支払額や支払時期の管理・調整については、経理担当取締役の関与があったと認定しつつ、同取締役が関与を否定しており、明確な指示を裏付ける客観証拠が収集できなかったことから、どの程度主導的な役割を果たしたか(関与の具体的態様や程度)については、詳細に認定することができず。 不正は特に認定せず、会社によるキャッシュバックの会計処理を修正(現金主義から発生主義)するように指摘。 なお、25年4月に監査法人からの指摘を受け、再び調査(第三者委員会)を実施し、様々な不正会計を指摘している。	意図が認定できず、不正とまではいえないとの認定であると思われる
7806 東証グロース	株式会社MTG	PwC Japan	2024/12/13 2025/2/7	2025/2/10	<特別調査委員会> (1)本件に関する事実関係及びその内容の調査 (2)本件に類似する事象の有無及び存在する場合の事実関係の調査 (3)調査の結果判明した事実がMTGの連結財務諸表に与える影響 (4)上記(1)及び(2)の原因分析及び再発防止策の提言 (5)その他、特別調査委員会が必要と認めた事項	委員長:(ひふみ総合法律事務所 パートナー弁護士・公認不正検査士) 矢田 悠	子会社代表取締役社長のa氏が親会社MTGグループの各社からの依頼がないにもかかわらず独自に広告を発注しMTGグループ各社には虚偽の報告をしていたことや、独自に発注した先からの請求書についてはMTGグループ各社に支払いを求めることができず自ら抱え込んでいたこと、そのうち一部については、支払いを行うために請求書をござん等していたことなど	a氏が不正を行ったということを前提として、a氏の認識として、「MTGからの受注がなく、そのため発注履歴も経ないままM'sが広告を発注することには問題があることや、M'sがMTGグループからの受注金額を超えて支払いをすることはできないことを認識していたものと認められる。」と認定している。	不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提としていると思われる

<p>4813</p> <p>東証プライム</p>	<p>株式会社 ACCESS</p> <p>あずさ</p>	<p>11/29/2024</p> <p>2025/6/30</p>	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)本件疑義の事実関係の解明(類似する問題の有無の確認を含む。)</p> <p>(2)本件疑義によるACCESS連結財務諸表等への影響の検討</p> <p>(3)発生原因の分析</p> <p>(4)再発防止策の提言</p>	<p>委員長:(森・濱田松本法律事務所 弁護士)</p> <p>藤津 康彦</p>	<p>米回国子会社における一部取引についての、不適切な売上計上の疑義</p>	<p>調査により、米回国子会社において、返金条件付きのライセンス契約など複数の方法による、売上高の過大計上及び早期計上、並びにソフトウェアの過大計上が確認された。ACCESS社専務で米回国子会社取締役兼会長のXd氏は、不正の認識を否定したが、「同氏らの調査対象事案に関する言いは、客観的な事実関係と整合しないものも多く、また、数々の隠ぺい工作を行っていたことからすれば、事案により認識の程度には差異があり得るとしても、少なくとも、許容されない会計処理となる可能性があることは認識していたはずであるから、同氏らの供述を俄かに信用することはできない」として、会計不正関与者と認定。一方、ACCESS社代表取締役社長Xb氏も、返金条件付きであることの報告を受けるなど、会計処理の適切性を懸念すべき情報に複数接していながら適切な対応をしておらず、「こうした報告や相談を受ければ、上場会社のCEO(又は時期によりCOO)としては、正常な取引であるのか、会計上の問題がないのかを疑うべきであり、慎重な対応又は適切なフォローをしなかったのはリスク感度が低かったと評価せざるを得ないし、そうした問題を黙認していた疑いさえ生じ得る。」と糾弾されている。しかし他方で、本社経理を関与させた取引もあり、本社CEO(時期によりCOO)として、「個別事案の詳細や報告された内容の実態・影響を正確に把握していなかったり、重要性を認識していなかったとしても直ちに不自然というわけではない」などの理由で、「本調査の範囲ではXb氏が会計不正を認識していたとまでは認められない。」として、「不正関与者」の認定はされていない。</p>	<p>意図・認識の有無により不正の有無を認定していると思われる。また、重過失があるとも読みうるXb氏の不正認定は否定している</p>
<p>7735</p> <p>東証プライム</p>	<p>株式会社 SCREENホールディングス</p> <p>あずさ</p>	<p>2024/11/14</p> <p>2025/1/10</p> <p>2025/1/14</p>	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)事実関係の調査</p> <p>(2)類似事象の有無の調査</p> <p>(3)影響額の算定</p> <p>(4)原因究明と再発防止策の提言</p> <p>(5)その他、当委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員長:(当社社外監査役公認会計士)</p> <p>横山 誠二</p>	<p>子会社において、原則として装置据付時に収益認識を行うべきで、例外的に、据付不要である旨のサイドレター(SL)を証憑として、装置引き渡し時に収益認識する運用であるのに、子会社従業員が、SLに付随する形で、実際は事後的に無償で据付作業を行う旨の文書やメールによる合意(SSL)を顧客から受領し、当該期中の収益として計上する一方で、事後に無償で据付を行っていたという不適切行為の調査</p>	<p>調査理由として「意図的に収益認識に係る履行義務の充足時点(売上の計上時期)を操作した可能性を示唆する形跡が認められたため、特別調査委員会の調査を実施することとなった」と掲げられており、調査においても「関与者の範囲」の認定において、「SSLが用いられていたことの認識」の有無により判断している。ただし、報告書では社の採用する収益認識基準(据付完了基準)との乖離を「不適切」とするのみで、「不正」の文言は一切用いておらず、また、誤謬か不正かの認定もしていない。</p>	<p>不正か誤謬か判断しておらず、意図的であっても「不適切」との記載にとどまる</p>

6768	東証プライム	株式会社タムラ製作所	EY新日本	2024/9/13	2024/11/14	<p>&lt;外部調査チーム&gt; (1)本件エイジング回避疑義に関する事実関係等の調査 (2)本件エイジング回避疑義と同様又は類似する事案の存否の検証 (3)上記各号の調査結果を踏まえた当社財務諸表等への影響の検討 (4)原因究明及び再発防止策の検討・提言 (5)その他当該調査チームが必要と判断する事項</p>	<p>筆頭主査:(のぞみ総合法律事務所 弁護士・公認不正検査士) 結城 大輔</p>	<p>中国の連結子会社2社において購入部品在庫の会計処理が社内ルールに照らし適切に行われていなかった(エイジング評価損の毎月の計上額を操作した)</p>	<p>滞留棚卸資産の評価損計上(エイジングルール)回避について、「購入減耗は、架空の仕入れに伴う受入処理により、意図的にエイジングを回避するものであるから、会計上不正な処理であったと考えられる。」「リードタイムとの関係で生産を開始する必要がない状態でWOを発行して払出しを行ったというものであり、エイジング評価損を回避する目的で意図的にエイジングルールに違反したものと見える」などと、「意図的」であることから不正と認定している記述が複数みられる。 また、販売買戻しや出庫再仕入れ等の取引は、客観的にみて「必要性及び合理性を欠く取引を作出するものである」として、「エイジングの回避を目的として行われた不正な会計処理であると判断した」と認定する記述も複数見受けられる。なお、一方で、最小発注数量(MOQ)や、分割納入等、結果的にエイジング評価損の発生回避がされており、それが目的であると思われるものであっても、実需にもとづくなどの状況があれば、「不正な会計処理と認定することはできない」としている。</p>	<p>不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提としていると思われる</p>
6151	東証プライム	日東工器株式会社	EY新日本	2024/9/12	2024/11/1	<p>&lt;特別調査委員会&gt; (1)本件事案の事実関係の調査 (2)本件事案に類似する事象の有無の調査 (3)連結財務諸表への影響額の確認 (4)原因分析および再発防止策の提言 (5)その他特別調査委員会が必要と認める事項</p>	<p>委員長:(アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士) 三宅 英貴</p>	<p>子会社における、棚卸資産の残高についての過大計上の疑義</p>	<p>原価計算を担当していた管理部総務課係長が、在庫評価額の意図的な操作を単独で行った旨を自認しており、実際、調査においても、「棚卸資産評価額を意図的に過大計上して利益を操作するとともに、在庫評価の切下げを回避する不正」が行われ、継続されていたことが認定されている。</p>	<p>不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提としていると思われる</p>
9248	東証プライム	人・夢・技術グループ株式会社	RSM清和	2024/9/9	2024/11/26	<p>&lt;特別調査委員会&gt; (1)本件事案に関する事実関係の調査 (2)本件事案に類似する事象の有無の調査 (3)本件事案の原因分析及び再発防止策の提言 (4)その他、特別調査委員会が必要と認める事項</p>	<p>委員長:(TMI総合法律事務所 弁護士) 田代 啓史郎</p>	<p>協力会社への委託費について、協力会社の役務提供を受けた案件ではなく、別の案件に計上するという不適切取引</p>	<p>「不適切取引」の内容は、設定原価率を達成するために、「原価率の厳しい案件」(設定原価率の達成が困難である案件及び達成困難であることが想定される案件)の外注費を、「設定原価率に余裕がある案件」(設定原価率について余裕をもって達成できると見込まれる案件)に付け替える、といったものであった。 こうした不適切取引のそれぞれについて、「事業部長及び取締役の認識」を検討しており、「付替えへの関与あり」、「付替えの存在を認識していた」、「付替えの存在の可能性を認識していた」といった認定を行っている。</p>	<p>意図・認識の認定を行っているが、意図的であっても「不適切」との記載にとどまる</p>
8798	東証プライム・福証・札証	株式会社アドパンスクリエイト	桜橋	2024/8/9	2024/10/8 2025/1/10	<p>&lt;調査委員会&gt; (1)本件問題に関する事実関係(意図的な不正の有無を含む。)の確認 (2)仮に誤りがあった場合の、誤りの原因の分析及び再発防止策</p>	<p>委員長:(かなやま法律事務所 弁護士) 金山 伸宏</p>	<p>保険代理店事業における代理店手数料売上の計上方法として、将来受け取る代理店手数料の金額を見積り、その割引現在価値合計額を売上として計上する方法(PV計算)について、一部について実態との乖離が見られるとの疑義</p>	<p>調査範囲に「意図的な不正の有無」を掲げていたが、PV計算の結果と実態の乖離は、担当者による代理店手数料規程の確認不十分や誤解によるものであって、意図的なものではなく、また、当時の経営陣等から担当者に対して、実態のない売上や一定額以上の売上を計上するような指示、ないし圧力がかかっていた事実も認められないとしており、「意図的な不正」はなかったと判断していると思われる</p>	<p>不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提としていると思われる</p>

2834	東証グロース	ジェイフロンティア株式会社	アヴァンティア	2024/7/18 2024/11/12	2024/11/13	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)本事業の事実関係の調査</p> <p>(2)本事業に類似する事象の有無の調査</p> <p>(3)本事業の原因分析および再発防止策の提言</p> <p>(4)その他、特別調査委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員長:(ななつぼし監査法人 公認会計士)</p> <p>米永 隆司</p>	<p>既存の取引先間の広告商流に入り、売上高を水増しし、同時に、その売上全額を取引先に対して広告運用に係る「業務委託費」の名目で還流取引を行っていた等の取引を認定。担当取締役ら関係者は、広告運用等の役務提供は何ら行なっていなかったことを認めており、また、監査対応の工作を行うやり取りなども残っていて、明記はされていないが、意図的な不正であることを前提とした認定がなされているものと思われる。</p> <p>一方で、別事業のうち、グループ内の複数社で、定期購入商品の前倒し出荷が確認された件については、「メール便」での送付は、日付指定ができないため、恒常的に配達希望日より前に届く運営をしているとされ、会社都合ではないため「不正な意図」はないとされ、会計処理上も、前倒し出荷による売上計上は否定される根拠に乏しいとして、不正とは認定していない。</p>	<p>不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提としていると思われる</p>
6173	東証グロース	株式会社アクアライン	やまぶき	2024/7/5	2024/9/18 2024/9/20	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)本事業にかかる事実関係の調査</p> <p>(2)本事業に類似する事象の有無の調査</p> <p>(3)上記(1)及び(2)による当社連結財務諸表等への影響額の算定</p> <p>(4)本事業が生じた原因の分析と再発防止策の提言</p> <p>(5)その他、特別調査委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員長:(本澤法律事務所 弁護士)</p> <p>本澤 順子</p>	<p>様々な疑義が指摘されているが、例えば会社と加盟店との間に不透明な資金移動があり、取引実態と異なる会計処理を行っている疑義については、実質的にみれば、社長から会社に対する貸付金(会社の資金不足による資金移動)であると解され、社長からの明確な説明はないものの、加盟店を経由させたのは、関連当事者取引の認定を避けるためであると推認している。</p> <p>また、取引先からの未収金回収が実態のない循環取引であり、貸倒引当金が適切に計上されていない疑義については、会社は、当時資金繰りが厳しかったことに加え、取引先の支払能力に疑念を持つ監査法人に対し、その支払能力に問題がないことを示す等の目的から、取引先から未収金を回収したものの、すぐに取引先から返金を依頼され、未収金をすぐに返金してしまっは、監査法人への説明がつかないため、第三者を介在させる形での返金方法として実態のない循環取引を実行したと認定されている。つまり、一部取引において、関連当事者取引の注記を回避する意図がうかがわれ、法令等に基づく適切な開示をあえて開示しなかったものと認定されている。</p>	<p>明確ではないが、不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提していると思われる</p>
2437	東証スタンダード	Shinwa Wise Holdings株式会社	UHY東京	2024/7/4 2024/9/6	2024/9/10	<p>(1)本件疑義に係る事実関係及び会計処理の調査</p> <p>(2)本件疑義に類似する事象の存否及び会計処理の調査</p> <p>(3)上記(1)及び(2)の結果、発見された事項の発生原因の分析と再発防止策の策定・提言</p> <p>(4)その他、当委員会が必要と認める事項</p>	<p>委員長:(弁護士法人一番町 総合法律事務所 弁護士)</p> <p>高橋 直</p>	<p>3期連続赤字となってしまい、上場廃止への危機感から、子会社が行った様々な絵画等の売買取引において、売却価格に5-10%程度上乗せした買戻条件付きの売買契約が締結されており、さらには商品引渡しがなかったり、確認出来ないケースも目立ち、そのうえ、取締役が個人的に損失補填の約束をするケースもあることから、実質は金融取引、ないしはその疑いが濃厚と評価されている。</p> <p>そして会計基準(企業会計基準適用指針第30号)上、売買契約があっても買戻義務(権利)があり、買戻価格が当初の販売価格以上の場合には金融取引として会計処理すべきところ、当初は売買契約書上に買戻約束を明文化していたが、その後、関与した者が管理部門に隠すようにして買戻約束の覚書を締結するようになった経緯から、いずれかのタイミングで、「正規の会計処理を認識しながら、敢えてそのような処理を回避しようとする意図を有していたものと推測することができる。」と認定している。</p>	<p>意図、認識の認定を行っているが、意図的であっても「不適切」との記載にとどまる</p>

9278 東証プライム	ブックオフグループホールディングス株式会社	トーマツ	2024/6/25 2024/8/6 2024/10/15	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)本事業にかかる事実関係の調査</p> <p>(2)本事業に類似する事象の有無の調査</p> <p>(3)上記(1)及び(2)による連結財務諸表への影響額の算定</p> <p>(4)本事業の原因分析、再発防止策の提言</p> <p>(5)その他、特別調査委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員:(光和総合法律事務所弁護士)</p> <p>白井 真</p>	<p>「組織的不正」の検討にあたり、「日本公認会計士協会監査・保証基準委員会又は日本公認会計士協会が定める「財務諸表監査における不正」(監査基準委員会報告書240)によれば、「不正」とは「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう」とされていることから、このような意図的な行為が、「組織的に」、すなわち、個々の行為が一定の秩序や体系をもち有機的な統一体となつて行われるとき(北原保雄「日本語大辞典 第二版 第八巻」412頁(小学館、2001年)参照)、そこには「組織的不正」が存在すると判断すべきものと考えられる。」と定義している。</p> <p>そのうえで、定義からすると「仮に、客観的には不当又は違法な行為であったとしても、行為者が当該行為について不当又は違法な行為には当たらないと誤認したこと当該行為がなされた場合、その行為は必ずしも「他者を欺く行為を伴う意図的な行為」であるとは言えず、前記の厳密な意味での「不正」な行為であるとは言い切れないものと考えられる。」とし、「不正意図希薄性のある行為」などと呼称して、「不正」と明確に区別している。</p>	<p>不正の認定には、意図・認識が必要という理解を定義で明確に打ち出している</p>
1960 東証スタンダード	株式会社サンテック	RSM清和	2024/6/10 2024/6/18	<p>(1)本事業に係る事実関係の調査</p> <p>(2)YTN工事に類似する事象の有無の調査</p> <p>(3)本事業による財務諸表への影響額の算定</p> <p>(4)本事業の発生原因の分析、再発防止策の提言</p> <p>(5)上記各号の事項を遂行した結果に基づく調査報告書の作成及び同調査報告書の当社への提出</p> <p>(6)その他、当委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員:(アルティメイト監査法人 公認会計士)</p> <p>田所 貴広</p>	<p>前任の監査法人は、当社の監査を40数年以上行っており、特性やリスクを熟知している、経理担当者がキャッチアップしていないと思われる最新の会計基準等をあらかじめ伝えている等のいわゆる「伴走型」の対応を行っていたが、海外展開への比重が高まり、マンパワー不足で監査を辞退。後任の監査法人に対して、証憑がそろわない、十分な説明がない、といった状況に。</p> <p>問題の概要としては、「経験不足、特性への理解不足などから正確な見積りが行われず、内部統制上別担当が行うべきものを、支社長自ら見積りと実行予算作成及び原価管理システムへの入力あるいは指示を行ったため、実際に工事が行われるまで誤りに気付かなかつた」、「請負金額が確定していない状態で開始した工事は原価回収基準を適用すべきであるが、原価管理システムが原価回収基準に対応していないため、工事進行基準で算定していた」、「本来ならば原価管理システムにより工事損失を適時に認識し、本社経理部でその都度損失の処理を検討できることが必要であるが、システム上複数の工番を1案件と認識できず、追加工事の採算は把握できないため、過年度遡及修正を検討する必要のある事象が発生しても、監査法人が求める情報を正確に伝えることができなかった」など、様々な問題点が指摘されている。</p> <p>結果、「不正は確認されず、各実務担当者も実直に業務を遂行しているものの、複合的なコミュニケーションエラーを原因として意見不表明の監査報告書を受領することとなった稀なケース」と認定されている。</p>	<p>不正が誤謬か、意図的かなどについて、特に言及はないが、意図的でないから不正ではない、という理解を前提としていると思われる。また、報告書上、上場企業としての担当者の能力、内部統制、ガバナンス等に多々問題が見受けられるが、重過失=不正とはしていない。</p>
5161 東証スタンダード	西川ゴム工業株式会社	あずさ	2024/5/29 2024/6/25	<p>&lt;社内調査&gt;</p> <p>(1)本件に係るあるべき棚卸資産残高の確定</p> <p>(2)本件に係る不正懸念事項の調査</p> <p>(3)類似事案の調査</p> <p>(4)当社連結財務諸表等への影響額の算定</p> <p>(5)原因分析及再発防止策の検討</p>	<p>子会社における棚卸資産の計算等に関する疑義</p>	<p>例えば、貸借対照表上の棚卸資産残高が在庫明細に対して過大であるといった不正懸念があつたが、それは子会社の管理上の問題から、月末・期末において在庫の実際数量を在庫管理システム上で把握できない状態であり、実地棚卸数量に補正する修正を手入力仕訳で実施する必要があつたのに、担当者の引継ぎが不十分で、差異が生じたこととなつたものであり、その他についても、調査の結果、「隠ぺい等の不正の意図があつたと疑うべき懸念事項は識別されておらず、会計処理等の誤謬と結論付けられている。</p>	<p>不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提に、不正ではなく、誤謬と結論づけていると思われる</p>

5994 東証スタンダード	株式会社ファインシスター PwC Japan	2024/5/16 2024/5/23 2024/8/30 2024/9/30	2024/9/30	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)本件に関する事実関係の調査</p> <p>(2)本件に類似する事象の有無の確認及び存在する場合の事実確認</p> <p>(3)(1)及び(2)の調査の結果判明した事実が財務諸表に与える影響の確認</p> <p>(4)本件の原因分析及び再発防止策の提言</p> <p>(5)その他、当委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員長：(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士)</p> <p>森本 大介</p>	<p>海外子会社の権印手続等の結果を確認する中で、同社の2021年3月期頃から2024年3月期までの期末棚卸資産について、実態と相違がある資産計上が行われている疑い</p>	<p>実際には製造していない在庫をあたかも製造したかのように装い、利益を操作して黒字を装った在庫過大計上について、子会社社長b氏は「不正行為であると理解しながら、自らの判断でかかる行為を開始している」などと認定されている。</p> <p>一方、本件は在庫の数量が増加し続けており不自然であること等から、経理の知識がある者であれば、不正を容易に発見できるはずのもので(実際、経理部など気付いている従業員は複数存在)、営業担当の取締役を務めていたm氏や、工場長を務めていたo氏については、「本件在庫過大計上に関与し又はこれを認識していたことがわがわがせる事情は確認されなかったものの、当時の資料の共有状況等に照らせば、本件在庫過大計上に気が付き得る状況にあったとも考えられる」と指摘されている。</p>	<p>社長b氏の意図的な在庫過大計上を「不正」とし、認識はないが過失のあるm氏は、b氏の不正に対する牽制機能不全と整理している(b氏の認識のみで不正であり、m氏らの過失は不正の認定とは無関係)</p>
4169 東証グロース	ENECHANGE株式会社 あずさ	2024/3/27 2024/6/21	2024/6/27	<p>&lt;外部調査委員会&gt;</p> <p>(1)本件会計処理の前提となる事実関係及び関連する事実関係の調査</p> <p>(2)本件会計処理の検討過程の検証</p> <p>(3)本件会計処理と類似する事象の存否及び事実関係の調査及び評価</p> <p>(4)当社における内部統制上の問題点の検証</p> <p>(5)改善案の策定</p> <p>(6)その他、外部調査委員会が必要と認めた事項</p> <p>《あずさによる監査報告書 あずさは、外部調査委員会の「意図的」ではなく「不正」はなかったとの結論に対し、強く反発し、報告書にあずさの見解として「調査報告書の内容を踏まえてもなお、重要な虚偽表示の原因となる不正があると判断し、そのため「監査における不正リスク対応基準」に従って、監査手続を実施している旨、あずさ監査法人より説明を受けております。」との文言を盛り込ませる。</p> <p>さらに、監査報告書などで明確な反論を行っており、あずさは、「経営者及び執行役員のスラックの内容や電子メールを削除した事実など、存在する多くの証拠に照らして経営者及び執行役員の供述は信憑性を欠くものと判断し、以下の事実のとおり、重要な虚偽表示の原因となる不正が存在したとの認定に至った。」と認定し、金銭消費貸借については、「経営者が、筆頭社債権者に対する個人貸付が連結の範囲の判定に影響を与える可能性があることを認識した上で、本貸付の発覚によりSPCの連結が必要となることから当該貸付の存在を隠蔽し、当監査法人がデジタルフォレンジックの実施を通告するまで、取締役会への報告も当監査法人への説明も行わなかったと認められる」として、意図的な「隠蔽」を行ったと認定している。</p> <p>2024/7/9 ※有報添付の監査報告書(外部調査委認定を否定する見解を表明)</p>	<p>委員：(デロイトトーマツフィナンシャルアドバイザーー合同会社 公認会計士)</p> <p>中島 祐輔</p>	<p>EV充電事業において活用するSPCスキームを、非連結として取り扱うことを前提とした会計処理について、監査法人に疑義を示す外部通報があったことを契機に、従前説明を受けていない事項があったとして、監査法人(あずさ)が調査を求めたことにより行った調査</p>	<p>SPCの意思決定機関の支配の有無に関連し、代表取締役CEOである城口氏とSPCの最大出資者との間に金銭消費貸借契約が存在していることをあずさに説明しなかった点について、外部調査では、「城口氏が、本SPCがENE社の連結子会社と判断されることを避けるため、あずさ監査法人に対して意図的に本金銭消費貸借契約の存在を隠蔽していたとの事実は認められなかった。ただし、本調査において認められた諸事情に鑑みると、城口氏は、本金銭消費貸借契約の存在が本件会計処理に与える影響について、十分に確認しようとする意識が乏しかったと言わざるを得ない。」と認定。</p> <p>とりわけ、Slackにおいて城口氏がCFOのA氏に対して「僕はG社にとか貸し付けてもいいよね実際。(直接するとダメなんだろうけど)。」と質問し、A氏が「G社への貸付けは実際問題ない(ばれない)と思います。」等と回答した事案については、貸付が表面化した(ばれた)場合には本件会計処理に影響を及ぼし得るといふA氏の認識を有していることと解されるため、城口氏も同様の認識を有していることが問題となるが、「関連するSlack上のやり取りは、短時間のうちに多数の投稿が繰り返されている状況であると認められ、上記のやり取りはそのような状況下での単発的なものであるから、その証拠評価は慎重に吟味する必要がある。また、城口氏は「貸し付けてもいいよね」と尋ねているものであり、本件会計処理に影響し得るかを直接的に尋ねているものではなく、回答者のA氏も、「ばれない」とは具体的にいかなる趣旨であるのかを明示しているものでもない。」などと述べ、城口氏が同様の認識を有していたと認定することはできない」と結論付けている。</p> <p>さらに、関連するSlackの削除行為なども認められたが、自らすぐに復元を指示しており、城口氏は削除理由について、以前から本金銭消費貸借契約が本件会計処理に影響し得ると認識していたからではなく、「狼狽のあまり突発的にやってしまった」と説明している。これに対しては「上場企業の連結財務諸表の作成に責任を負うべき経営者として不適切な行為であったといわざるを得ない。」などと非難しつつも、「かかる経緯自体はそれ自体成立し得るものと考えられる一方で、このような城口氏の供述に反する客観的事実は確認されていない(以前から城口氏が認識していたことを明示的に示すメール等はフォレンジック調査で確認できず)」とし、削除行為の事実をもって、「あずさ監査法人に対して意図的に本金銭消費貸借契約の存在を隠蔽していたと認定することまでは事実の評価として飛躍がある」と認定している。</p>	<p>外部調査委員会は、定義こそないが、不正の認定には、意図・認識が必要という理解に立っていることは明白である。そのうえで、城口氏は重過失的な不適切な言動はあれど、意図的ではないので不正ではないとの認定になっていいると思われる。</p> <p>一方のあずさは、外部調査委員会と異なり、不適切な言動などから城口氏らの供述の信用性を明確に否定し、客観的に「意図的」な隠蔽などの事実を認定し、不正であるとの結論を出している。重過失=不正の立場には立っていない。</p>

9612 東証プライム	株式会社ラックランド PwC Japan	2024/2/14 2024/3/7 2024/4/1 2024/4/16 2024/4/12	<特別調査委員会>  (1)本件事案の事実関係の調査  (2)本件事案に類似する事象の存否及び事実関係の調査  (3)上記(1)及び(2)の調査で確認された事実に関する原因究明及び再発防止に向けた提言	委員長:(東京国際法律事務所 弁護士)  森 幹晴	税務調査で指摘された、重複精算や、社長単独、家族帯同などの事業関連性のない精算等、望月社長の交際接待費等に関する不適切行為の調査	委員会は、望月社長から合理的な説明が得られなかった経費精算について、不適切と認定している。不正と認定していないのは、望月社長が「意図的に行ったものではない」と述べ、反論を行っているからであると思われるが、重複精算については私物を購入した際に、自己又は秘書を介して領収証但書に実際に購入した商品と異なる品名を贈答品名目で記入させたことが確認され、「不適切な経費精算を計画的に実行していたことを窺わせるものである」としている。 また、調査過程で、会社から仮払金として望月社長の個人口座に支払われた資金が、望月社長の資産管理会社を経由して、売上として計上した長期売掛金の返済の原資に充てられている疑義も判明。注文者(Y社)の与信管理の不備などが原因で多額の売上債権を抱え、業績に与える影響が多々であることから、「なりふり構わぬ行動」をしたと評価され、銀行への虚偽説明などが認定され、社長の資金が返済原資に充当された疑いが払拭できないとされ、会計監査人及び及び証券会社に対しても、原資に疑義のある債権回収を通常の債権回収に仮装した報告を行っていたなどと評価されている。	「認識」の認定において、意図的であることを優に認定できると思われる記述が散見されるが、意図的な不正との認定はされておらず、「不適切」との記載にとどまる
6365 東証スタンダード	株式会社電業社機械製作所 EY新日本	2024/2/13 2024/3/11 2024/4/30	<特別調査委員会>  (1)本件不正利用に関する事実関係、経緯等の確認、本件印章管理不備疑義に関する調査・検証  (2)本件情報伝達不備疑義に関する調査・検証  (3)本件疑義と同様ないし類似する案件の有無・内容の調査・検討  (4)上記各号の調査結果を踏まえた当社財務諸表等への影響の検討  (5)原因究明及び再発防止策の検討・提言  (6)その他特別調査委員会が必要と判断する事項	委員長:(のぞみ総合法律事務所 弁護士・公認不正検査士)  結城 大輔	印章の管理が不十分であり印章の不正利用の疑義及び印章の不正利用にかかる内部統制の不備に関する疑、並びに本件不正利用が判明した後の取締役会、取締役監査等委員への情報伝達についても不備があった疑義	印章については不正利用と認定されているが、調査過程で判明した会計処理への疑義(原価計上・増額の遅延や、案件をまたぐ原価の付替え、売上計上時期の前倒しに係る疑義)については、全社的に行われていたものの、不正とは認定されていない。 問題となった会計処理が全社的に行われた背景には、原価管理体制の抜本的見直しにより、予測数値と実績数値の乖離を生じさせないことが重視され、従業員に予測数値との乖離を生じさせないというプレッシャーが広がったということがあり、例えば付け替えは、一定基準を上回る実際原価を計上することに対する抵抗感や事務作業上の負担を回避する目的から行われたものがあり、売上げの前倒し計上は、「誤った理解の下に行われたものであって、不正の意図に基づくものではなかったことが認められる」などと評価されている。 さらに、トップを含む経営層は「長期間、多数人が関係する行為がなされていた経緯に照らせば、D6氏(注:社長・会長)としては、本来の意味を失わせるような付替え等による数値管理が思考停止でこれだけの規模で行われ続けていたことを把握すべきであった」などと指摘されつつ、「不正又は不適切な会計処理により決算を操作しようといった意図で、これらの原価付替えを明確に認識したり、報告を受けたりしていたと認められるような事情は確認されていない」としている。	不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提としていると思われる
9025 東証プライム	鴻池運輸株式会社 トーマツ	2024/3/14 2024/4/19 2024/2/9	<内部統制調査委員会>  (1)本件架空請求の調査  (2)本件不正疑義の調査  (3)上記(1)及び(2)の類似事案の有無の調査  (4)調査の結果判明した行為が財務諸表に与える影響  (5)発生原因の分析及び再発防止策の提言	委員長:(弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所所長 弁護士)  山田 庸男	従業員による、取引業者と共謀しての架空の外注費用などの計上	架空請求は、D支店のA1課長が、部下と通謀し、取引業者の協力を得て、架空業務を発注し、虚偽の請求書等により資金を不正に流出させ、一部はキックバックを受けるなどして着服もしていたという明らかな不正。 さらに調査過程で、「不正な貯蔵品の消込」「不正な原価の付替え」「不正な先行支払」など様々な問題も見つかっており、すべての行為について、各人の認識を認定。すべてにおいて、少なくともA1課長が認識していたことを認定しており、「不正」と評価している。	不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提としていると思われる

8145			2024/2/9										
名証メイン			2024/4/8										
	中部水産株式会社	太陽		2024/4/13	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1) A社及びB社と当社との間で発生した不適切取引の事実確認</p> <p>(2) (1)の不適切取引の財務上の影響評価と取るべき会計上の対応</p> <p>(3) (1)の不適切取引と類似する事象の有無</p> <p>(4) (1)及び(3)において検出された不適切事象の原因調査</p> <p>(5) 再発防止策</p> <p>(6) その他特別調査委員会が必要と認めた事項</p>	委員長:(小川薫公認会計士事務所 公認会計士)	小川 薫		A社から仕入れた商品をB社へと販売した取引の実在性に疑義など	<p>外形的に見ると、当社を含めた循環取引、架空取引が行われているが、担当のX1課長らは知らず、(ごく一部を除き)巻き込まれたものと説明。委員会は、会社側の供述の信用性の慎重な検討、フォレンジック調査、B社への反面調査などで詳細な調査を実施。</p> <p>結果、ABとの循環取引については、「B社側の商品需要も正しく把握せずに長期間にわたり高額な取引を継続したこと自体については不適切であったと言わざるを得ない。しかし、だからといってそのこと自体をもってX1課長が循環取引と知っていたことの根拠とすることは論理の飛躍と言わざるを得ず、その他、デジタルフォレンジック調査の結果によっても、X1課長が本件A社取引について循環取引・架空取引であったと認識していたと認めるに足りる証拠は検出されていない。」などとし、</p> <p>X1課長が異常な取引であるとの認識を持たなかった点について落ち度がないとはいえないものの、「A社により仕組まれた循環取引に巻き込まれたものであり、当社営業担当者及びその上長らは循環取引であるとの認識はなく、また、架空取引であるとの認識もなく売買代金相当額を騙し取られた」と認定して、不正とはしなかった。</p>	不正の認定には、意図・認識が必要という理解を前提に、客観的には循環取引等の不正が存在する状況下で、少なくともA社関連については循環取引等への認識を否定する認定。会社側の供述通りA社関連は不正ではないと結論づけていると思われる。また、少なくとも過失は認定しつつ、不正を否定している。		

証券コード 上場市場	会社名	会計監査人 (第三者委員会設置前)	不祥事に関する適時開示	第三者委員会等の調査報告書の適時開示	第三者委員会、社内調査委員会等の目的	第三者委員会等の委員長	事案ないし調査の概要	行為者の故意過失や、意図に関連する記載事項	評価
			日付	日付					
3856 東証スタンダード	Abalance株式会社	中部総合	2025/8/12 2025/9/2	2025/12/17	(1)以下の事実関係に関する各調査 ① 監査等委員会による2024年3月13日付調査報告書に関する再調査 ② 大和町太陽光発電所に係る減損及び申請書類に対する調査 ③ 関連当事者取引に関する調査 (2)類似事象の有無の調査 (3)上記(1)及び(2)による当社の連結財務諸表等への影響額の算定 (4)上記(1)記載の事実が生じた原因究明と再発防止策の提言 (5)その他、委員会が必要と認めた事項	委員長:(本澤法律事務所 弁護士) 本澤 順子		財務諸表の虚偽記載に関する「不正」(粉飾)の判断は、 ・「故意」に限られず ・通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかかわらずこれを見逃したような「重過失」がある場合も、広義の「不正」に該当し得ることが会計上の慣行である	意図・認識の有無のみならず、重過失の有無により不正を認定
1813 東証プライム	株式会社不動産テトラ	あずさ	2025/8/6 2025/10/29 2025/11/28	2025/12/1 2025/12/3	<特別委員会> (1)必要な事項についての原因究明 (2)原因究明の結果を踏まえた追加的な再発防止策の提言 (3)上記の結果を記載した報告書の作成	委員長:(プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士) 池永 朝昭	2022年に発覚した、協力会社への架空工事・水増し発注などを行うことによる、原価付け替えや私的流用等の不正行為の再発	社内調査で判明した以上の架空発注やプール金づくり、現場間の原価付け替え等が明らかとなり、また、社内調査では認められなかった、役員や支店の管理職社員などの関与も認定。 一方、他部署の不正調査として、国税からの指摘による利益先送りの過少申告の疑義については、「合計で約1億2500万円もの過少申告の指摘を受けたことからは、当期における工事原価の計算は慎重さを欠くところがあったとの非難をされ得るものではあるが、当委員会の調査によっても、これを超えて意図的に利益を圧縮しようとしたなどの会計不正が行われたとは認められず、それ自体を不適切行為とは認定できないものと判断される。」と認定(ただし会議体への報告の点などには問題あり)。	意図の有無により不正を認定していると思われる
6548 東証グロース	株式会社旅工房	やまと	2025/6/5 2025/8/8 2025/8/29	2025/9/1	<特別調査委員会> (1)本件事案に関する事実関係の調査 (2)本件事案に類似する事案の存否及び事実関係の調査 (3)上記(1)及び(2)による当社の連結財務諸表等への影響額の確認 (4)発生原因の分析と再発防止策の提言 (5)その他、特別調査委員会が必要と認めた事項	委員長:(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士) 三宅 英貴	雇用調整助成金等の不正受給、不適切なソフトウェア資産の計上等	サイバー攻撃(黒塗り部分のため不詳)対応について、一度目は、本来営業外費用が特損として計上すべきところ、区分掲記による開示を回避すべく、支払手数料として販管費計上。 二度目は、社長から、販管費として計上し、可能であれば一括費用計上を避ける旨の指示を受け、コーポレート部門が汎用性のあるプログラムの購入と独自に整理し、ソフトウェア資産としての計上の妥当性をEY新日本と真摯に議論することなく計上。その際、実態と異なる明細での請求書の作成をさせた上で、EY新日本にも同請求書を提示するなどしており、これらは一部の役員も関与及び認容した上で行われ、悪質性も高い。 社内では、一時期は支払手数料として販管費での費用計上を行う方向性となっていたが、費用計上では金融機関に提示した損益予想額に齟齬が生じて資金調達にも支障が生じるという懸念から、ソフトウェアとしての資産計上に至っており、こうした経緯からすれば、財務諸表の利用者を欺く意図があったとの評価も免れない。	意図があり不正であるとの認定

5966 東証スタンダード	KTC(京都機械工具株式会社)	PwC Japan	2025/6/2	2025/6/30	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)当初事案に係る事実関係の調査</p> <p>(2)KTC及びKTC連結子会社における当初事案に類似する事象の有無の調査</p> <p>(3)上記につき不適切な会計処理が判明した場合における連結財務諸表等への影響額の算定</p> <p>(4)上記にかかる原因の究明(当初事案の発生原因、内部統制にかかる状況等を含む)及び再発防止策の提言</p> <p>(5)上記のほか、特別調査委員会が必要と認める事項</p>	<p>委員長:(プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士)</p> <p>渡邊 宙志</p>	<p>子会社の北陸ケーティーツール株式会社において、当該子会社の経営層が関与し過年度に亘って不適切な会計処理が行われていた疑義、並びに、当社取締役常勤監査等委員が2025年3月期における不適切な会計処理を知りながら適切に対応していなかった疑義</p>	<p>北陸KTCにおいては、2020年3月期以前に、仕掛品の標準原価を上乗せすることや仕掛品の数量を過大計上すること等により仕掛品を意図的に過大計上するという会計処理がなされていた。さらに架空在庫の存在が発覚しないよう隠ぺい行為がなされていた。</p> <p>このような不適切な会計処理・隠ぺい行為は、北陸KTCの役員だけでなく部長や課長クラスの従業員も含めた複数人の関与の下で行われており、不正行為である。</p> <p>しかし、2020年、当時の常勤監査等委員は、詳細な原因調査を行わないまま、棚卸資産残高が増大していた原因の大部分は、低価法の適用漏れがあった会計処理の理解不足による誤謬であって、故意に過大計上したのではないと結論づけた。</p> <p>結果、北陸KTCの側には、不正を行ったとしても、会計的手当てを通じて処置がされ、厳しい追及が行われることはない、との誤った成功体験が形成され、その後の不正を許す環境が温存されてしまった。</p>	<p>意図があり不正であったのに、それを見逃ごして誤謬と判断したとの認定</p>
9444 東証スタンダード	株式会社トーシンホールディングス	有限責任中部総合	2025/5/9 2025/5/20 2025/8/29	2025/9/4	<p>(1)本事案にかかる事実関係調査(同種又は類似事案の有無を含む。)</p> <p>(2)本事案による当社連結財務諸表等への影響の検討</p> <p>(3)本事案が発生した原因の分析と再発防止策の検討・提言</p> <p>(4)その他、第三者委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員長:(鈴木・久保田法律事務所 弁護士)</p> <p>鈴木 智</p>	<p>連結子会社である株式会社トーシンモバイルの売上取引の一部で計上根拠の信ぴょう性に疑義が生じた事実</p>	<p>報告書中の多数の会計上の虚偽表示のうち、「不正」は意図的な不正行為、不正の事実認定まで至らなかった虚偽表示を「誤謬」と整理していると続ける。</p> <p>例えば、元経理担当取締役a氏のヒアリングは実施できなかったが、例えば買掛金の項目調整など、多くの虚偽表示については、「不自然に仕訳伝票が複数修正されていること、財務報告用の代理店精算書と精算用の代理店精算書の2種類が作成されていること」といった状況証拠や、a氏が指示や容認をするLINEのやり取りから、a氏の関与した意図的な不正行為と認定。</p> <p>一方で、代理店精算業務担当のd氏についても、退職しておりヒアリングは未実施であるが、例えば代理店精算の過誤の精算と売掛金の消込漏れについては、売掛金は、当初はd氏の代理店精算業務の過誤により生じたものであったが、その後A社との間で精算が完了しているところ、A社には残高確認においてTSHDグループにおいて計上している残高と一致する内容で回答するよう指示したことからすると、意図的に売掛金の精算が完了していることを隠蔽した可能性も否定できないが、これを明確に示す資料は不相当であり、単なる売掛金消込漏れの可能性もあるため、不正とまでは認められないとして、誤謬と認定。</p> <p>また、創業家会長については、本来翌期に計上すべき売掛金を当期に計上することにより、当期の移動体通信関連事業の利益を減額させるための代理店精算における売掛金の計上金額の調整に関し、社内ワークフロー上のやりとりから、会長とa氏いずれが主体的に主導して実行したのかは定かではないが、両者が深く関与して行われた不正行為と認定。</p>	<p>意図の有無により不正と誤謬を区別していると思われる</p>

3814 東証グロース	株式会社アル ファクス・フ ード・システム	HLB Meisei	2025/5/8  2025/7/25	2025/7/30	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)会計処理に関する疑義についての客観的な事実関係の調査</p> <p>(2)上記の調査及び検証の結果、財務諸表に影響を与えるものと認められる場合には、その影響額の調査</p> <p>(3)上記について問題が認められた場合の原因の究明と再発防止策の提言</p> <p>(4)その他、上記に付随して当委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員長：(神久治郎公認会計士事務所 公認会計士)</p> <p>神久 治郎</p>	<p>周辺サービス事業における配 膳ロボットに関する売上計上 についての一部疑義及び 2022年に売却したホテルにつ いて外部販売として計上して いるものにかかる疑義等</p>	<p>報告書中、一貫して「不適切な会計処理」と記載している が、例えば藤井業務執行取締役について、少なくとも、配膳 ロボットに関するY社に対する売上計上については、「返品に 関する合意がある場合には売上計上が認められないことを 認識した上で、資金繰りを優先するために、本監査法人に 対して、返品に係る合意が定められた覚書の存在を意図的 に秘匿したことが認められる。」として、不正の意図を認定し ている記述がある。</p> <p>また、田村業務執行取締役については、R社に対するホテ ル売却益の計上に関し、「Qホテル社(旧R社)がAFS社の 連結に範囲に含まれる可能性があるという指摘を受けない ように、本監査法人からQホテル社(旧R社)に対するAFS社 関係者による出資又は債務保証の提供の有無を問われた 際に、実際は存在するにもかかわらず、存在しないと虚偽 の回答を行い、本監査法人が連結の範囲に含まれるべきか 否かを検討する契機を奪った」とし、結論として、藤井、田村 両名が「明確に不適切な会計処理を行う意図、又は、少なく とも不適切な会計処理になる可能性があるが、そうだったと しても構わないという未必の認識があったと言わざるを得な い。」と指摘。</p>	<p>意図や未必の認識 を認定している。 しかし、結果として 不正か誤謬か判 断しておらず、意図 的であっても「不適 切」との記載にとど まる。</p>
1757 東証スタン ダード	株式会社創建 エース	公認会計士柴 田洋 公認会計士大 瀬秀樹	2025/3/19	2025/6/30	<p>&lt;特別調査委員会&gt;</p> <p>(1)本件疑義に関する事実関係の調査および会計処理の 適切性・妥当性についての検討</p> <p>(2)本件疑義に類似、関係する事象の事実確認</p> <p>(3)調査の結果、判明した事象が連結財務諸表に与える影 響</p> <p>(4)本件疑義の原因分析、適切な会計処理および再発防 止策の提言</p> <p>(5)その他、特別調査委員会が必要と認めた事項</p>	<p>委員長：(善国寺坂法律事務 所 弁護士)</p> <p>大下 良仁</p>	<p>子会社と特定取引先との取 引の実在性および当該取引 先に対する債権の資産性につ いて疑義がある旨、証券取 引等監視委員会開示検査課 から指摘を受けた事案</p>	<p>グループ企業がA社から受注したとされる工事請負契約に ついて、当委員会による調査の結果、人工の融通、資材の 仕入などの工事に関与している事実を確認することができ ず、工事に実質的に関与していなかったことが相当程度の 蓋然性をもって疑われ、工事請負契約としての経済的実質 を具備していないことが確認された。また、A社案件の工事 の中には、架空であると推察される取引も存在したが、工 事自体への関与をしないまま商流に入った結果、グループ 企業は、意図せずこれらに関与するに至った。</p> <p>結果、A社案件について、結果として、建設業法の遵守が 不十分なまま、かつ不適切な会計処理をしていたものと評 値することができる一方で、「本調査の過程においては、旧 経営陣が、法令遵守の不十分性や、会計処理の不適切性 を認識しながら、それでも故意ないし意図的にA社案件を 進行させていた証拠までは、発見されなかった。」と認定。 なお、経営陣は、自らが営む事業の法律及び会計に関す る知見が欠落しており、外部専門家の意見を聴取したりし て、知見を補うこともしなかったとされる。</p>	<p>意図がなく不正では ないとの認定である と思われる また、経営陣にはか なりの過失があるこ とになるが、不正と は認定していない</p>

7116		2025/2/4	2025/4/21	<p>(1)DSSにおいて本通報で言及されている不適切な会計上の処理を行っている疑義、具体的には、①DSSが代理店等に販売した商品を他の代理店等を介して再度仕入れて販売する取引が存在するという疑義及び②DSSが商品を出荷せずに代理店等に販売する取引が存在するという疑義(以下、まとめて「本件被疑事実」という。)に係る事実関係の調査</p> <p>(2)本件被疑事実と類似する事象の有無等の調査(件外調査の実施)</p> <p>(3)本件被疑事実(及びこれに類似する事象)の存在が認定された場合の発生原因の解明及び究明並びに再発防止策の提言</p> <p>(4)本件被疑事実(及びこれに類似する事象)の存在が認定された場合の連結財務諸表への影響額の算定</p> <p>(5)その他当委員会が調査を必要と認め一切の事項の調査</p>	<p>委員長:(岩田合同法律事務所札幌オフィス パートナー弁護士)</p> <p>永口 学</p>	<p>DSSは、フリー在庫、預かり在庫という、在庫移動の伴わない売上計上を可能にするスキームで売上を拡大。また、監査法人からの預り在庫の発見回避行為の実施も行っていった。同スキームは直ちに不正となるものではないが、当時預り在庫の売上計上の可否を会計基準に照らして検討していたとしても、そのままでは売上計上が認められなかった可能性が高いと認定。売上の過大計上によるセキュリティ事業の業績水増しを意図したものであるとした。</p> <p>さらに、他に売上の架空計上や売上の前倒し計上がないかについて、取引先ヒアリングにおける情報提供から様々な取引等も調査しているが、これについては、結果、工事未完了状態での売上計上以外は、会計上不正とは認定せず、例えばC社との取引において、保守業務料の上乗せがパートナー取引に該当する可能性も否定できないしつつ、保守業務料の上乗せは会計の専門的な知識のない営業部門が実行したものであり、必ずしも当該行為が会計上不適切であるとの認識を持っていたとまでは認められないと判断し、会計上不正であるとは認定しないとした。</p> <p>なお、各在庫スキームについて、ダイワ創業者の岩本社長は、スキーム策定に関与し、指示したり、同スキームの存在を認識していたものではないと認定(ただし業績達成のプレッシャーを与えており、不適切な行為を行わないよう注意すべきであったとも認定)。一方で、DSS社長の前田氏、ダイワ管理部長の多賀氏は、LINEなどから、スキームを認識していたこと、それにもかかわらず解消する方策を十分に講じなかったことなどを認定している。</p>	
東証スタンダード	ダイワ通信株式会社	2025/4/18	2025/4/21		<p>子会社のデイズセキュリティ(DSS)とその取引先における売上げの過大計上の疑いが生じ、その後の調査で不正を認定。さらに8月には創業者岩本社長や資産管理会社とダイワ通信の間で不適切な不動産取引が認められた。</p>	<p>また、岩本社長やIWA(岩本氏が支配する資産管理会社)が保有する不動産を、不動産会社に間に入れて、ダイワ通信を借主とする賃貸借契約を締結し、賃料を受領しており、関連当事者取引の注記不記載等の問題があることが判明。岩本社長は、事業に役立っているなどと弁明したが、説明に合理性はなく、「直接の取引だと目立ってしまうのでそれを避けようという意図」が推認されるなどの認定がされている。</p> <p>なお多賀氏は、有価証券報告書への注記の必要性に関し、「IWAとの取引であって、IWAは法人であるので、1000万円以上の取引について開示しなければならない」という個人に関する重要性基準が適用されなかったと思っていた”などと会計基準の解釈を誤った旨、弁明したが、「多賀氏が公認会計士という専門家であることから考えると、本当に上記弁解のような基本的な解釈誤りをしていたとは考え難いことから、自己の重大な責任を回避しようと考えて、後から作出した虚偽答弁である可能性がある。逆に、仮に上記弁解が本当であったならば、公認会計士でありながら会計基準を読み間違えたまま内容虚偽の有価証券報告書を提出したということであって、重大な過失があったと認められる。」と認定している。しかし、当該重過失から不正や認識の肯定はしておらず、報告書は、「多賀氏は、本件4取引の全体像を知った経緯、時機について真実を述べているのか否か疑わしいところであるが、同人の供述を前提としたとしても、遅くとも上場準備段階では全体像を認識していた」と認定している。</p>	<p>意図、認識の有無により会計上不正かどうかを認定一方で、重過失による不正の認定は行っていない</p>
	トーマツ		2025/8/1				

1764 東証スタンダード	工藤建設株式会社	FRIO	2024/1/7	2025/2/7 2025/2/10	<p>&lt;社内調査委員会&gt;</p> <p>(1) 本事案に関する事実関係の調査</p> <p>(2) 本事案に類似する事象の有無の調査</p> <p>(3) 本事案の原因分析及び再発防止策の提言</p> <p>(4) 本件事案に関する連結財務諸表等への影響額の確定</p> <p>(5) その他、社内調査委員会が必要と認める事項</p>	<p>委員長:(プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士)</p> <p>竹内 朗</p>	<p>受注工事における不適切な原価管理(原価付替え・キックバック)等の等</p>	<p>意図、認識については以下の指摘がみられる。  ・建物管理事業部における仮払金計上工事の原価付替えについては、同部内で長年にわたり処理されてきた手法であり、管理職においては、その認知すらできていない状況であった。また実行担当者においても、オーナーにも工事業者にも迷惑のかからない処理であり、単なる事務処理の一環として、そもそも会計上許されない処理であるとの認識もなく行われており、従業員における会計上の基本的な知識の欠如が見受けられた。  ・本件不適切行為や建物事業管理部の原価の付替えにおいて、当事者らは原価の付替えが悪いことという認識があったと供述しているものの、そもそもどのようなものが禁止される原価の付替えであるのか、またなぜそれが禁止されているのかなど精緻に理解している者は少ないと見受けられた。特に X1氏は不正当時執行役員の立場であったにもかかわらず、原価付替えやそれに至るまでの数々の不適切行為(本覚書の締結など)を行っており、上場企業の管理職としてのコンプライアンス意識が欠如しているか、あるいは極めて鈍麻していると言わざるを得ない。  →また、X1氏については、調査委員会設置を認識して、付け替えの口止めや、メール削除を行ったことも認定している。</p>	<p>特に明確な言及はないが、不正は意図的なものという理解を前提として、行為者には、少なくとも、「なんとなくやっていた」というような認識はあり、不正であったという認定であると思われる。  なお、報告書内では冒頭で調査対象行為を「本件不適切行為」と定義してしまっており、基本的に「不適切」との表記で統一されているが、個別行為などに「不正」の表記が混在しており、件外調査の一部行為についてわざわざ、「不正な原価の付替え」とまでは認定できなかった」記載していることなどからして、調査委としては概ねの行為が「不正」と考えている(いた)ことがうかがわれる。</p>
------------------	----------	------	----------	-----------------------	---	---	--	---	---